

**平成 2 1 年度地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査
集計結果**

平成 21 年度地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査 集計結果

1. 調査概要

1-1 調査の目的

環境配慮契約（グリーン契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約である。グリーン購入と同様に、環境配慮契約は調達者自身の環境負荷を低減すると同時に、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型へ変えていく可能性を有する。

国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最善の環境性能を有する製品やサービスを提供する者と契約するこの仕組みは、環境配慮契約法（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律。平成 19 年法第 56 号。）が平成 19 年に成立、施行されたことにより、国や独立行政法人のみならず、各地方公共団体においても取組が始まりつつある。

環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる新しい経済社会の構築を目指して、公共機関自身の業務における環境負荷の低減の率先実行の必要性、公共部門の買い支えによる環境配慮型市場への転換、トータルコストを勘案した効率的な予算の活用などの意義の下、地方公共団体においても環境配慮契約を一層拡大していくことが求められている。

本調査は、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を調査し、今後の環境配慮契約法の契約方策検討の基礎資料とすることを目的として実施したものである。

1-2 調査の設計

- 調査対象：全国 1,844 地方公共団体（平成 21 年 9 月 1 日現在）
（47 都道府県、18 政令指定都市、788 区市、991 町村）
- 調査票の送付先：環境担当部局または調達担当部局
- 調査時期：平成 21 年 9 月～平成 21 年 10 月
- 調査方法：各地方公共団体に対し、宅配便配布、メール及び郵送回収（一部、FAX での回答含む）

1-3 設問の概要

調査項目は、以下の 5 つのテーマによって構成されている。

- ①環境配慮契約法の認知度（問 1）
- ②契約方針の策定状況について（問 2～3）
- ③基本方針に基づく取組実績について（問 4-1、5-1、6-1、7-1）
- ④取組の実績の把握及び公表について（問 4-2、4-3、5-2、5-3、6-2、7-2）
- ⑤取組の課題と現状について（問 4-4、5-4、7-3、8～16）

これらのうち、③基本方針に基づく取組実績、④取組の実績の把握及び公表、⑤取組の課題と現状について製品・サービスの分野別に整理し、以下のとおり、設問を作成した。

【表 I 設問の概要】

問番号	設問	問番号	設問
問 1	環境配慮契約法の認知度	問 2	契約方針の策定状況
問 3-1	契約方針の位置づけ	問 3-2	契約方針の公表状況、公表手段
問 4-1	電力の購入に係る契約の取組状況	問 4-2	電力の購入に係る契約の評価方法・評価項目
問 4-3	電力の購入に係る契約の実施状況	問 4-4	電力の購入に係る契約の障害
問 5-1	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組状況	問 5-2	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の評価方法
問 5-3	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の実施状況	問 5-4	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の障害
問 6-1	E S C O事業の実施状況と契約方式	問 6-2	E S C O事業に係る省エネルギー診断の実施状況
問 7-1	建築設計に係る契約の環境配慮型プロポーザル方式の制度化状況	問 7-2	建築設計に係る契約の実施状況
問 7-3	建築設計に係る契約の障害	問 8	環境配慮契約に取り組む上での阻害要因
問 9-1	環境配慮契約の推進を主管する部署の有無	問 9-2	環境配慮契約の推進を主管する部署名等
問 10	環境配慮契約に際して参考している情報	問 11	環境配慮契約の効果
問 12	環境配慮契約の進展のために必要な取組	問 13	OA 機器実態調査の準備
問 14	OA 機器に係る契約の取組状況	問 15	4 つの分野以外の環境配慮契約
問 16	国の基本方針の見直すべき点	問 17	環境配慮契約全般に関する意見、要望等
問 18	問い合わせ先		

1-4 回答の概要

回収数は 1,398 サンプル、回収率は 75.8%であった。規模別の回収数は、【表 II】を参照。今回の報告にあたっては、下表の区分による規模別の集計を行っている。

【表 II 地方公共団体の規模別の回収数】

	発送数	回収数	回収率 (%)
都道府県・政令指定都市	65	65	100.0
区市	788	641	81.3
町村	991	692	69.8
合計	1,844	1,398	75.8

※政令指定都市については、平成 21 年 9 月 1 日時点の 18 都市で集計。

1-5 集計の概要

表 II に示した地方公共団体の規模別集計を基本とし、継続して調査している設問については、平成 20 年度に行った調査との比較を行った。また、割合等の集計結果については、四捨五入の関係で、合計が必ずしも一致しない場合がある。

2. 調査結果

環境配慮契約法の認知度

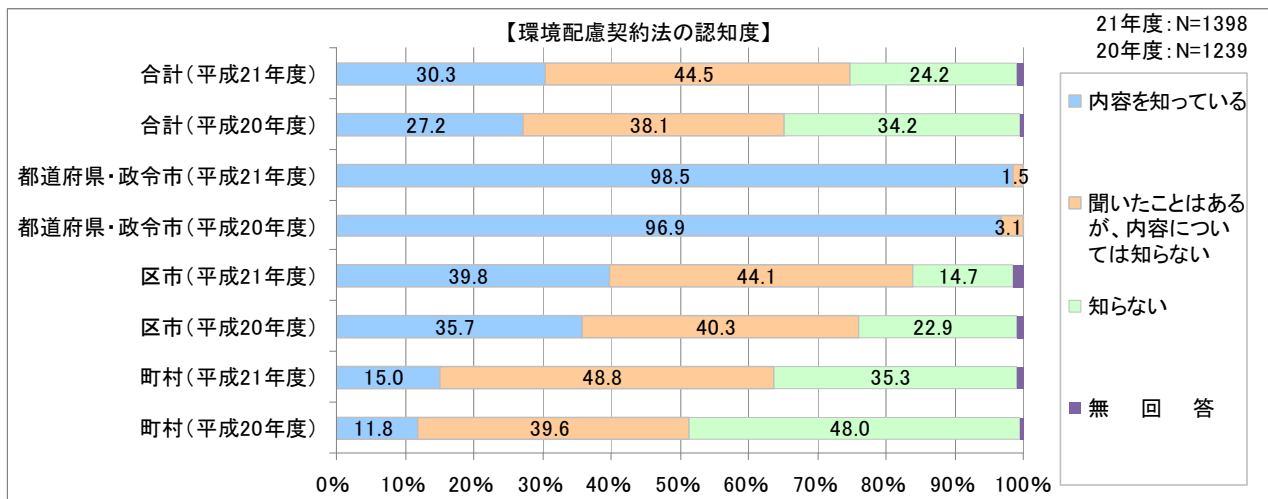
問1 「環境配慮契約法」を知っていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度に、「環境配慮契約法の内容を知っている」と回答したのは全体（合計）の30.3%となった。平成20年度と比較して、環境配慮契約法の認知度¹は3.1%増加した。

団体の分類別では、平成20年度と比較して、区市で4.1%、町村で3.2%、環境配慮契約法の認知度が増加した。一方で、「聞いたことはあるが内容については知らない」という回答は38.1%から44.5%に増加しており²、法の内容の普及が求められている。

表 環境配慮契約法の認知度

団体の分類	（件数）（上段）（件）（下段）	の1内容「環境配慮契約法」	内は2容聞に「環境配慮契約法」	3知らない	無回答
合計	1398 100.0	423 30.3	622 44.5	338 24.2	15 1.1
都道府県、政令市	65 100.0	64 98.5	1 1.5	-	-
区市	641 100.0	255 39.8	283 44.1	94 14.7	9 1.4
町村	692 100.0	104 15.0	338 48.8	244 35.3	6 0.9



¹ 「環境配慮契約法の内容を知っている」との回答を認知度を判断する指標として整理した。

² 環境配慮契約法は区市町村における普及が課題となっており、今回これらの地方公共団体からのアンケート回収率が増加したことが一因として考えられる。

契約方針の策定状況

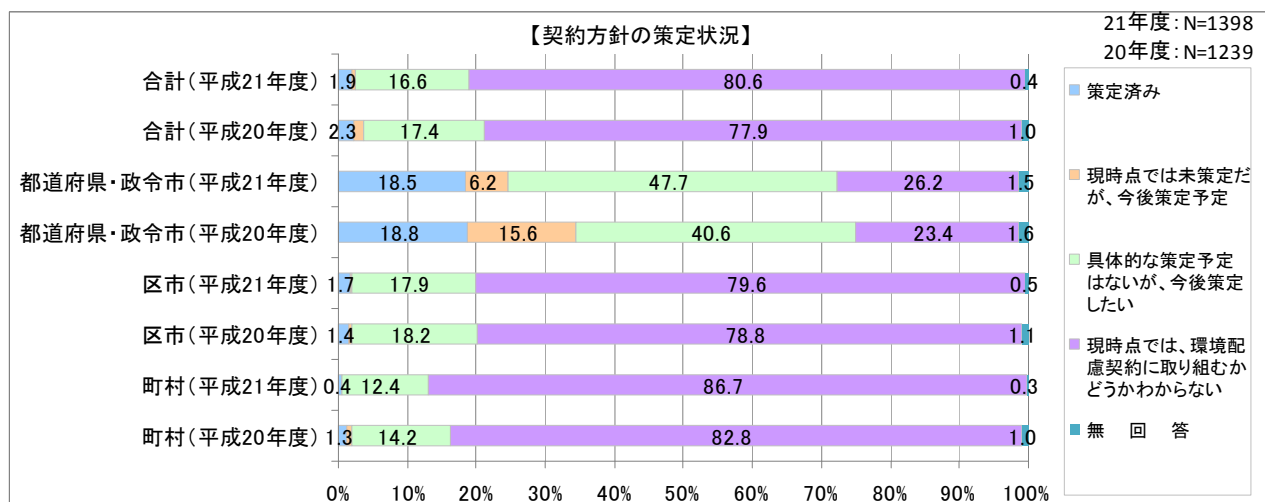
問2 『契約方針』の策定期間又は策定予定期間はいつごろですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

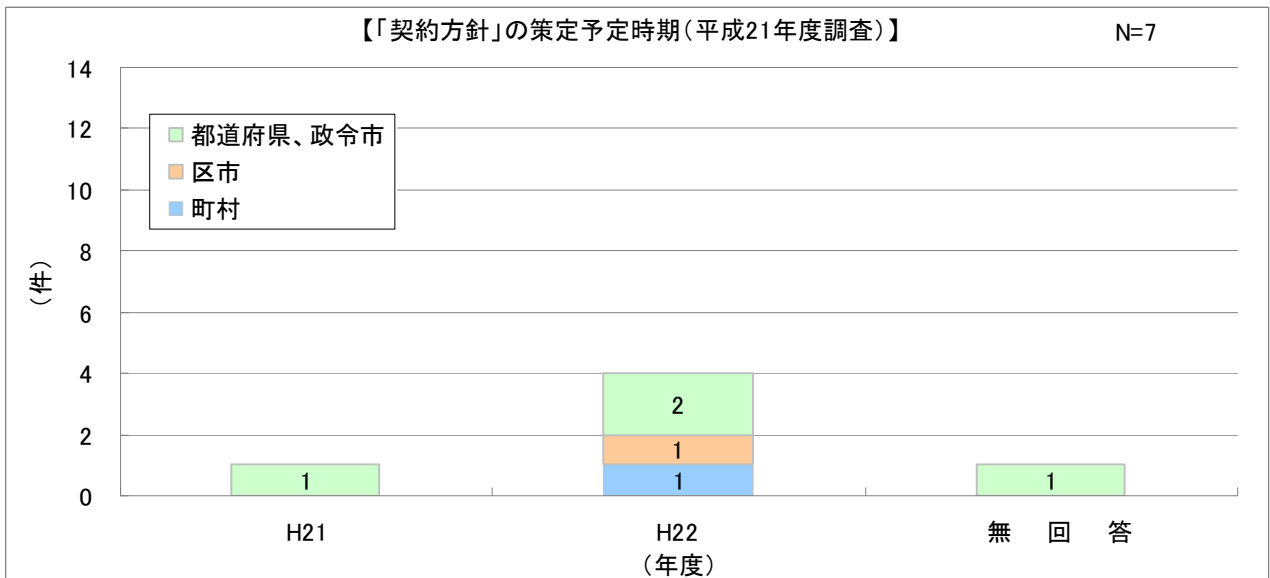
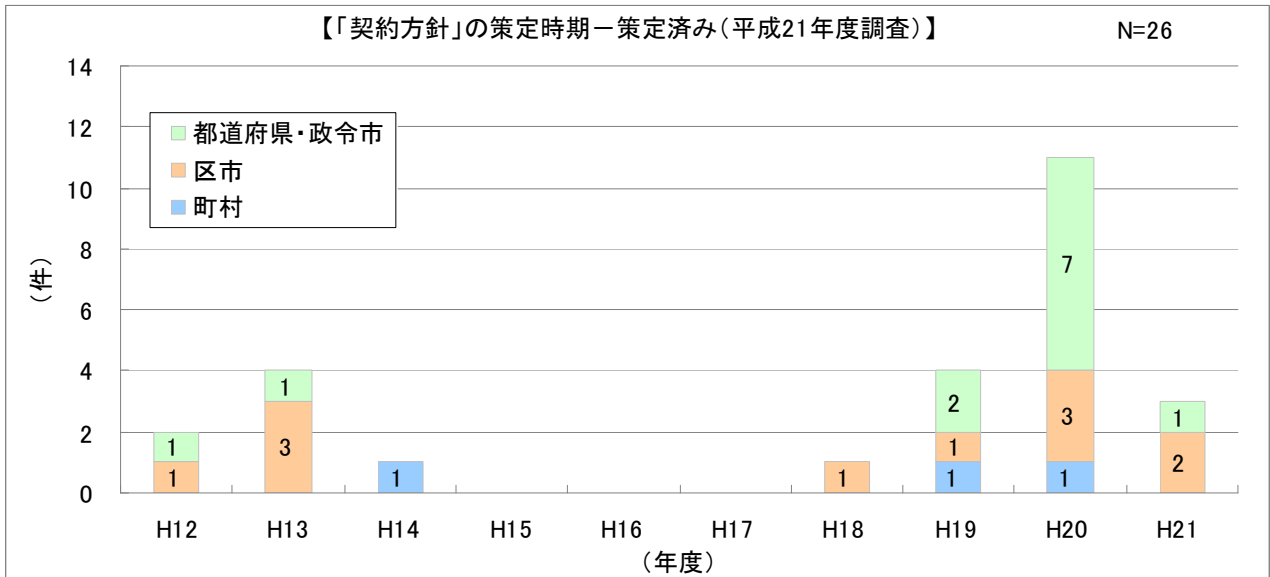
平成21年度において、「契約方針を既に策定している」と回答した割合は全体の1.9%であった。

平成20年度と比較して、全体（合計）および全分類（都道府県、政令市、区市、町村）において、「現時点では環境配慮契約に取り組むかどうかわからない」という回答率は微増している。都道府県・政令市では、72.4%の団体が契約方針を策定する方向で進めているが、区市の79.6%と町村の86.7%の団体は「取り組むかどうかわからない」と回答している。

表 契約方針の策定状況

団体の分類	下 件 段 数 (% 上 段) (件) 、	1 策 定 済 み	2 だ が 現 時 点 後 で は 策 定 未 予 策	3 し は た な 具 体 的 な 策 定 予 策	4 ど う 契 約 時 に 取 り 組 む 環 境	無 回 答
合 計	1398 100.0	26 1.9	7 0.5	232 16.6	1127 80.6	6 0.4
都道府県、政令市	65 100.0	12 18.5	4 6.2	31 47.7	17 26.2	1 1.5
区市	641 100.0	11 1.7	2 0.3	115 17.9	510 79.6	3 0.5
町村	692 100.0	3 0.4	1 0.1	86 12.4	600 86.7	2 0.3





契約方針の位置付け

＜問2で「1策定済み」、「2策定予定」または「3策定したい」と回答した地方公共団体への調査＞

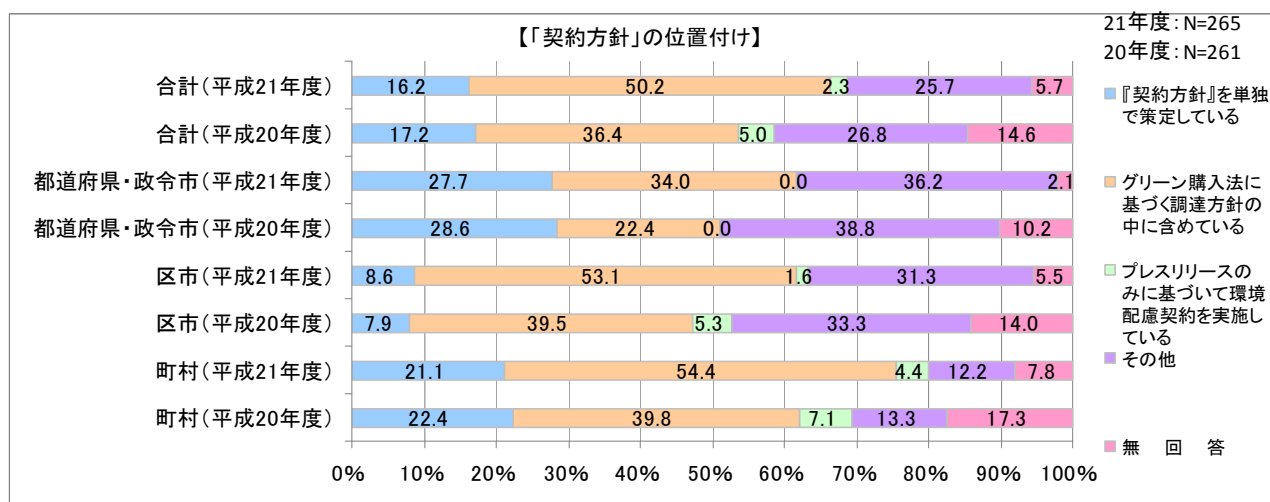
問3-1 『契約方針』はどのような位置付けですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、最も多くの回答となったのは、「契約方針をグリーン購入法の調達方針の中に含めている」という位置づけであり、全体の50.2%となった。また、「契約方針を単独で策定している」という回答は、都道府県・政令市では27.7%、町村では21.1%であったが、区市では8.6%であった。

「その他」の回答において、具体的な事例としては、地球温暖化対策実行計画、地球温暖化防止実行計画、環境基本計画、環境マネジメントシステムへの位置づけが挙げられた。

表 契約方針の位置付け

団体の分類	(件数) (%)(上段) (件)(下段)	1 策定『 し契 て約 い方 針』 を単 独	2 てづ いく る調 達方 針の 購中 入に 法に 含に め基	3 をに 実基 施づ しい レて てス い環 境リ 配ー 慮ス 契の 約み	そ の 他	無 回 答
合計	265 100.0	43 16.2	133 50.2	6 2.3	68 25.7	15 5.7
都道府県、政令市	47 100.0	13 27.7	16 34.0	-	17 36.2	1 2.1
区市	128 100.0	11 8.6	68 53.1	2 1.6	40 31.3	7 5.5
町村	90 100.0	19 21.1	49 54.4	4 4.4	11 12.2	7 7.8



契約方針の公表状況

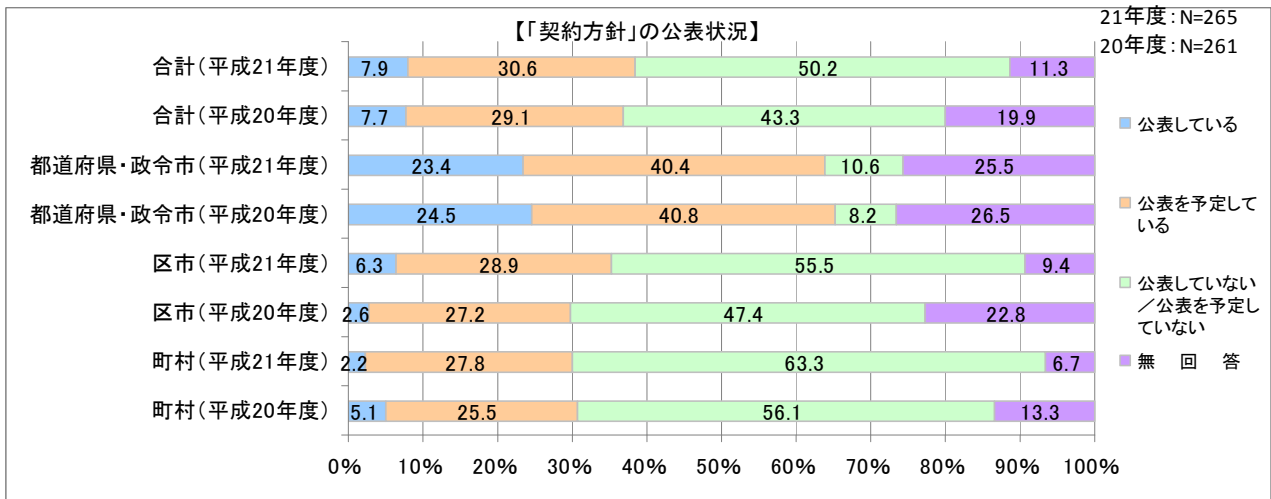
問3-2 『契約方針』を公表（または公表を予定）していますか。

平成21年度において、「契約方針を策定済み」または「策定予定」と回答した265団体のうち、その契約方針を「公表している」、または「公表を予定している」と回答した割合は全体の38.5%となった。

また、全体（合計）および全分類において、「契約方針を公表していない／公表を予定していない」という回答は、平成20年度と比較して増加したが、これは無回答の割合が減少したことの一因があると推察できる。

表 契約方針の公表状況

団体の分類	(件数) (%) (上段) (件) (下段)	1 公表している	2 公表を予定している	3 公表していない ／ 公表を予定していない	無 回 答
合計	265 100.0	21 7.9	81 30.6	133 50.2	30 11.3
都道府県、政令市	47 100.0	11 23.4	19 40.4	5 10.6	12 25.5
区市	128 100.0	8 6.3	37 28.9	71 55.5	12 9.4
町村	90 100.0	2 2.2	25 27.8	57 63.3	6 6.7



問3-2 「1公表している」、「2公表を予定している」場合、その公表手段について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

平成21年度において、契約方針の公表手段としては「ホームページによる公表」が最も多く、契約方針の公表または公表予定の102団体の82.4%にのぼる。これは、平成20年度と比較して、9.5%増加した。

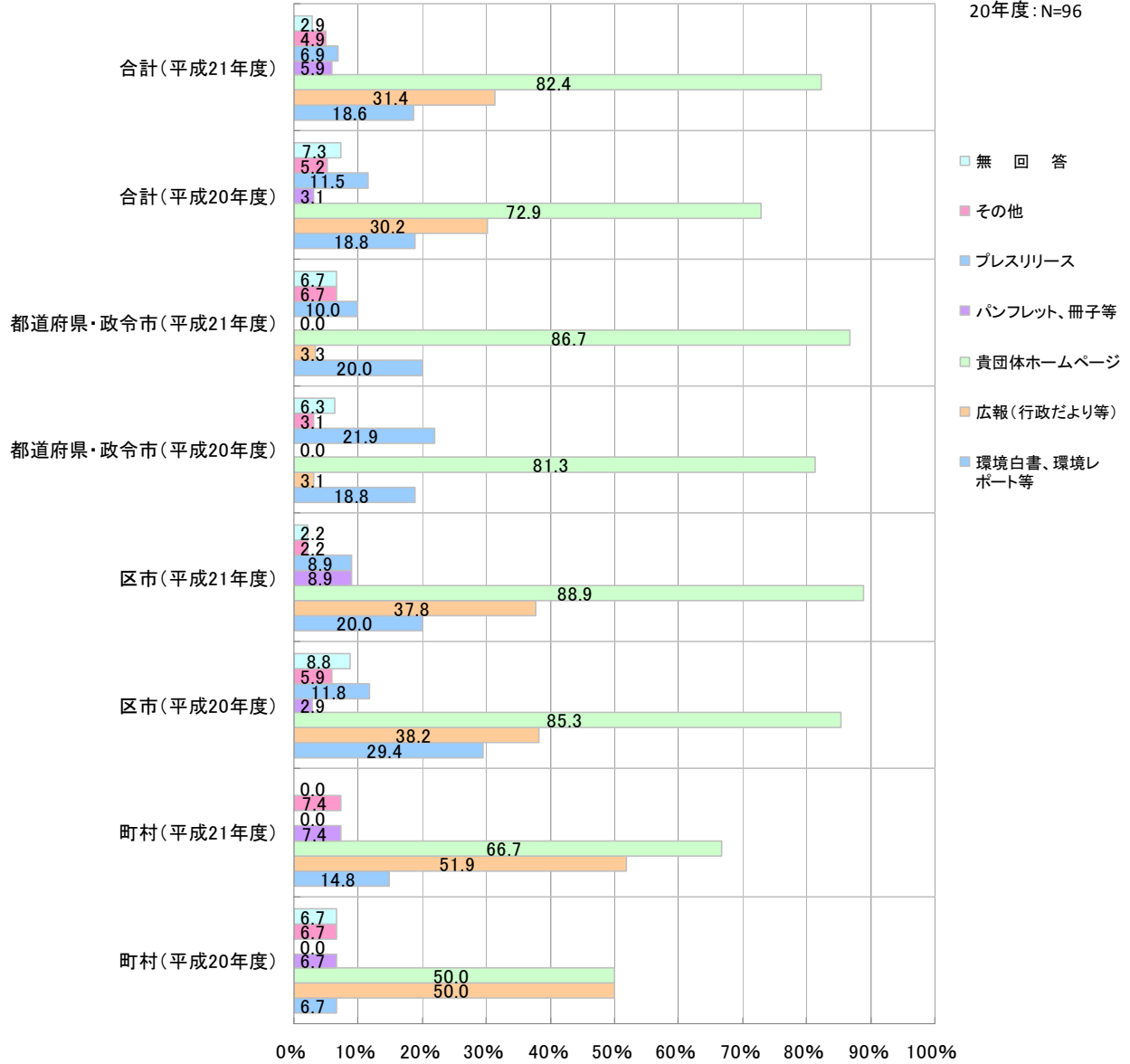
都道府県・政令市と区市では、「契約方針をホームページで公表する」という回答が9割弱となったが、町村では66.7%に留まった。一方、「広報で公表する」という回答は町村では51.9%、区市では37.8%であったことに対して、都道府県・政令市では3.3%であった。規模が小さく、市民との距離が近いと考えられる地方公共団体ほど、紙媒体による公表手段を選択する傾向が見られた。

表 契約方針の公表手段

団体の分類	下 件 段 数 (%上 段) (件)	レ ポ ー ト 等 環 境 白 書、 環 境	り 2 等) 広 報 (行 政 だ よ	ペ ー ジ 貴 団 体 ホ ー ム	冊 子 等 パ ン フ レ ット、	5 プ レ ス リ リ ー ス	6 そ の 他	無 回 答
合 計	102 100.0	19 18.6	32 31.4	84 82.4	6 5.9	7 6.9	5 4.9	3 2.9
都道府県、政令市	30 100.0	6 20.0	1 3.3	26 86.7	-	3 10.0	2 6.7	2 6.7
区市	45 100.0	9 20.0	17 37.8	40 88.9	4 8.9	4 8.9	1 2.2	1 2.2
町村	27 100.0	4 14.8	14 51.9	18 66.7	2 7.4	-	2 7.4	-

【「契約方針」の公表手段】

21年度：N=102
20年度：N=96



電力の購入に係る契約の取組状況

問4-1 電力の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組んでいますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

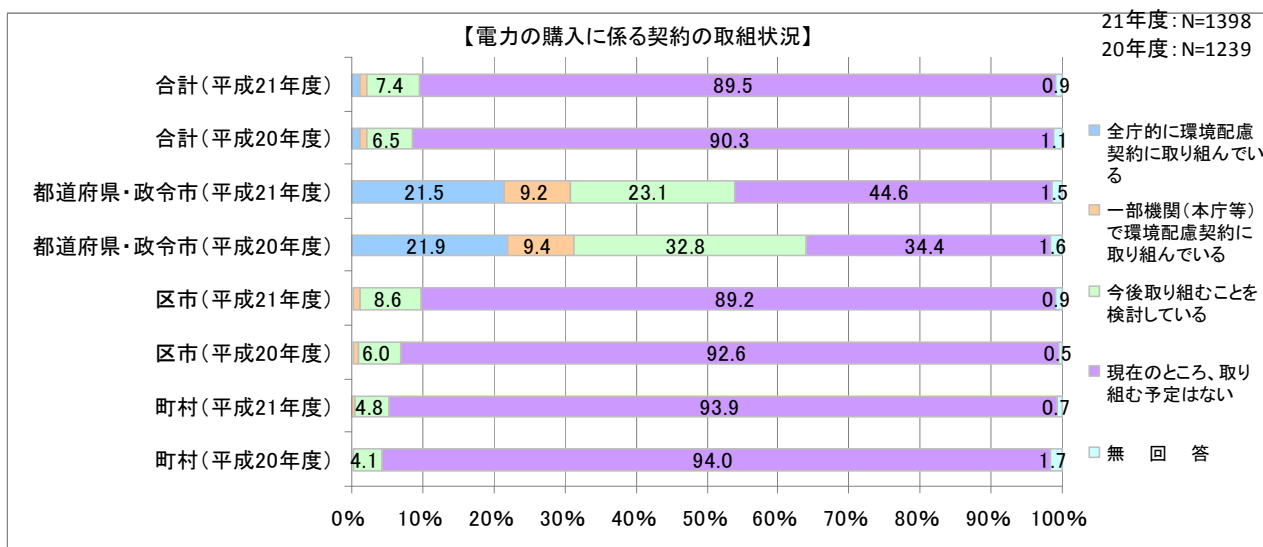
平成21年度において、電力の購入に係る環境配慮契約に取り組んでいる（全庁的および一部機関）と回答した地方公共団体は全体の2.2%（全庁的な取組1.1%、一部での取組1.1%）であった。

都道府県・政令市では、「取り組んでいる」および「今後取り組むことを検討している」をあわせて53.8%となった。一方、区市と町村では「取り組む予定はない」という回答がそれぞれ89.2%、93.9%となっている。

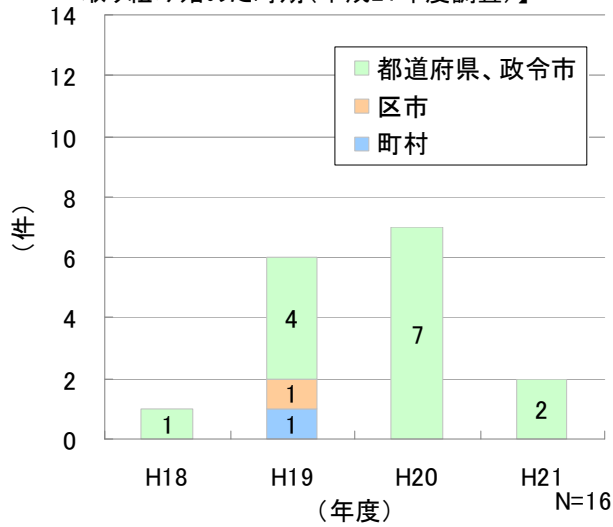
平成20年度と比較して、都道府県・政令市では、「取り組む予定はない」という回答が10.2%増加したが、区市と町村では「今後取り組むことを検討している」という回答が微増した。

表 電力の購入に係る契約の取組状況

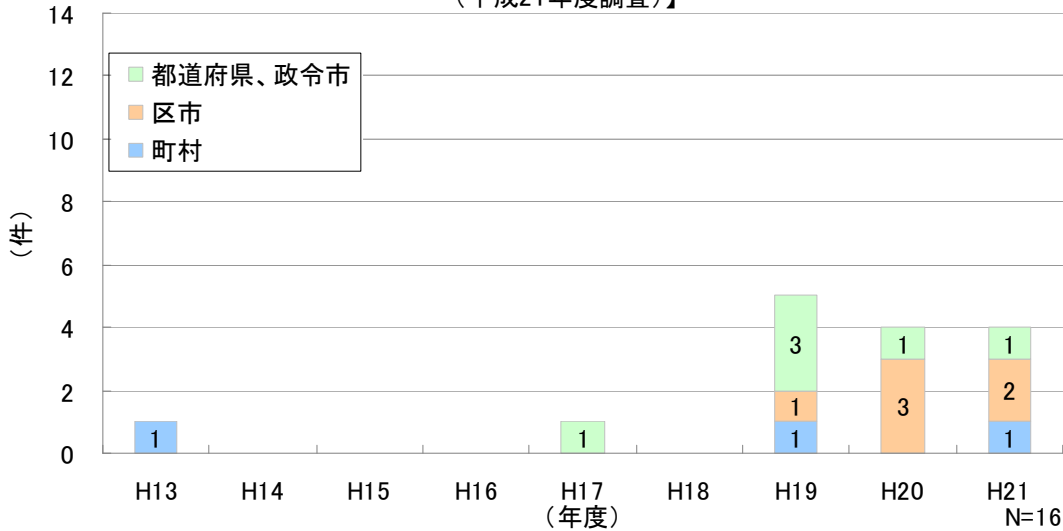
団体の分類	(件数)(%)(上段)(件)、下段	約1に全庁的に取り組んでいる環境配慮契約	約2で環境配慮機関(本庁等)に取り組んでいる	約3で今後取り組むことを検討している	約4で現在はないところ、取り組む予定はない	無回答
合計	1398 100.0	16 1.1	16 1.1	103 7.4	1251 89.5	12 0.9
都道府県、政令市	65 100.0	14 21.5	6 9.2	15 23.1	29 44.6	1 1.5
区市	641 100.0	1 0.2	7 1.1	55 8.6	572 89.2	6 0.9
町村	692 100.0	1 0.1	3 0.4	33 4.8	650 93.9	5 0.7



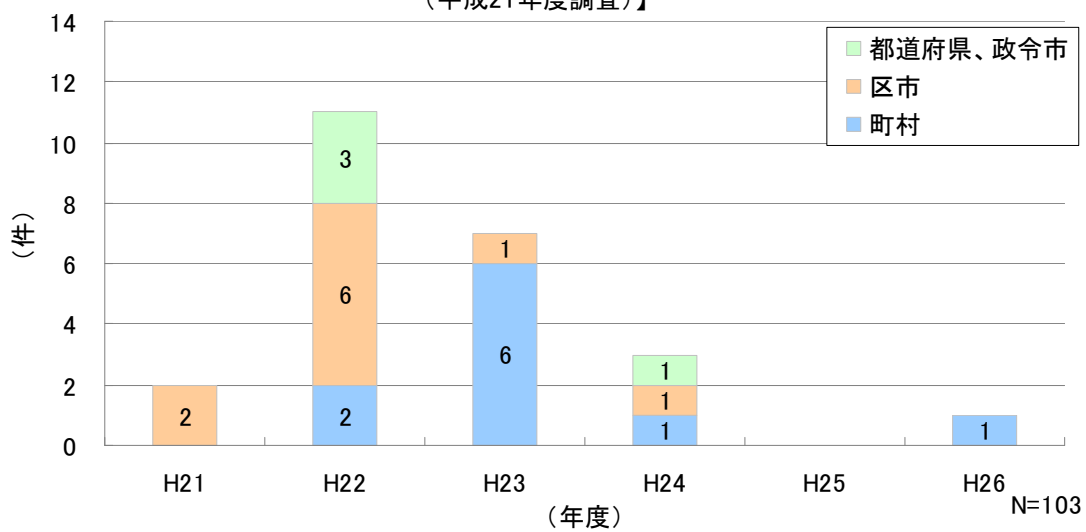
【電力の購入に係る環境配慮契約に全庁的に
取り組み始めた時期(平成21年度調査)】



【電力の購入に係る環境配慮契約に一部機関(本庁等)で取り組み始めた時期
(平成21年度調査)】



【電力の購入に係る環境配慮契約に今後取り組むことを検討している時期
(平成21年度調査)】



電力の購入に係る契約の評価方法・評価項目

問4-2 <問4-1で「1全庁的に、または2一部機関で取り組んでいる」と回答した地方公共団体への調査>

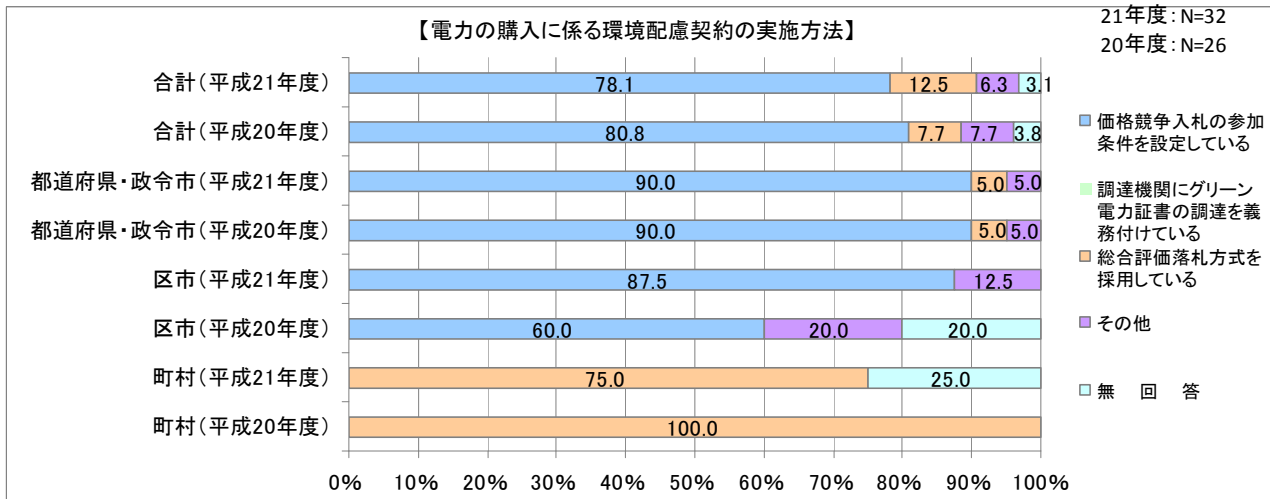
【評価方法】どのような評価方法か、あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、電力の購入に係る環境配慮契約の評価方法として「価格競争入札の参加条件を設定している」地方公共団体は全体の78.1%であった。

平成20年度と比較して、都道府県・政令市では変化がなかったが、区市では「価格競争入札の参加条件を設定している」という回答が27.5%増加した。

表 電力の購入に係る契約の実施方法

団体の分類	下件 段数 (%上 段) (件) 、	い 参 加 条 件 を 競 争 入 札 の	達 を 1 義 務 付 力 機 関 に 関 連 調	式 3 を 採 用 し て 価 格 を 落 札 方	4 そ の 他	無 回 答
合 計	32 100.0	25 78.1	-	4 12.5	2 6.3	1 3.1
都道府県、政令市	20 100.0	18 90.0	-	1 5.0	1 5.0	-
区市	8 100.0	7 87.5	-	-	1 12.5	-
町村	4 100.0	-	-	3 75.0	-	1 25.0



問4-2 その他の回答		
団体の分類	電力の購入に係る契約	
	評価方法	評価項目
都道府県 政令市	価格競争入札の参加条件を設定し、さらに調達機関に環境価値の調達を義務付けている。	—

【評価項目】どのような項目を評価に使用していますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

平成21年度において、電力の購入に係る環境配慮契約の評価項目として「二酸化酸素排出係数」を挙げる地方公共団体は全体の90.6%であった。

平成20年度と比較して、都道府県・政令市では変化がなかったが、区市では、使用している評価項

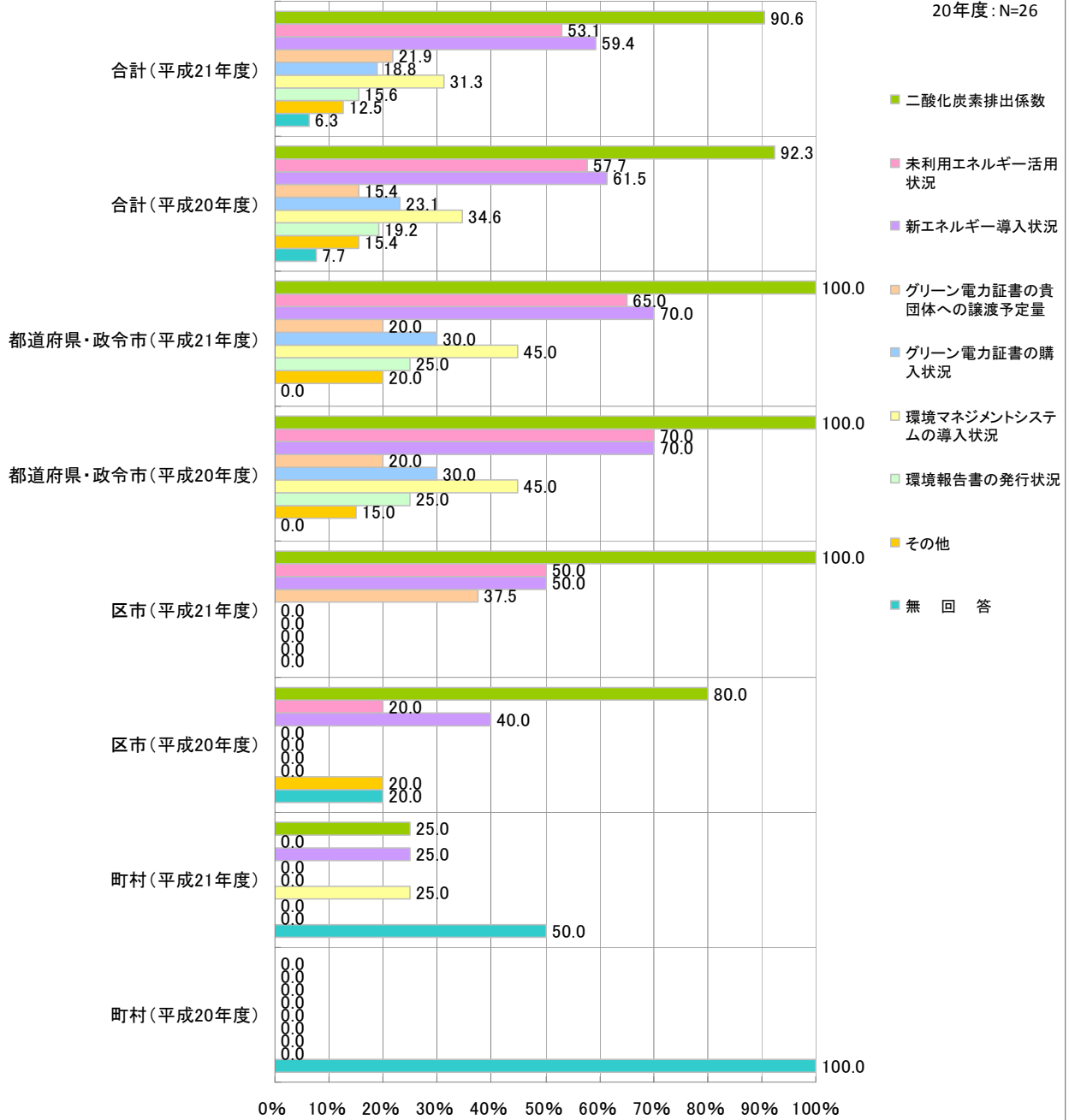
目としてグリーン電力証書譲渡予定量を挙げる地方公共団体が0%から37.5%に増加した。

表 電力の購入に係る契約の評価項目

団体の分類	(件数) (%) (上) (下) 段	1 排出 係数 二酸化 炭素	2 ル ギ 未 活用 状況 エネ	3 ギ 導 新 入 エ 況 ネ	4 へ の 証 書 譲 渡 予 定 量 体	5 況 力 証 書 グ の リ 購 入 電	6 の メ 導 入 状 況 環 境 マ ス テ ム ジ	7 の 発 行 状 況 環 境 報 告 書	8 そ の 他	無 回 答
合 計	32 100.0	29 90.6	17 53.1	19 59.4	7 21.9	6 18.8	10 31.3	5 15.6	4 12.5	2 6.3
都道府県、政令市	20 100.0	20 100.0	13 65.0	14 70.0	4 20.0	6 30.0	9 45.0	5 25.0	4 20.0	-
区市	8 100.0	8 100.0	4 50.0	4 50.0	3 37.5	-	-	-	-	-
町村	4 100.0	1 25.0	-	1 25.0	-	-	1 25.0	-	-	2 50.0

【電力の購入に係る環境配慮契約の評価項目】

21年度：N=32
20年度：N=26



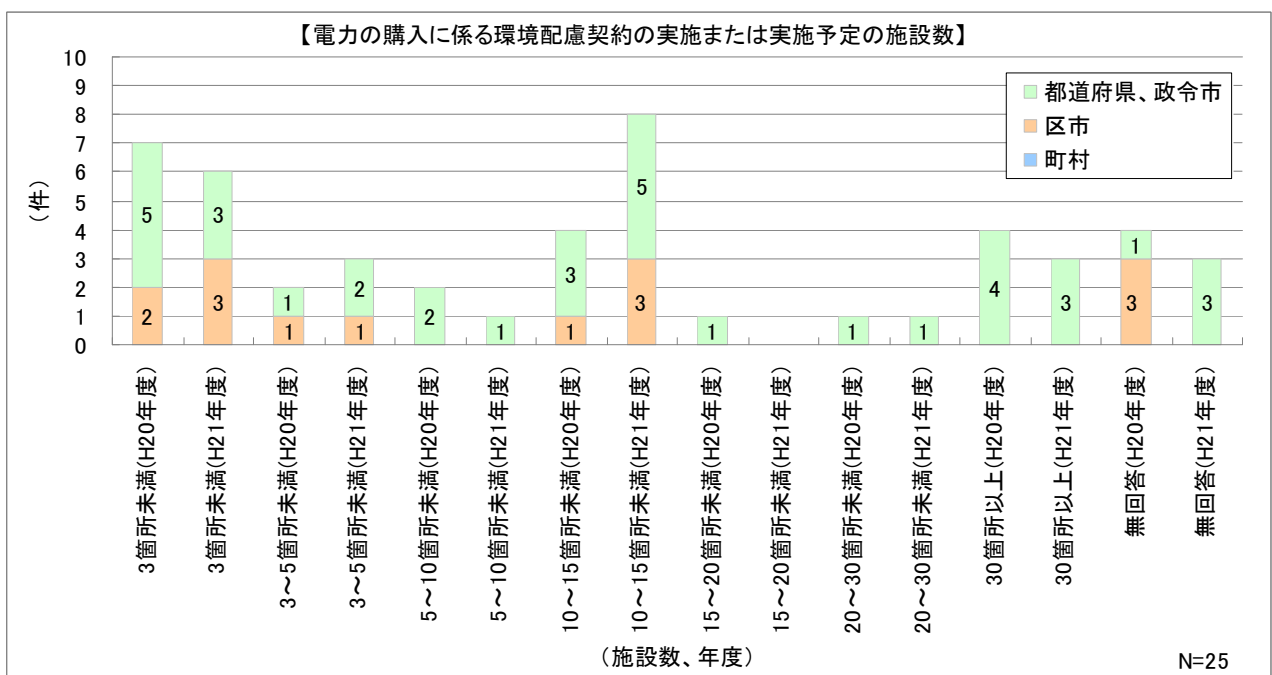
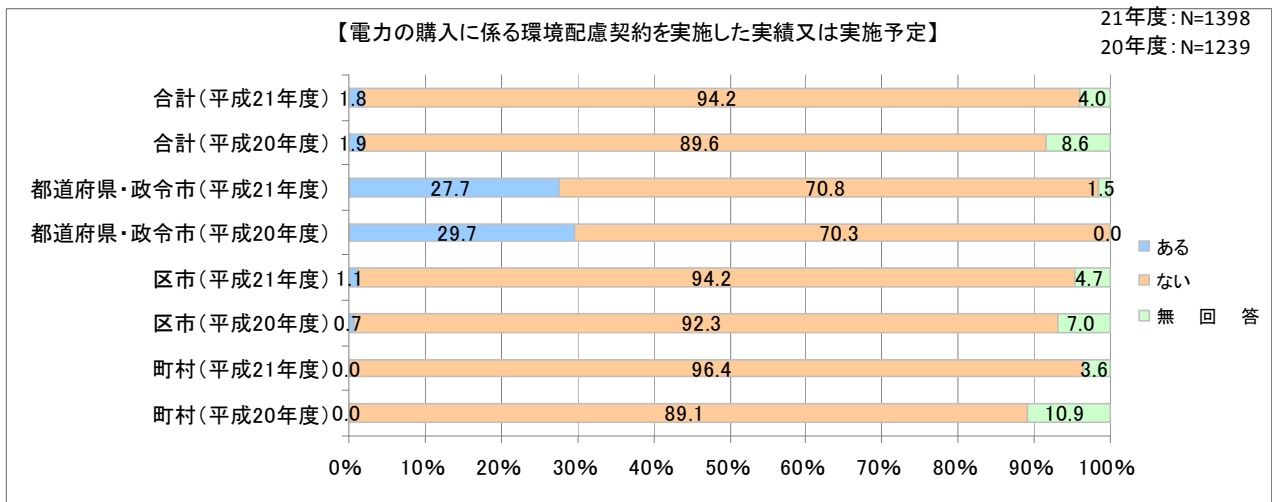
電力の購入に係る契約の実施状況

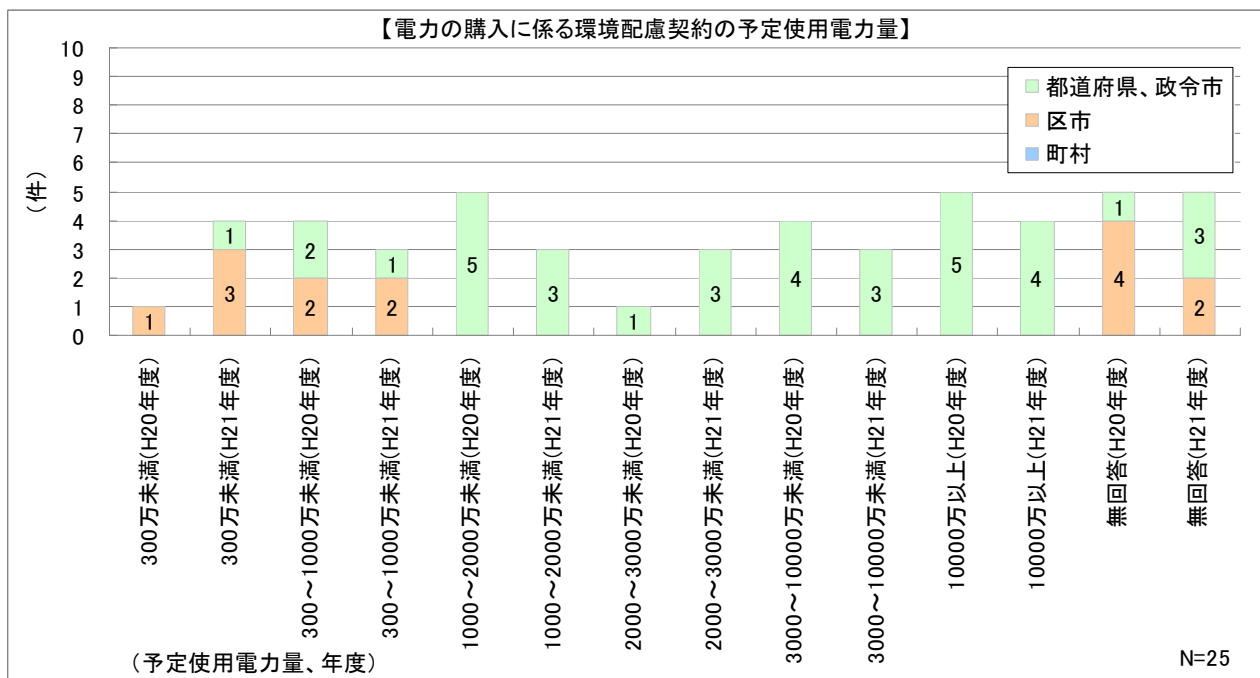
問4-3 平成20年度又は平成21年度に、貴団体の電力の購入に係る契約において、環境配慮契約を実施した実績又は実施する予定がありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、電力の購入に係る契約の実績があると回答したのは全体の1.8%であり、平成20年度における状況とほぼ同様であった。

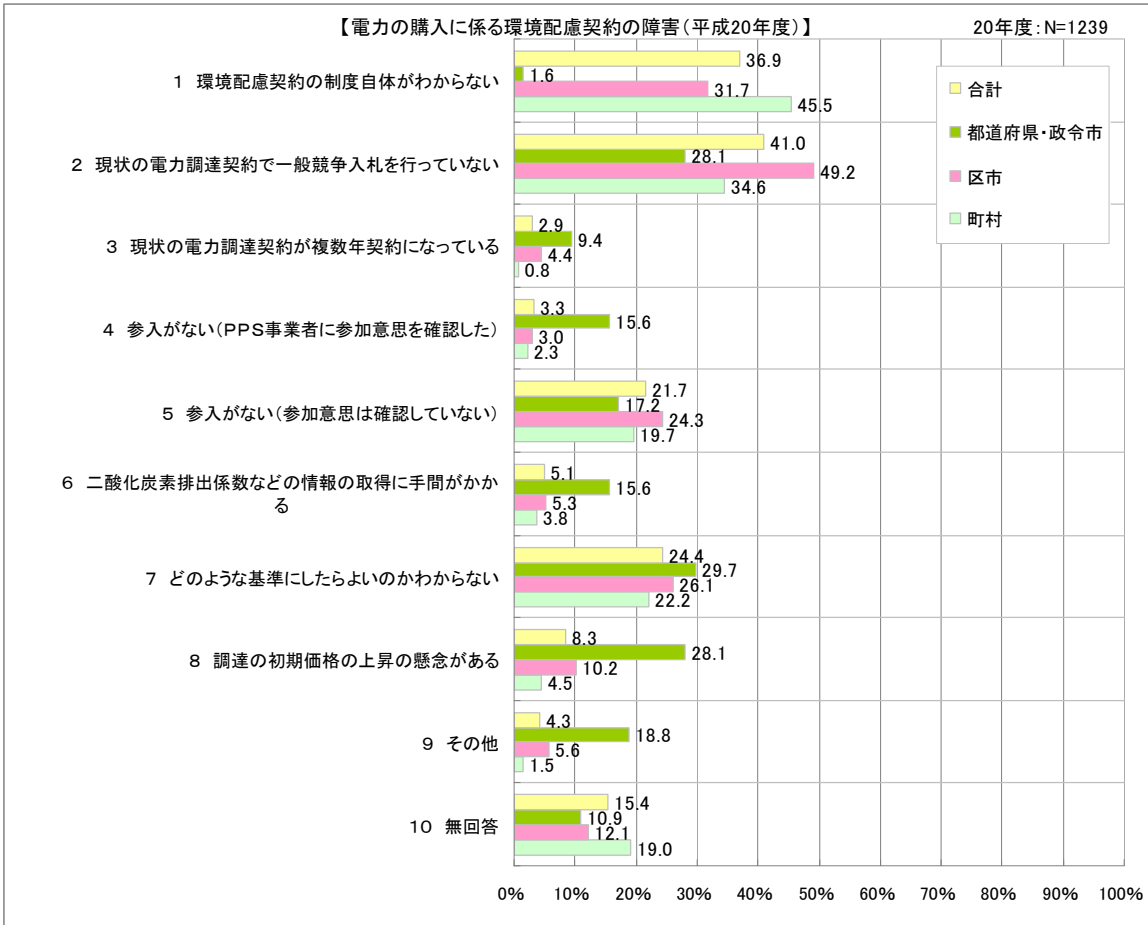
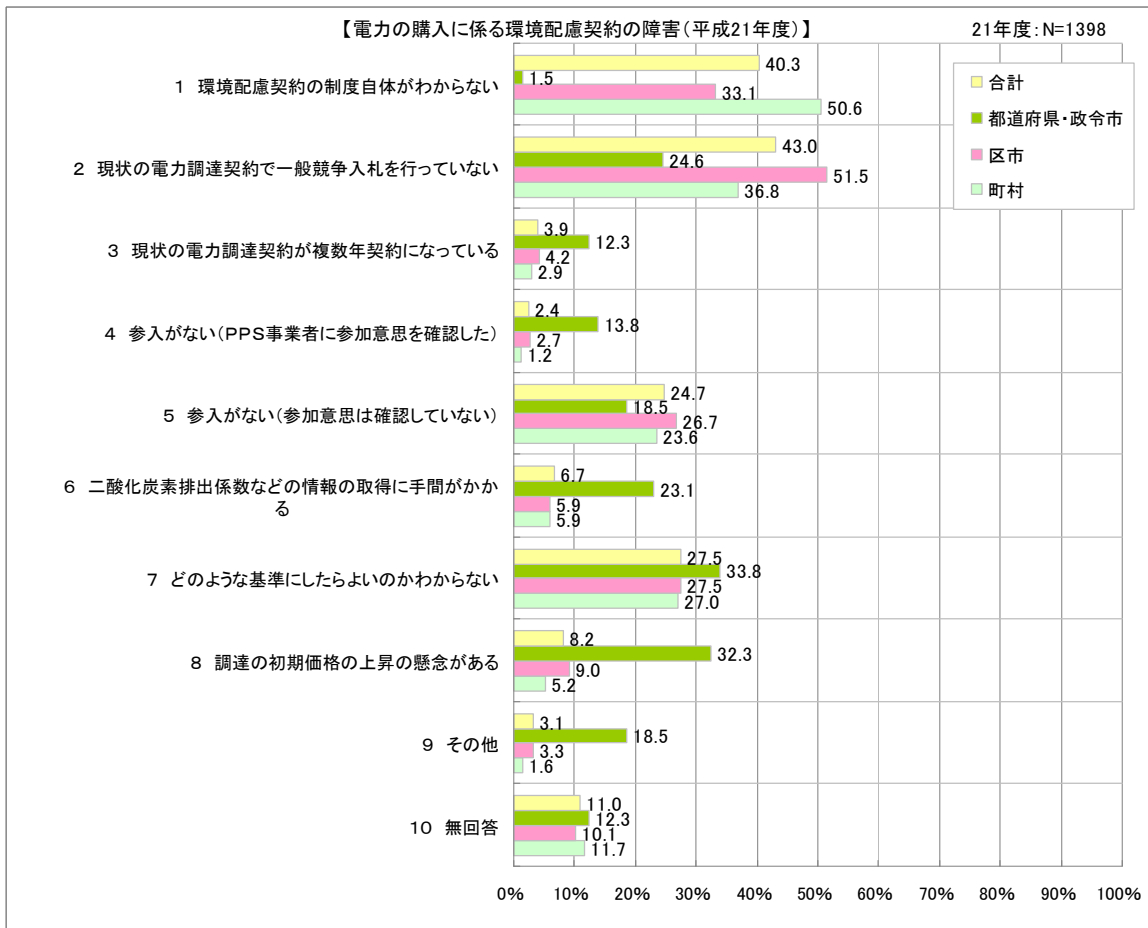
表 電力の購入に係る契約の実施状況

団体の分類	(件数) (%) (上 下 段 段)	1 ある	2 ない	無 回 答
合 計	1398 100.0	25 1.8	1317 94.2	56 4.0
都道府県、政令市	65 100.0	18 27.7	46 70.8	1 1.5
区市	641 100.0	7 1.1	604 94.2	30 4.7
町村	692 100.0	-	667 96.4	25 3.6





問 4-4 その他の回答（主なもの）	
団体の分類	電力の購入に係る契約の障害
区市	今後の検討事項とし、具体の検討はしていない。
	情報の共有がなされておらず、組織的な統一がなされていない。
	担当課では検討していない。現在のところ予定がない。
	現在、検討していきたいと思っているところであり、今後、どのようなことが障害になるか把握していきたい。
	電力供給事業者が1社のため。複数の事業者が競争に参加できるか不明なため。
	人的余裕がない。担当者の負担増。
	現在契約中の電力会社の温暖化係数等が非常に小さい。
	安定した電力供給及び電気料金の確保、災害時の復旧等調査検討が必要。
	災害時等に安定した電力供給が行われるか不安。
	送配電の信頼性。
	現契約が安価なため、導入するメリットがない。
町村	人的余裕がない。
	電力調達契約そのものに理解がない。
	1社しか選べない。



自動車の購入及び賃貸に係る契約の取組状況

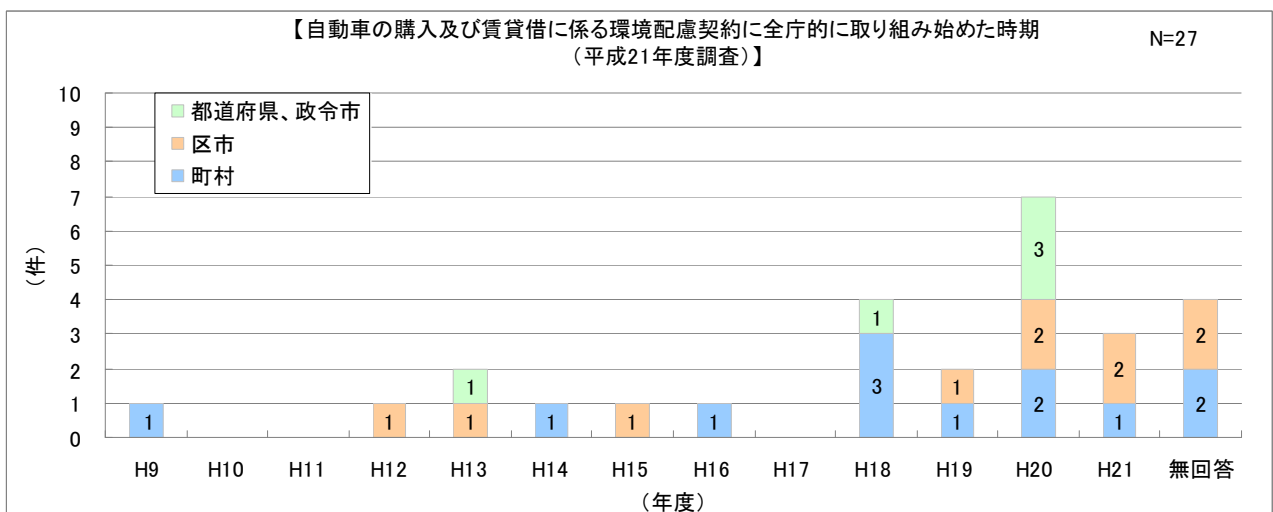
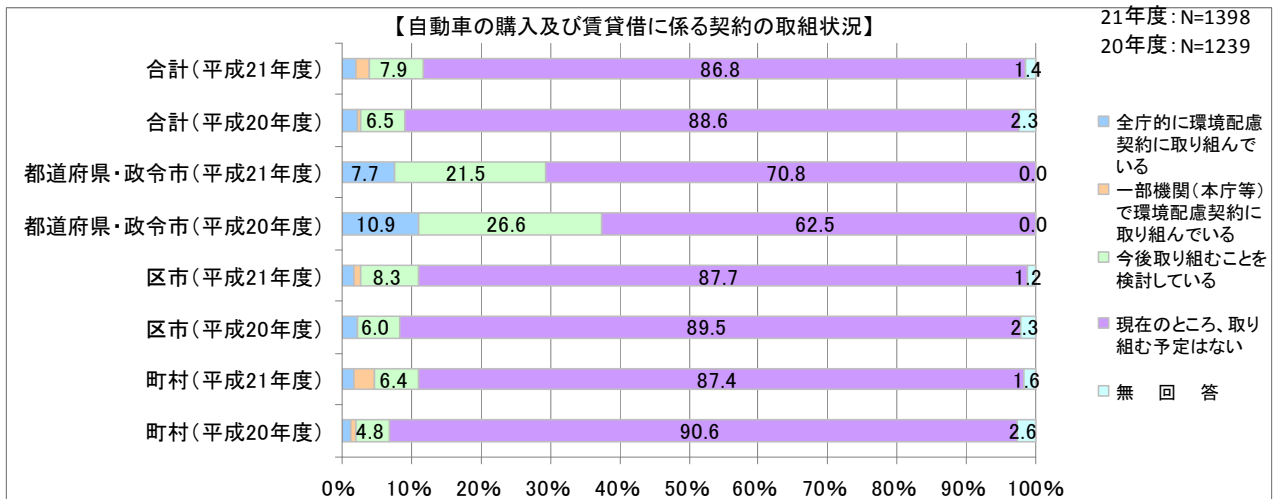
問5-1 自動車の購入に係る契約において環境配慮契約に取り組んでいますか。

平成21年度において、自動車の購入及び賃貸に係る環境配慮契約に取り組んでいる（全庁的および一部機関）という回答全体の3.9%であった。

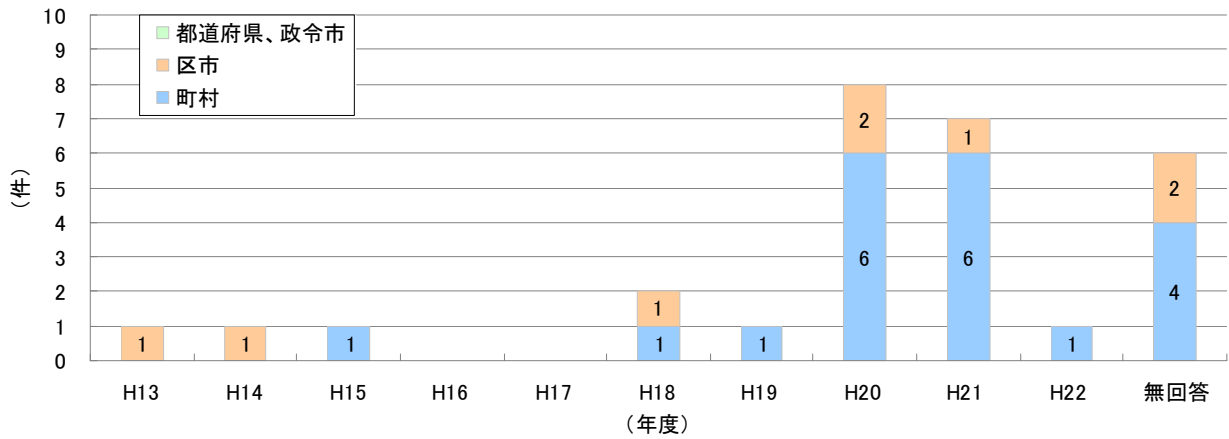
平成20年度と比較して、都道府県・政令市では、「取り組む予定はない」という回答が8.3%増加したが、区市と町村では「今後取り組むことを検討している」という回答が微増した。

表 自動車の購入及び賃貸に係る契約の取組状況

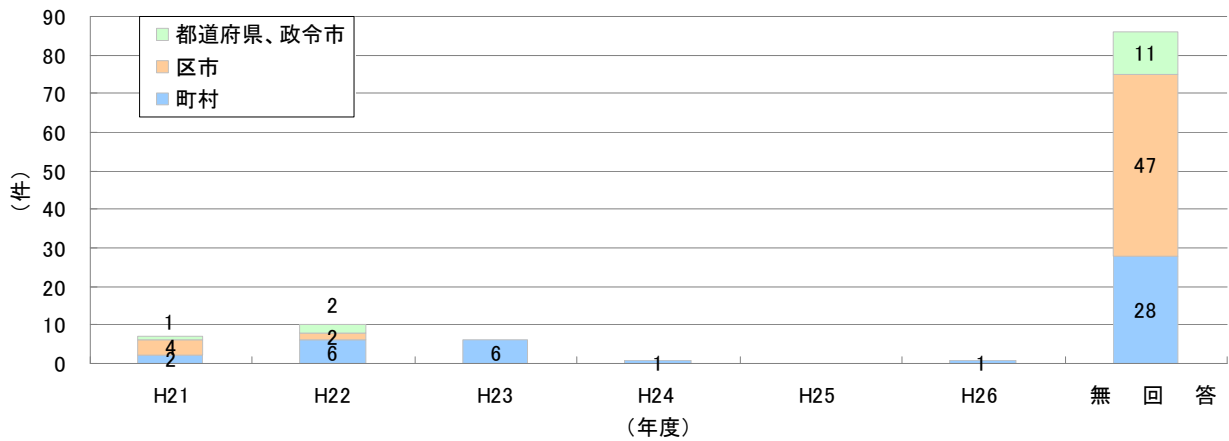
団体の分類	(件数) (%) (上段) (件) (下段)	約1 に全 庁的 に環 境配 慮契 約	んで2 で環 境一 部機 関(本 庁等) に環 境配 慮契 約に 取り 組	検3 討今 後取 組む こと を	組4 む現 在の とこ ろ、 取り	無 回 答
合 計	1398 100.0	27 1.9	28 2.0	111 7.9	1213 86.8	19 1.4
都道府県、政令市	65 100.0	5 7.7	- -	14 21.5	46 70.8	- -
区市	641 100.0	10 1.6	8 1.2	53 8.3	562 87.7	8 1.2
町村	692 100.0	12 1.7	20 2.9	44 6.4	605 87.4	11 1.6



【自動車の購入及び賃貸に係る環境配慮契約に一部機関(本庁等)で取り組み始めた時期 (平成21年度調査)】 N=28



【自動車の購入及び賃貸に係る環境配慮契約に今後取り組むことを検討している時期 (平成21年度調査)】 N=111



自動車の購入及び賃貸借に係る契約の評価方法

問5-2 <問5-1で「1 全庁的に、または2 一部機関で取り組んでいる」と回答した地方公共団体への調査>

どのような評価方法か、あてはまるもの全てに○をつけてください。

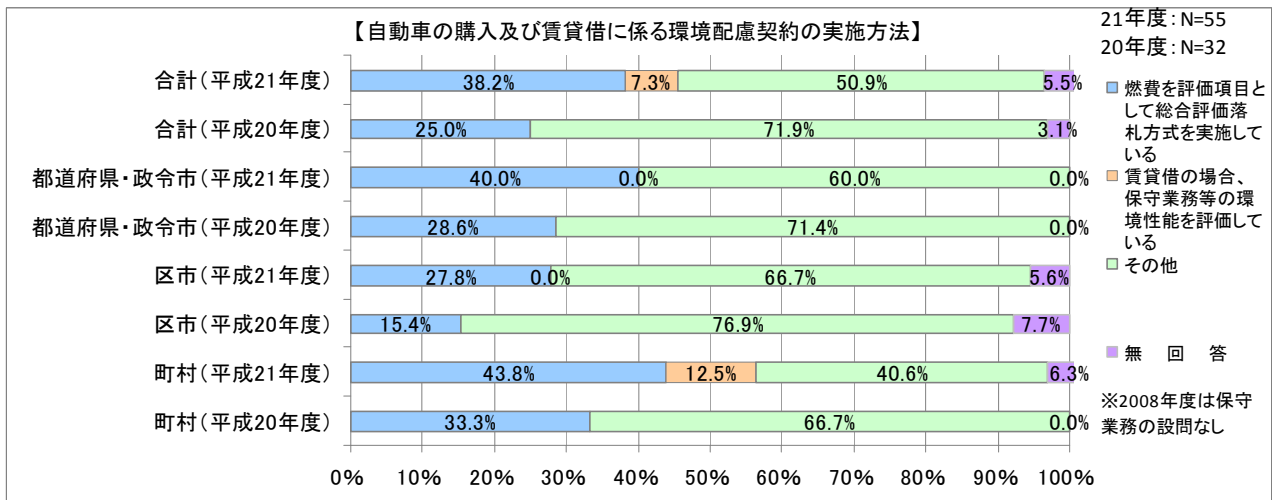
平成21年度において、自動車の購入及び賃貸借に係る契約を行っているとして回答した55団体のうち、実施方法として「燃費を評価項目として総合評価落札方式を実施している」地方公共団体は全体の38.2%であった。

全ての分類において、平成20年度と比較して、「燃費を評価項目として総合評価落札方式を実施している」という回答が増加した。具体的には、都道府県・政令市では11.4%、区市では12.4%、町村では10.5%、回答が増加しており、全体では13.2%増加した。

また、町村では「賃貸借の場合、保守義務等の環境性能を評価している」という回答があった。

表 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の実施方法

団体の分類	(件数) (上段(件)、下段)	1 総合評価落札方式を実施している	2 賃貸借の場合、保守義務等の環境性能を評価している	3 その他	無回答
合計	55 100.0	21 38.2	4 7.3	28 50.9	3 5.5
都道府県、政令市	5 100.0	2 40.0	-	3 60.0	-
区市	18 100.0	5 27.8	-	12 66.7	1 5.6
町村	32 100.0	14 43.8	4 12.5	13 40.6	2 6.3



問5-2 その他の回答（主なもの）	
団体の分類	自動車の購入及び賃貸借に係る契約
	評価方法
都道府県 政令市	可能な限り低排出ガス、低燃費の自動車を購入することとし、購入手続きの前に担当課との事前手続きが必要となる。
	八都府県指定低公害車の基準で環境負荷及び燃費性能等。
	指針を策定し、低公害車又は低排出ガスかつ低燃費車を導入している。
	公用車への低公害、低燃費車導入方針、目標100%。
区市	庁内専門委員会で車種を決定する。
	購入を計画した車種について環境性能を評価し、問題のない場合に許可する。
	入札の際、仕様書に明記。
	燃費を評価項目として購入車種を総合的に判断した。
町村	ハイブリッド車を優先する。
	ハイブリッド車種を選定した上で、見積入札を実施。
	燃費基準を達成した車両限定で入札の実施。
	低排出ガス車認定制度（平成17年度基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベルを受けているもので、かつ燃費基準を+25%以上達成しているグリーン税制適合車。
	車種選定の際に、低公害車であることを選定基準に置いたこと。
燃費基準、排出ガス基準の優良車種を選定して入札している。	

自動車の購入及び賃貸借に係る契約の実施状況

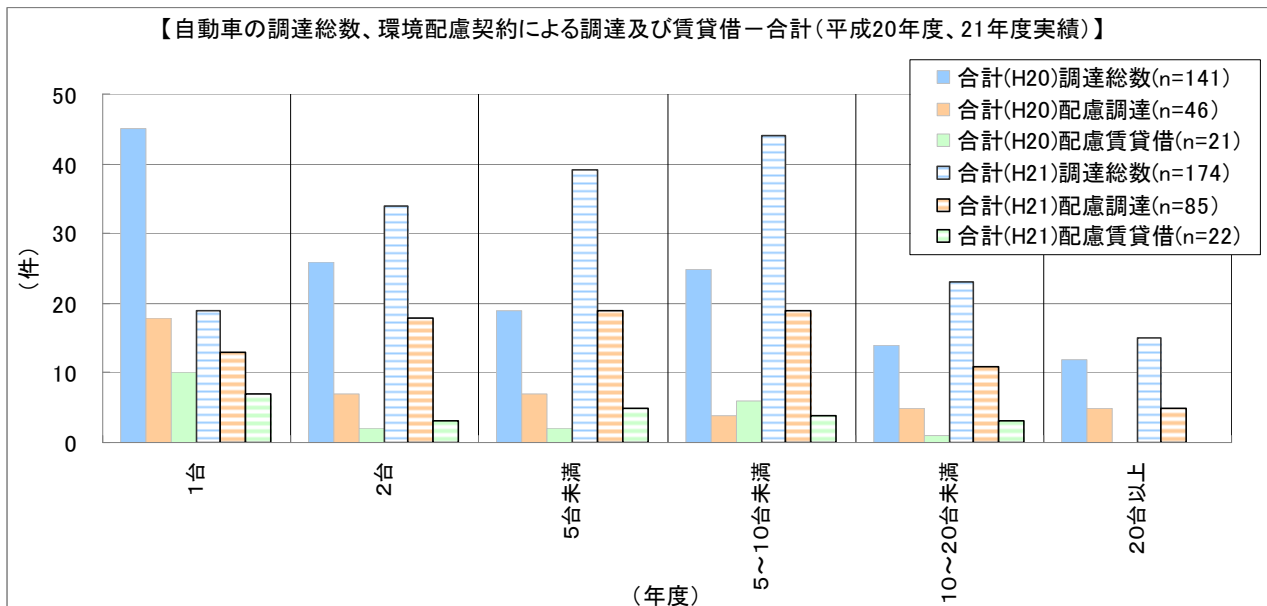
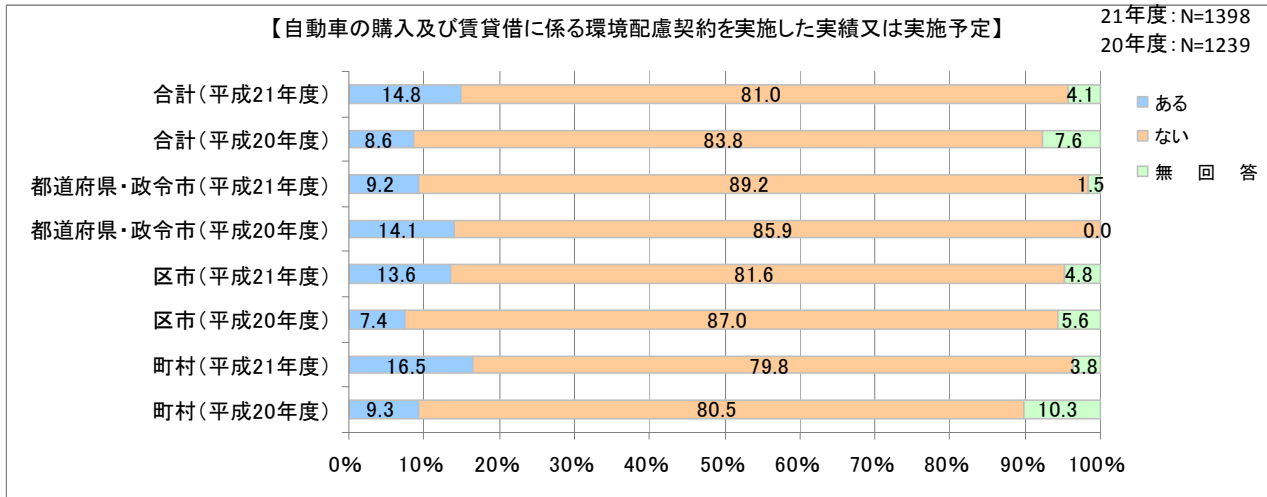
問5-3 平成20年度及び平成21年度に、貴団体の自動車の購入及び賃貸借に係る契約において、環境配慮契約で自動車を調達した実績又は平成21年度中に調達する予定がありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約の実績があるとの回答は全体の14.8%であった。

平成20年度と比較して、都道府県・政令市では「実績がある」という回答は減少したが、区市と町村では「実績がある」という回答は増加した。

表 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の実施状況

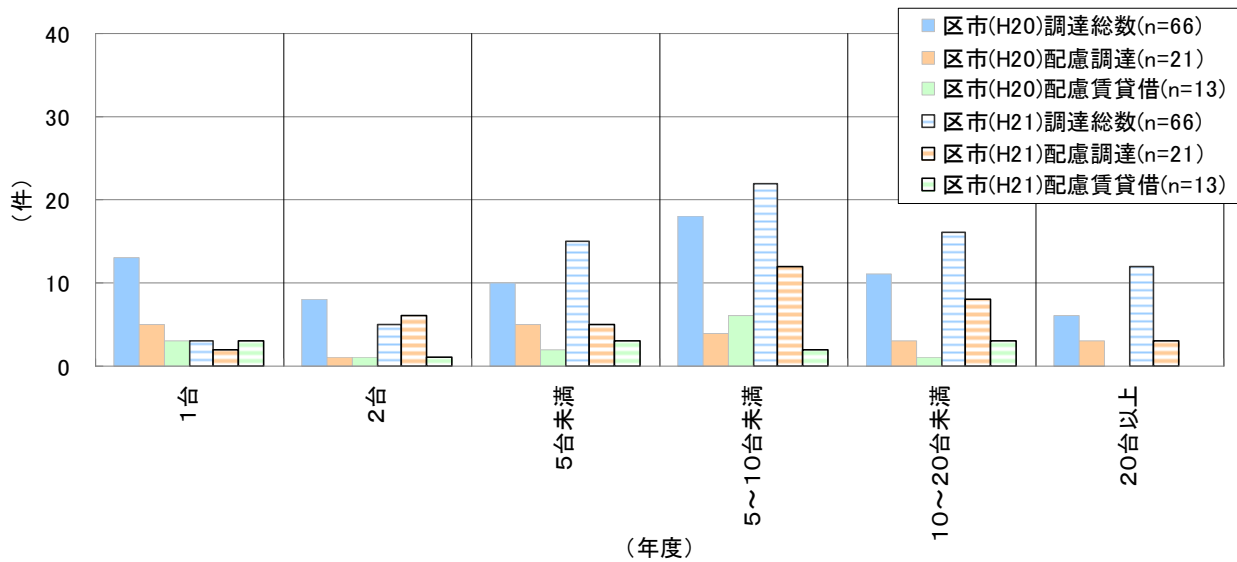
団体の分類	下件数 (%上段) (件)	1 ある	2 ない	無回答
合計	1398 100.0	207 14.8	1133 81.0	58 4.1
都道府県、政令市	65 100.0	6 9.2	58 89.2	1 1.5
区市	641 100.0	87 13.6	523 81.6	31 4.8
町村	692 100.0	114 16.5	552 79.8	26 3.8



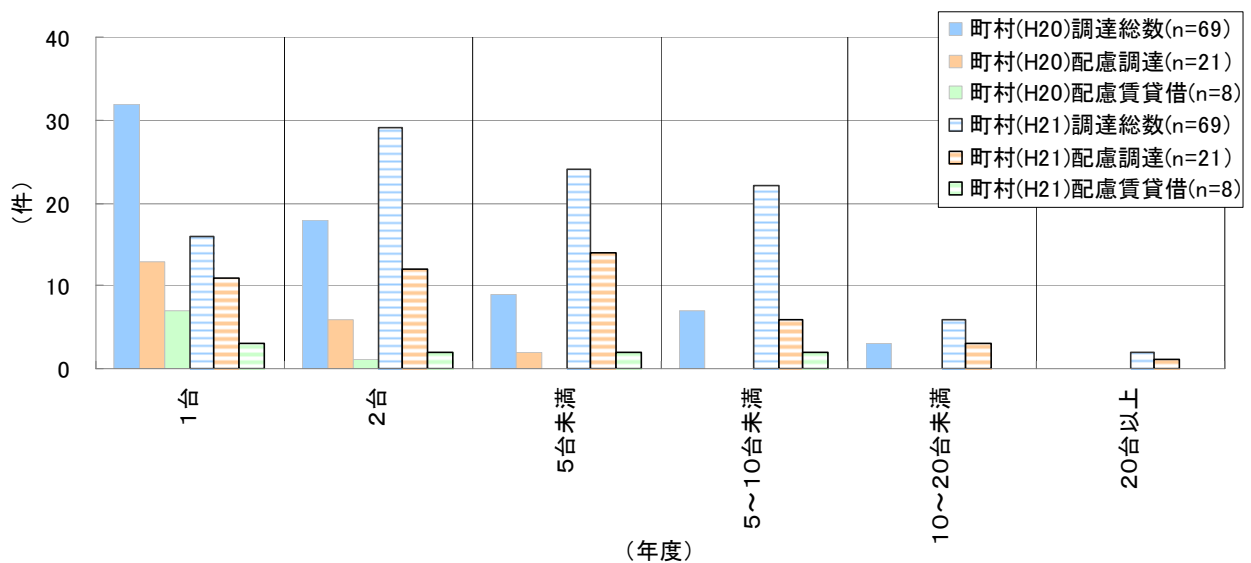
【自動車の調達総数、環境配慮契約による調達及び賃貸借—都道府県、政令市
(平成20年度、21年度実績)】

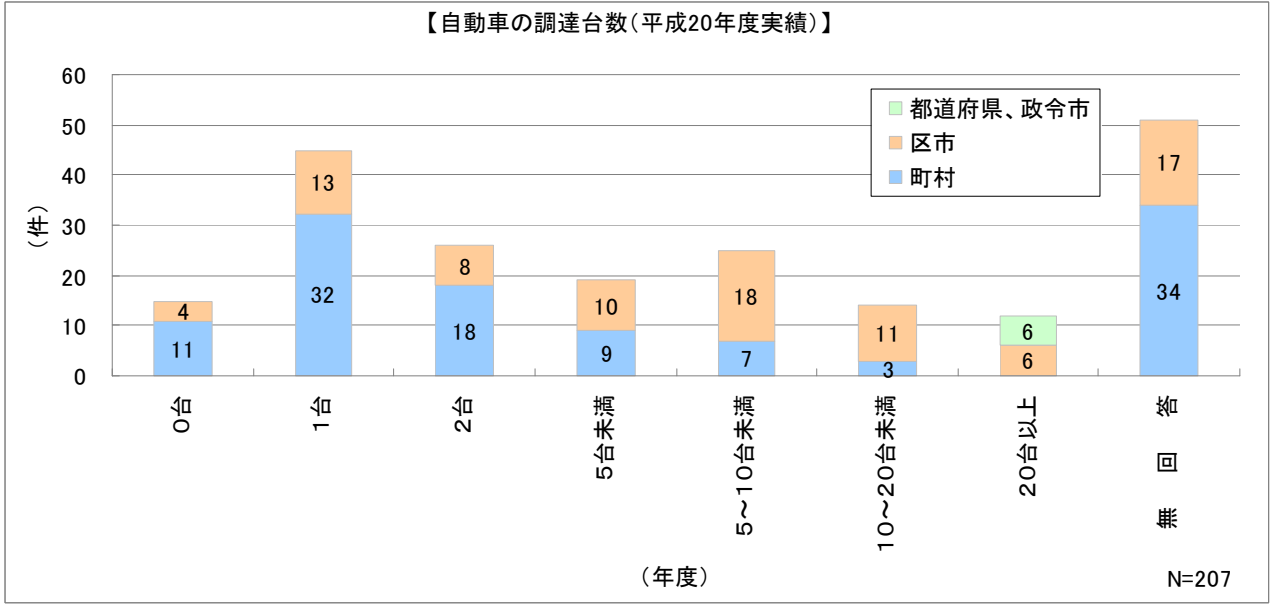
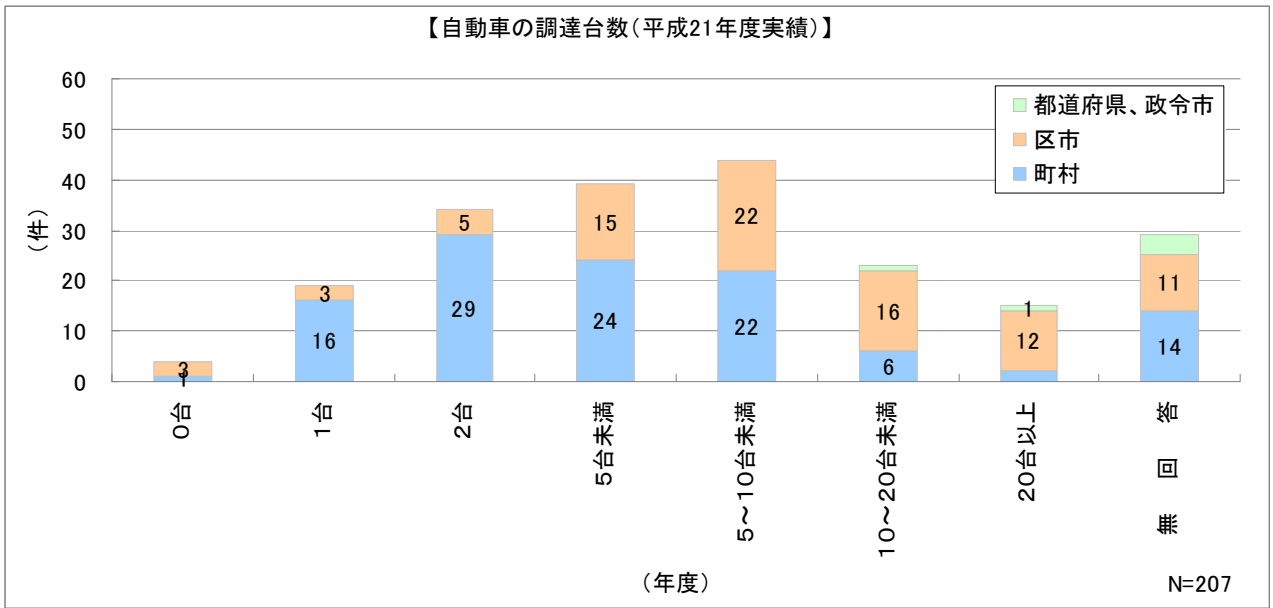
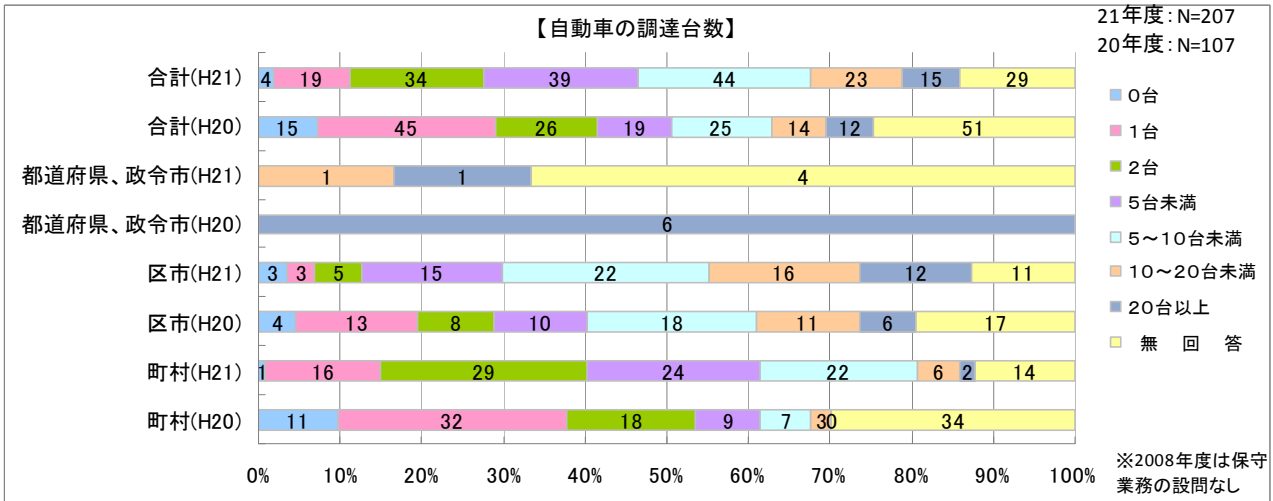


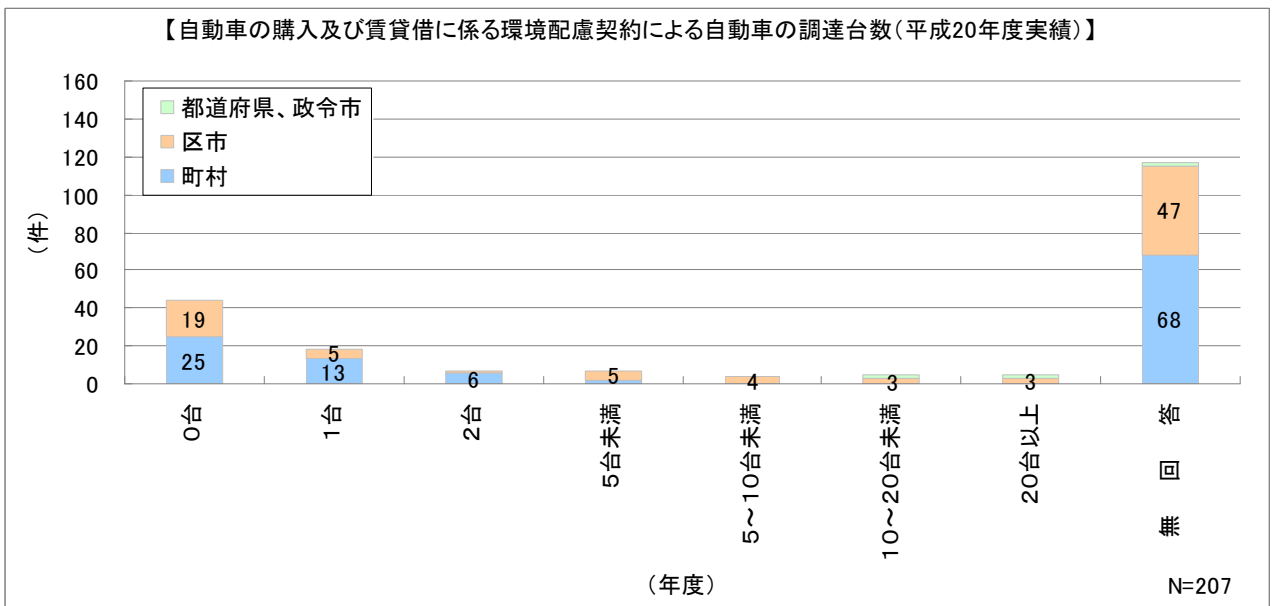
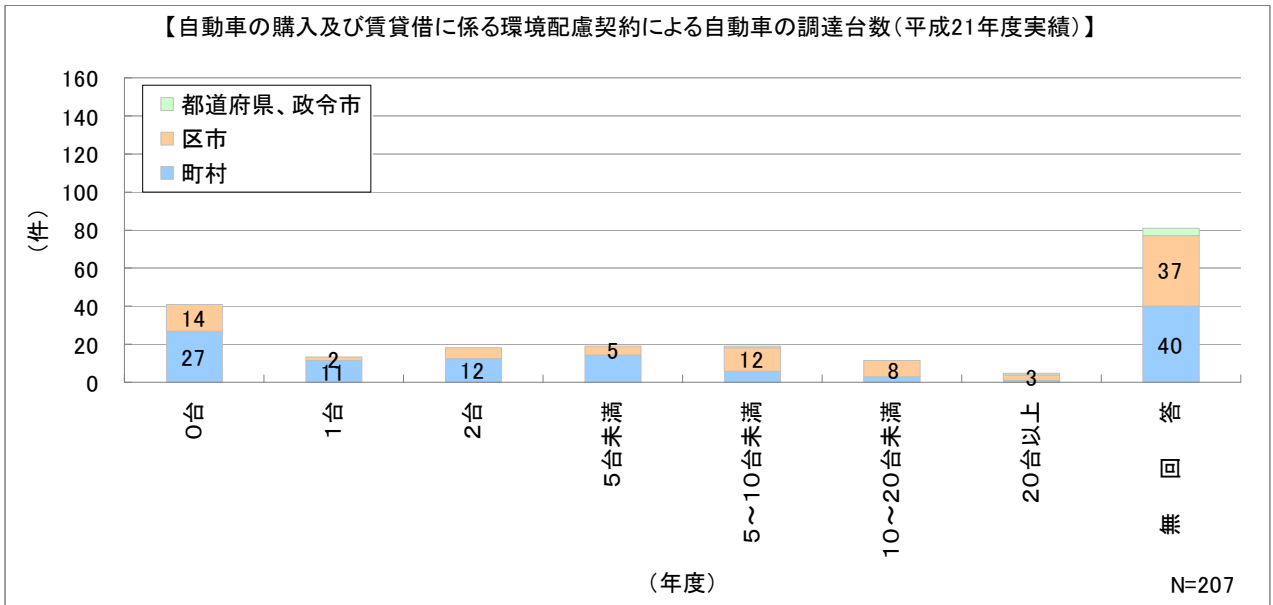
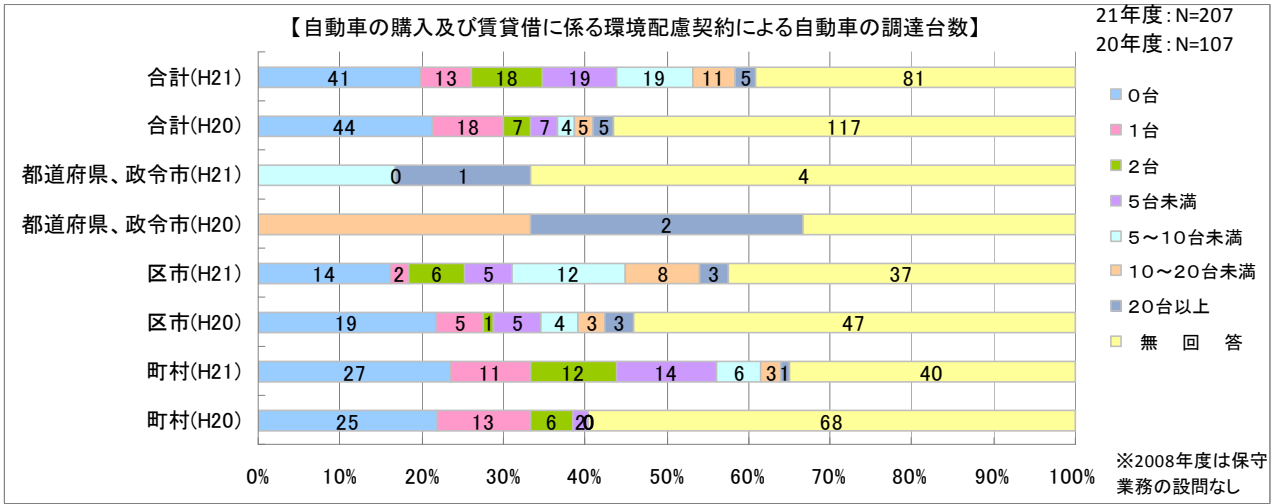
【自動車の調達総数、環境配慮契約による調達及び賃貸借—区市(平成20年度、21年度実績)】

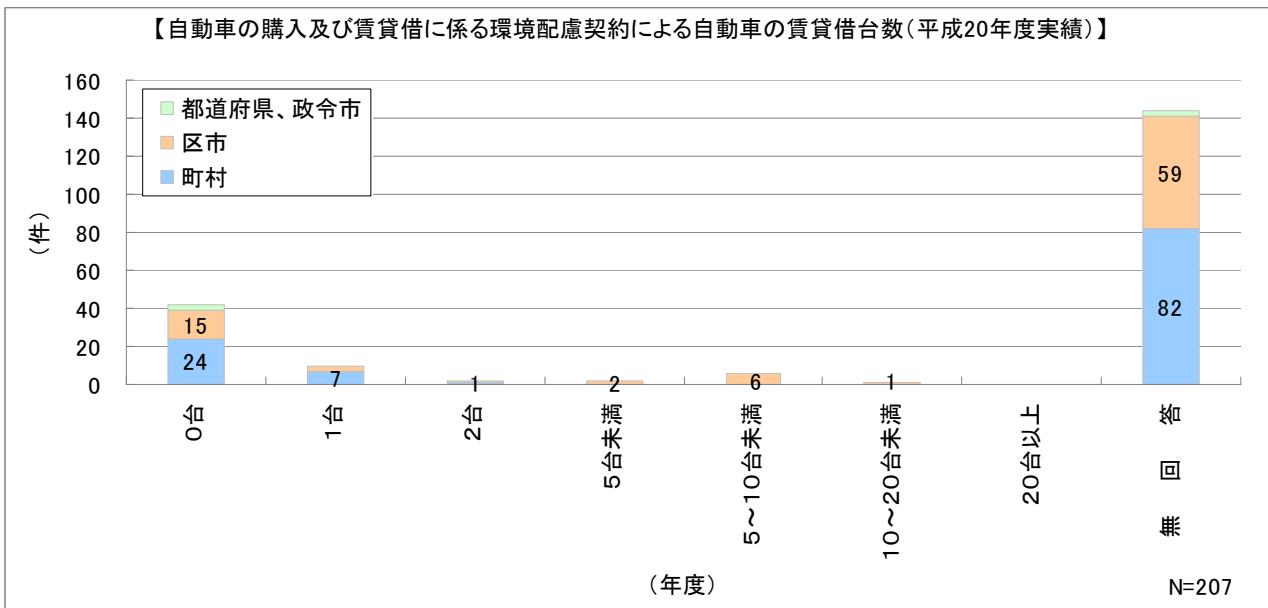
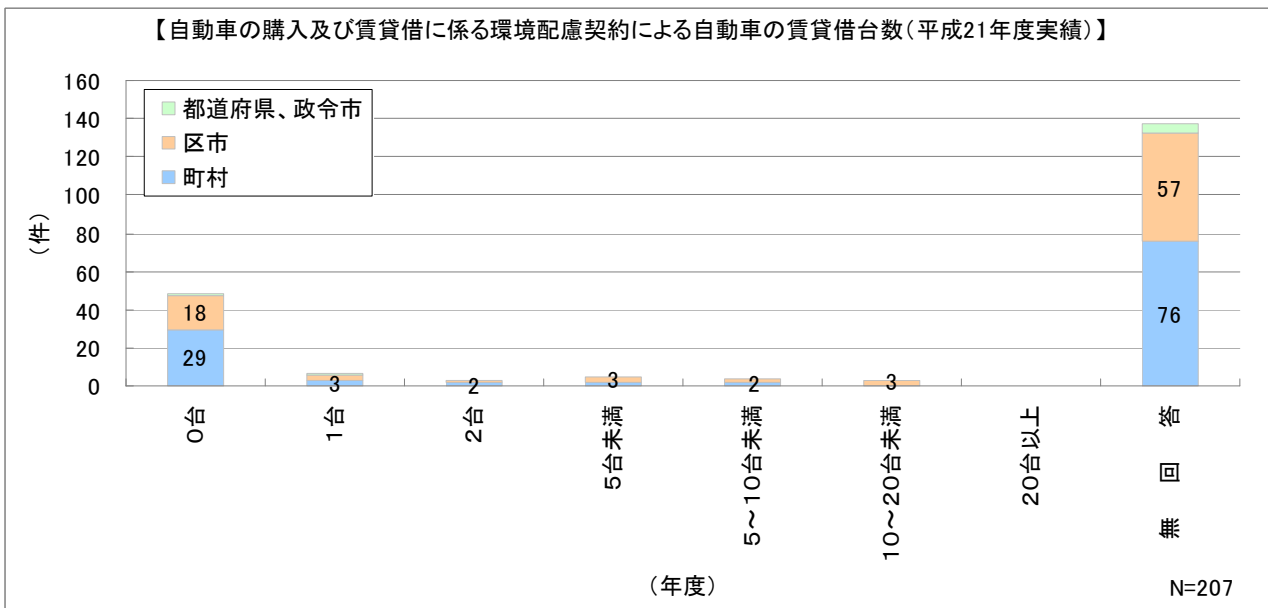
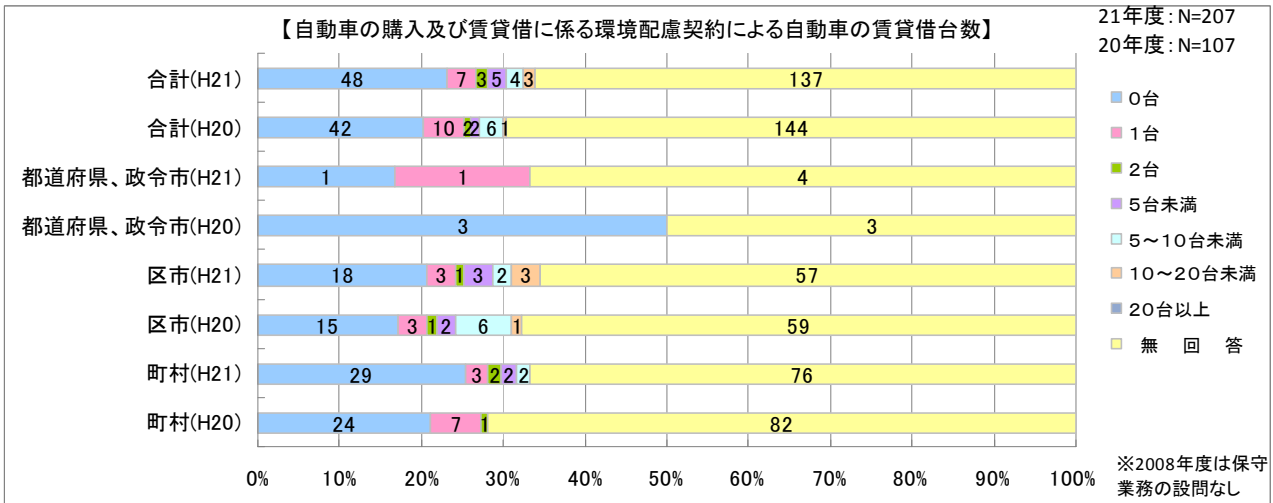


【自動車の調達総数、環境配慮契約による調達及び賃貸借—町村(平成20年度、21年度実績)】









自動車の購入及び賃貸借に係る契約の障害

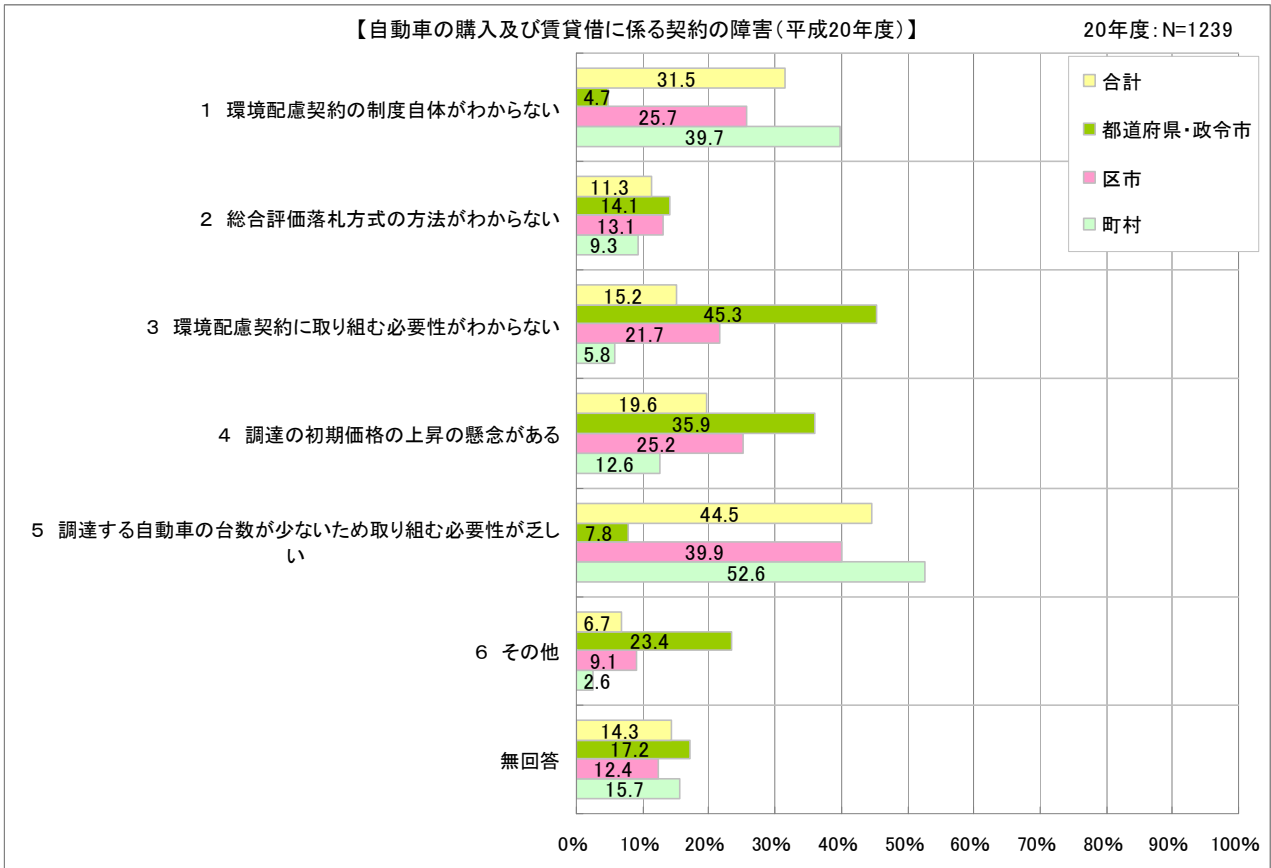
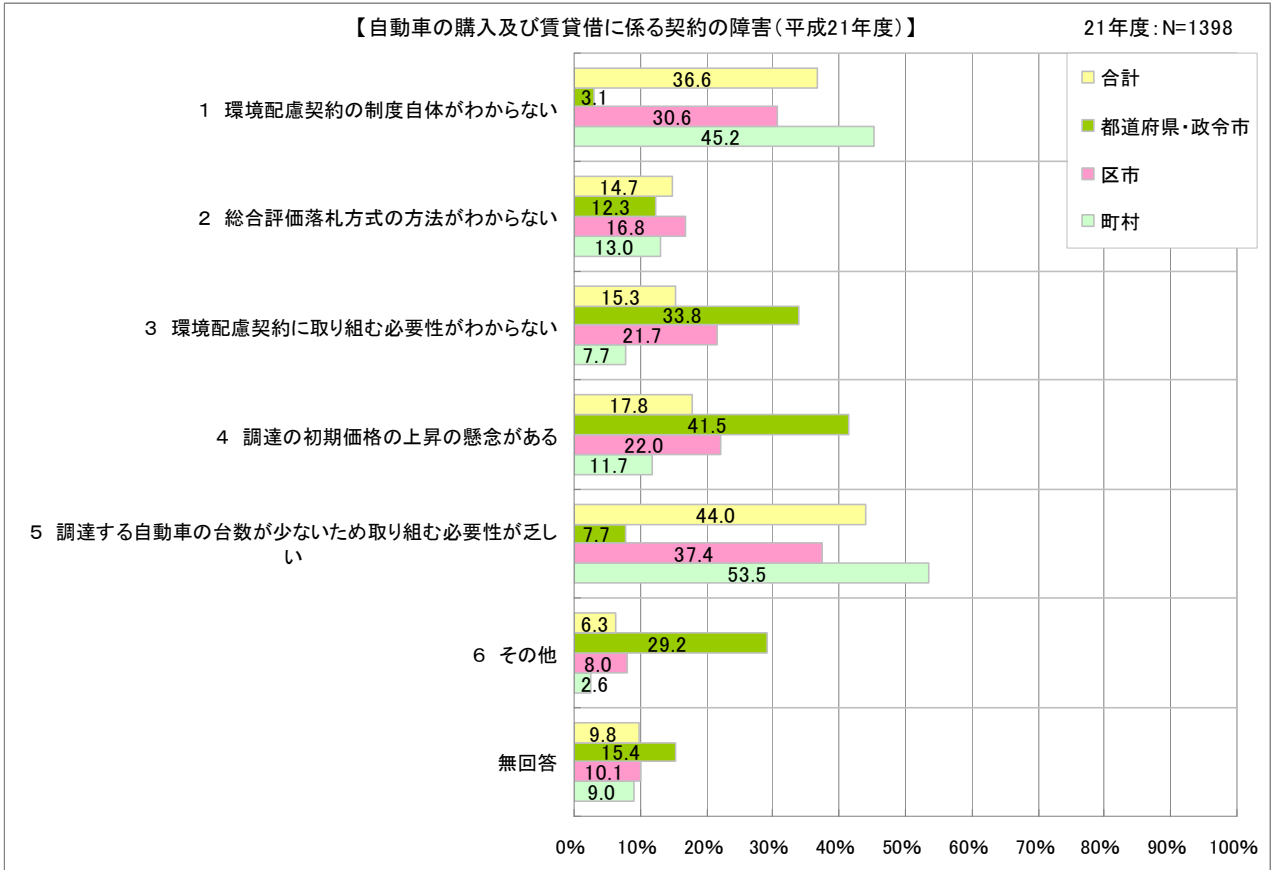
問5-4 自動車の購入及び賃貸借に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

平成21年度において、自動車の購入及び賃貸借に係る環境配慮契約に取り組む際に障害になっていることのうち、最も多い回答は「調達する自動車の台数が少ないため取り組む必要性が乏しい」ことであり、全体の44.0%であった。

都道府県・政令市では、平成20年度に「環境配慮契約に取り組む必要性がわからない」という回答が最も多かったが、平成21年度には「調達の初期価格の上昇の懸念がある」という回答が最も多い結果となった。

表 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の障害

団体の分類	(件数) (%) (上段) (件) (下段)	1 自体が環境配慮契約の制度	2 方法が総合的な札方式の	3 組む必要性が契約に取	4 昇の懸念がある初期価格の上	5 必要が少ないため自取組の	6 その他	無回答
合計	1398 100.0	511 36.6	206 14.7	214 15.3	249 17.8	615 44.0	88 6.3	137 9.8
都道府県、政令市	65 100.0	2 3.1	8 12.3	22 33.8	27 41.5	5 7.7	19 29.2	10 15.4
区市	641 100.0	196 30.6	108 16.8	139 21.7	141 22.0	240 37.4	51 8.0	65 10.1
町村	692 100.0	313 45.2	90 13.0	53 7.7	81 11.7	370 53.5	18 2.6	62 9.0



問5-4 その他の回答（主なもの）	
団体の分類	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の障害
都道府県 政令市	関係部署が多く、調整に困難を伴う。
	導入自治体が少ない。
	「低公害車庁内率先導入計画」を決めている。
	今年度から、原則、公用車についてはハイブリッド自動車・天然ガス車のみを購入することとしており、選択肢の少ない現状では、更に対象を絞り込むことは難しい状況。
	入札の仕様に低公害車等を条件にしている。
	軽自動車が多く、ハイブリッド車などとの比較ができるケースが少ないので、メリットが少ない。
	必要台数の確保と予算の制約。
	現在グリーン購入指針に基づく調達を行っており、環境配慮契約については庁内での統一した方針はない。
	制度の導入について未検討。
	各課からの要求に基づいて購入しており、要求物品が必ずしも環境基準をクリアしているとは限らない為。
必要台数の確保と予算の制約。	
区市	自動車環境管理計画に基づき、全庁的に低公害車導入を進めているため、あえて必要ないと考えている。
	購入車両の大半を占める軽自動車については、グリーン購入の取り組みを実施しており、個々の車両の燃費について大きな差が生じないうえ、自動車カタログにおける燃費表示が実際の車両運行状況に即した燃費値として捉えにくい点も問題であるため。また、特種車両については架装等により車両重量が増加するため燃費を算出することが大変困難であり、現段階での燃費を基準とする総合評価落札方式の導入は困難であるため。
	総合評価落札方式については、建設工事の一部に導入している段階にあり、自動車への拡大については、なお検討を要する。自動車の使用年数・走行距離・ガソリン価格等の将来の不確定な要素を含んだトータルコストにより行うこととなるが、評価項目・配点等の基準の設定が難しい。
	燃料基準、排ガス規制適用車種を購入している。
	燃費のよい軽自動車を優先的に購入しており、評価項目にもいれなくても良いと考えている。
	高年式車の更新は行わず、軽自動車のリース契約により台数確保しているため。
	当市では独自にBDF車の普及を図っているため。
	環境に配慮した車種を指定して入札することにより、十分に環境配慮しているため。
	調達事務に係る時間の増大につながり、コスト増となる。
	手続きの煩雑化による人的リソースの不足。人的余裕がない。担当者の負担増。
	物品購入の入札について、総合評価方式を実施する体制が整っていない。
	担当部署単位での調達のため。所属ごとに購入しているため、主担当課がはっきりしない。
	総合評価落札方式に必須となる学識経験者の継続的な確保ができない。
	評価項目及び配点等が分からない。総合評価方式導入のノウハウがない。
	財政状況が厳しい。経費削減のなか、法的根拠、財的支援なくして、環境契約を取り組むのは難しい。
	購入車両決定時における価格差と燃費差とのバランス。
	毎年購入することはないため。
	指名参加業者自体が少なく、契約自体が困難になる恐れがある。
当市で購入する車両においては選択の幅は少ない。	

問 5-4 その他の回答（主なもの）	
団体の分類	自動車の購入及び賃貸借に係る契約の障害
町村	購入の際、環境対応車への更新を主としているため。
	車両はリース契約がほとんどで、購入は特殊車両。
	納車に時間がかかる。
	特殊車両（消防車）であるため。
	雪国のため対象車が少ない。
	具体的な仕様例等、示してほしい。
	財源的に新規購入は難しい。
	人的余裕がない。
	一般競争入札を行っていない。

ESCO事業の実施状況と契約方式

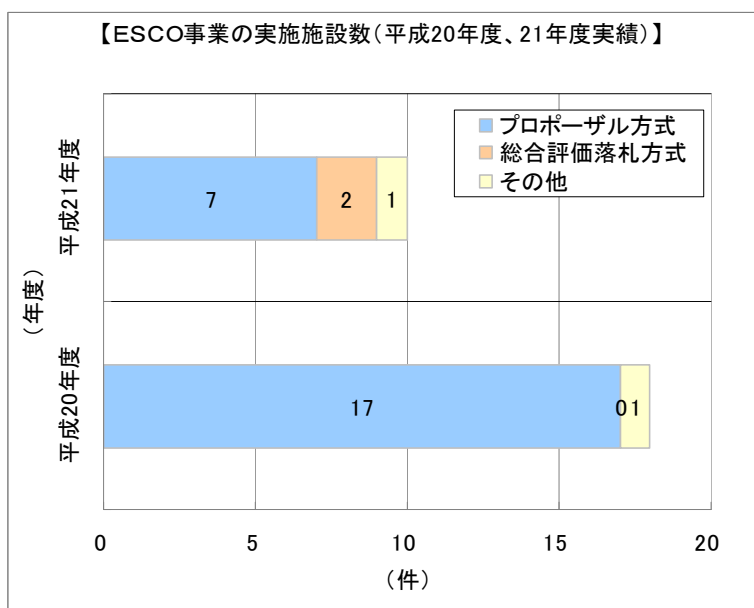
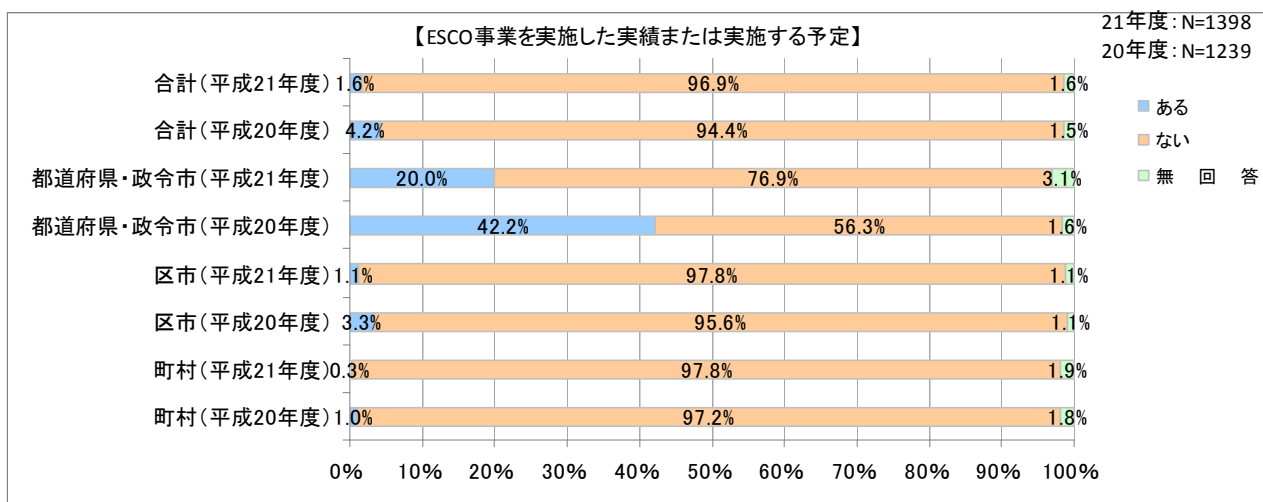
問6-1 平成20年度～平成21年度の間、ESCO事業を実施した実績又は実施する予定がありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、ESCO事業を実施した実績（または予定）があると回答した地方公共団体は1.6%であり、平成20年度より減少した。

なかでも、都道府県・政令市では、平成20年度と比較して、「ESCO事業を実施した実績がある」という回答が22.2%減少した。

表 ESCO事業の実施状況

団体の分類	下件数 (%上段) (件)	1 ある	2 ない	無回答
合計	1398 100.0	22 1.6	1354 96.9	22 1.6
都道府県、政令市	65 100.0	13 20.0	50 76.9	2 3.1
区市	641 100.0	7 1.1	627 97.8	7 1.1
町村	692 100.0	2 0.3	677 97.8	13 1.9



ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施状況

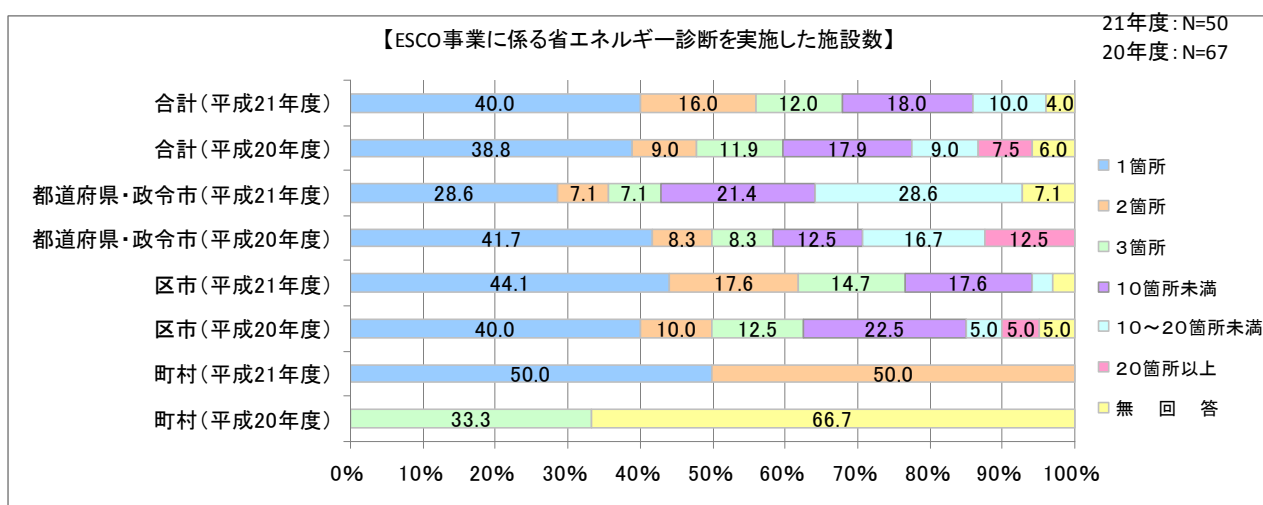
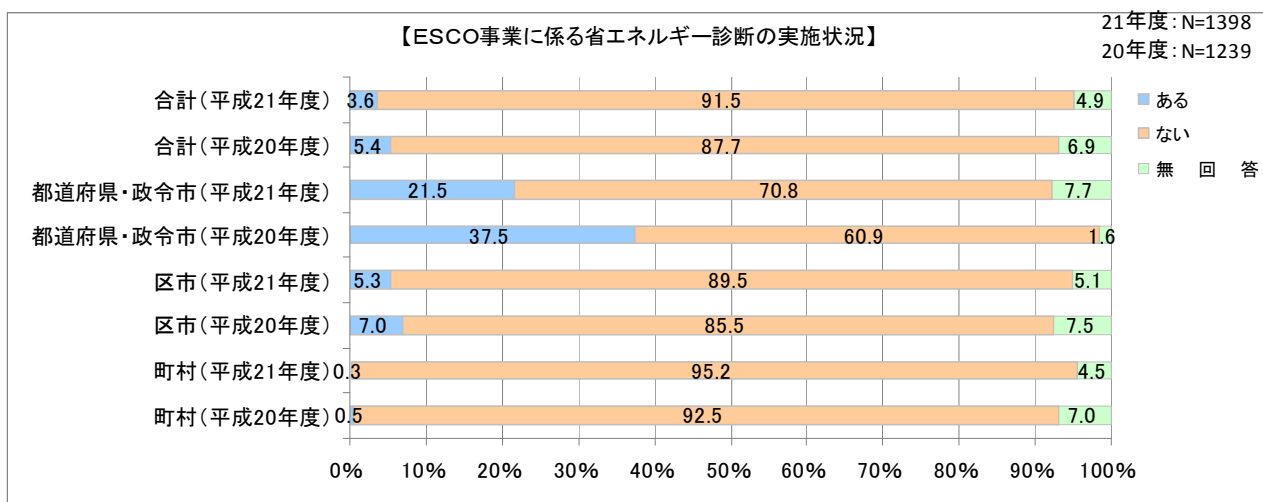
問6-2 問6-1以外に、平成20年度及び平成21年度に、ESCO事業に係る省エネルギー診断（簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等）を実施した実績又は実施する予定がありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

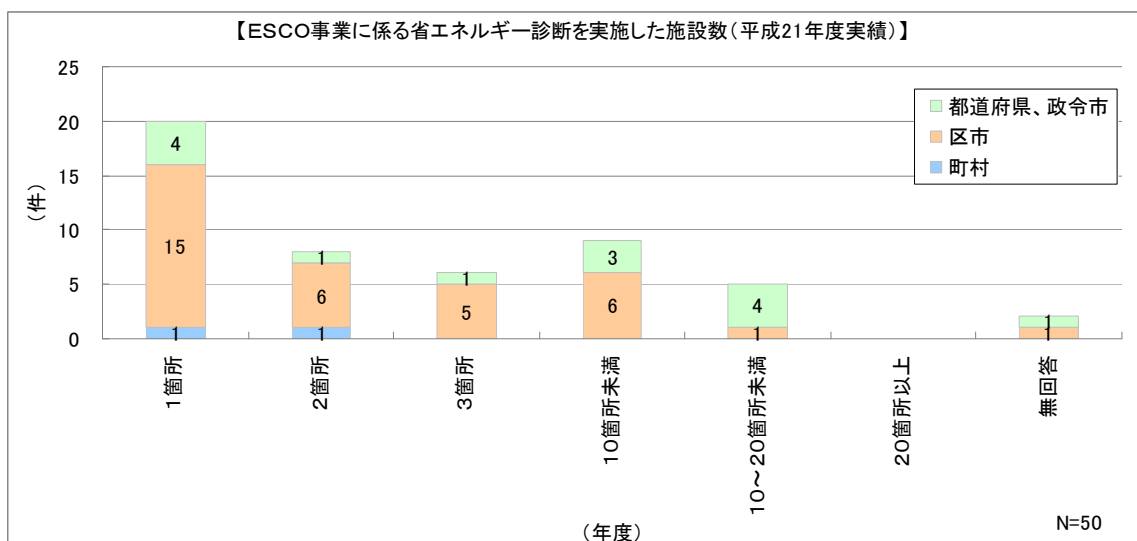
平成21年度において、「簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等のESCO事業に係る省エネルギー診断を実施（または予定）」した地方公共団体は3.6%であり、平成20年度より減少した。

なかでも、都道府県・政令市では、平成20年度と比較して、「簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等のESCO事業に係る省エネルギー診断を実施した実績がある」という回答が16.0%減少した。

表 ESCO事業に係る省エネルギー診断の実施状況

団体の分類	下件数 (%上段) (件)	1 ある	2 ない	無回答
合計	1398 100.0	50 3.6	1279 91.5	69 4.9
都道府県、政令市	65 100.0	14 21.5	46 70.8	5 7.7
区市	641 100.0	34 5.3	574 89.5	33 5.1
町村	692 100.0	2 0.3	659 95.2	31 4.5





ESCO事業では、「実施した実績又は実施する予定がある」と回答した地方公共団体は全体で1.6%に留まったが、ESCO事業に係る省エネルギー診断（簡易ESCO診断、フィージビリティ・スタディ等）について「実施した実績又は実施する予定がある」という回答が3.6%となった。現状では環境配慮契約として位置づけたESCO事業の実績は少ないが、ESCO事業に係る省エネルギー診断については50団体の実績があり、コスト削減という効果のわかりやすさが実践の動機につながっていると考えられる。

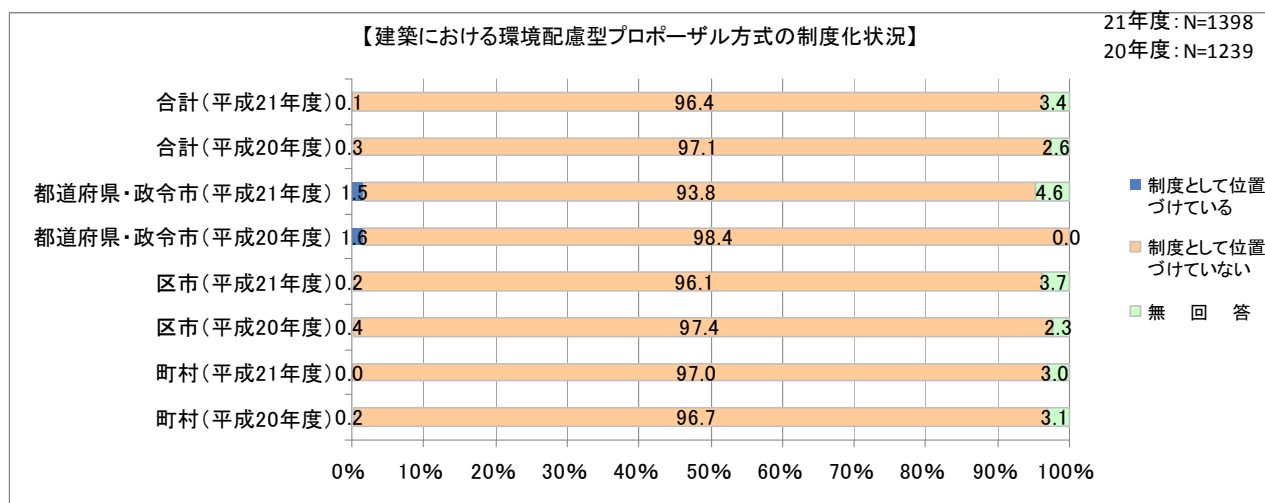
建築設計に係る契約における環境配慮型プロポーザル方式の制度化状況

問7-1 環境配慮型プロポーザル方式(技術提案を求めるテーマに温室効果ガス等の削減に関する内容を含むプロポーザル方式)を制度として位置づけていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式を制度として位置づけている団体は、平成20年度と比較して減少し、全体で2件(0.1%)のみであった。

表 建築における環境配慮型プロポーザル方式の制度化状況

団体の分類	下件数 (%上 段) (件) 、	づ1 けて いる 制度 とし て位 置	づ2 けて いな い とし て位 置	無 回 答
合 計	1398 100.0	2 0.1	1348 96.4	48 3.4
都道府県、政令市	65 100.0	1 1.5	61 93.8	3 4.6
区市	641 100.0	1 0.2	616 96.1	24 3.7
町村	692 100.0	- -	671 97.0	21 3.0



建築設計に係る契約の実施状況

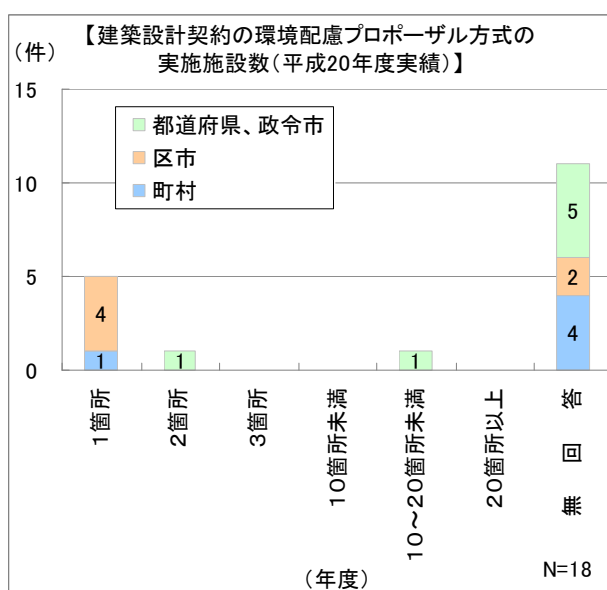
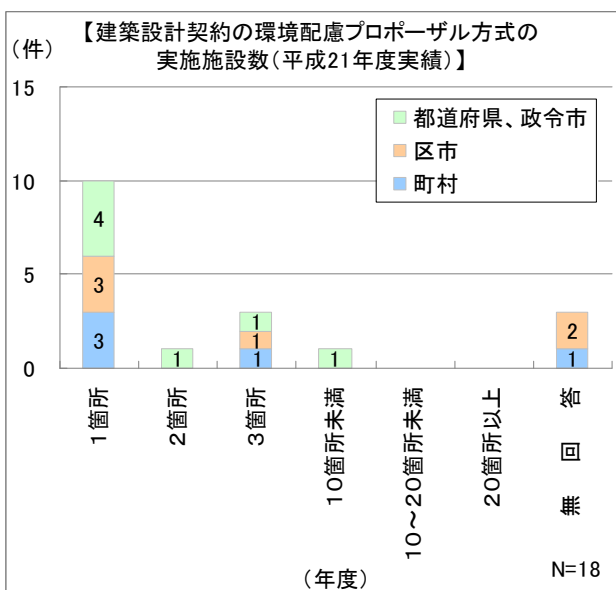
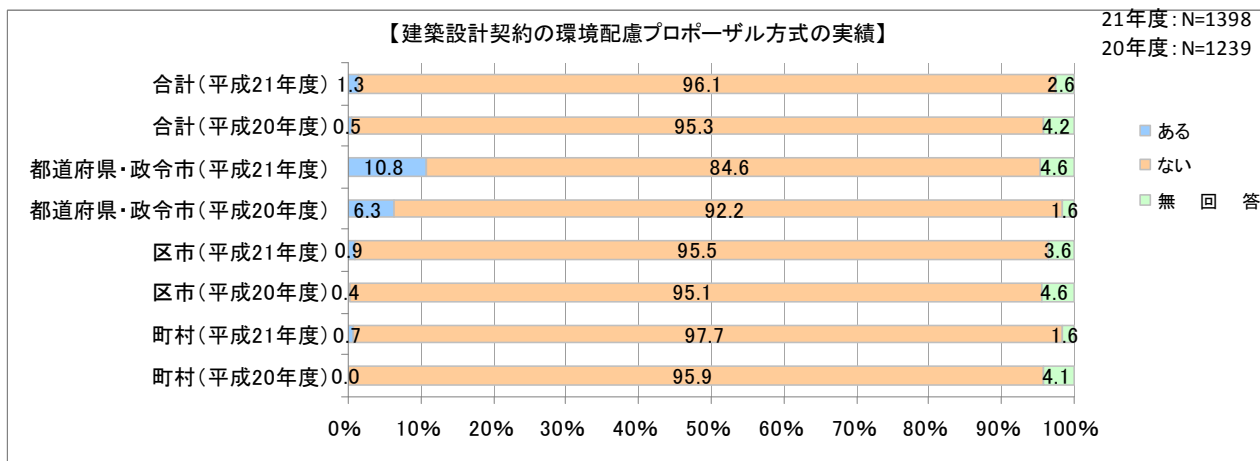
問7-2 平成20年度及び平成21年度に、建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式を実施した実績又は実施する予定がありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

建築設計契約の環境配慮型プロポーザル方式を実施した（または予定）実績は、全体の1.3%であった。

都道府県・政令市において、建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式を実施した（または予定）という回答は、平成20年度と比較して4.5%増加しており、意欲的に取り組みが進められていると考えられる。

表 建築設計契約の環境配慮プロポーザル方式の実績

団体の分類	下件数 (%) 上段 (件)	1 ある	2 ない	無 回答
合計	1398 100.0	18 1.3	1343 96.1	37 2.6
都道府県、政令市	65 100.0	7 10.8	55 84.6	3 4.6
区市	641 100.0	6 0.9	612 95.5	23 3.6
町村	692 100.0	5 0.7	676 97.7	11 1.6



建築設計に係る契約の障害

問7-3 建築設計に係る契約において、環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることはありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

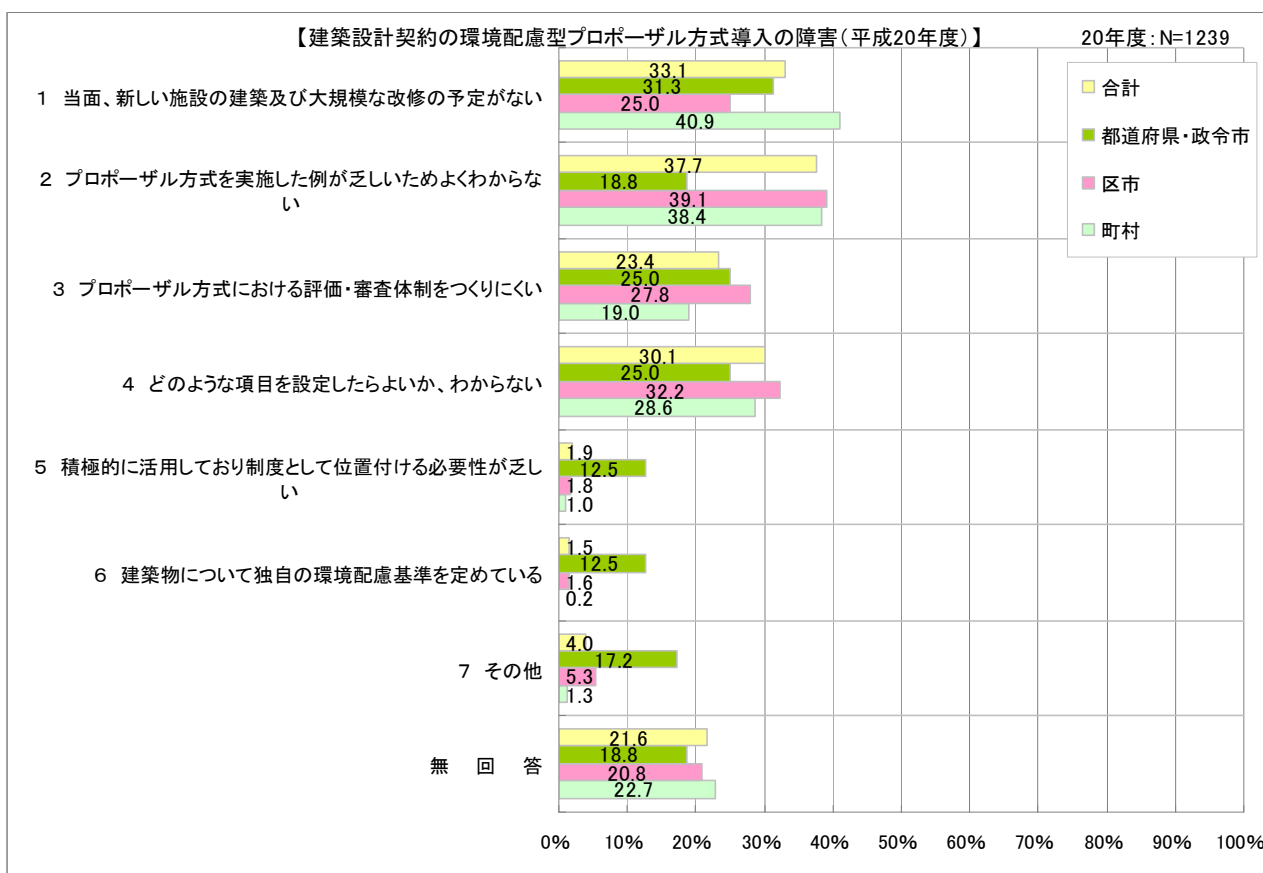
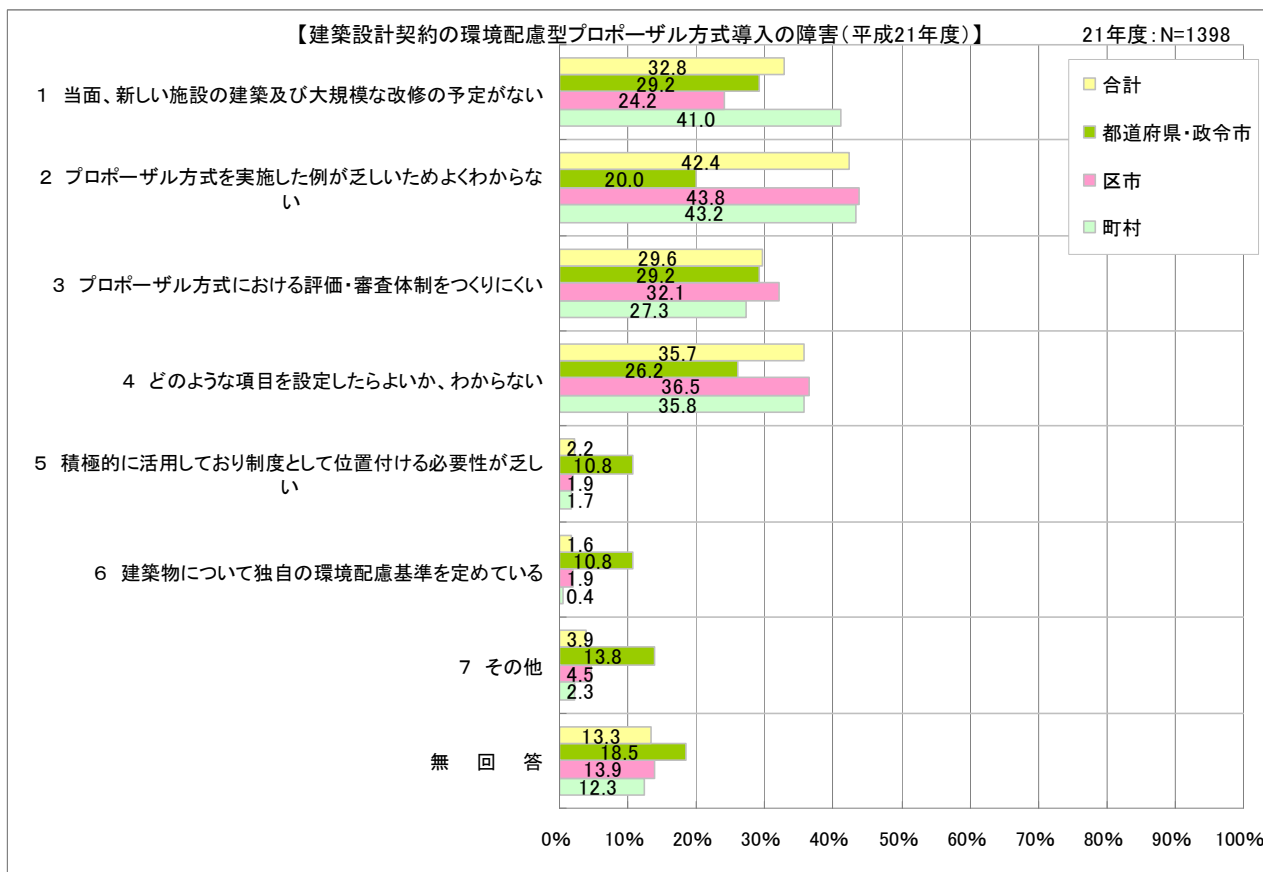
平成 21 年度において、建築設計に係る契約における環境配慮型プロポーザル方式の導入に当たって障害になっていることのうち、最も多い回答は「建築設計にプロポーザル方式を実施した例が乏しいため、よくわからない」ことであり、全体の回答の 42.4%となった。回答の傾向は、平成 20 年度の調査結果とほぼ同様であった。

実績が最も多い都道府県・政令市では「当面、新しい施設の建築及び大規模な改修の予定がない」、「プロポーザル方式における評価・審査体制をつくりにくい」という回答が最も多かった。

建築物の寿命は長く、建設時の資源使用量・建設副産物の排出量、供用時のエネルギー消費量は大きいため、環境へ与える影響は非常に大きくなる。このため、既存の建築物についてはE S C O事業に係る契約によって建築物の供用時の省エネルギー化を推進し、建築設計に係る事業が発生する場合には環境配慮型プロポーザル方式を実施するように制度化することは、環境負荷低減に効果的な方法であると考えられる。

表 建築設計契約の環境配慮型プロポーザル方式導入の障害

団体の分類	(件数)(%) (上段(件)、下段)	1 予定が及ばない大規模改修の	2 実況を踏まえた新しい方式	3 評価・審査体制	4 定例による項目から	5 規制度が乏しい位置付け	6 環境建築物基準を定めて	7 その他	無回答
合計	1398 100.0	458 32.8	593 42.4	414 29.6	499 35.7	31 2.2	22 1.6	54 3.9	186 13.3
都道府県、政令市	65 100.0	19 29.2	13 20.0	19 29.2	17 26.2	7 10.8	7 10.8	9 13.8	12 18.5
区市	641 100.0	155 24.2	281 43.8	206 32.1	234 36.5	12 1.9	12 1.9	29 4.5	89 13.9
町村	692 100.0	284 41.0	299 43.2	189 27.3	248 35.8	12 1.7	3 0.4	16 2.3	85 12.3



問 7-3 その他の回答（主なもの）	
団体の分類	建築設計契約の環境配慮型プロポーザル方式導入の障害
都道府県 政令市	建築物について独自の環境配慮基準を定めている。
	設計者の技量を判断することに重点をおいているが、一定規模以上の案件にはCASBEEによる評価を行っている。
	独自の簡易型プロポを行っているため。国交省が同方式の解説版を発表すれば、その内容を参考にしたい。
	プロポーザル方式を導入すると、設計に要する時間が多くかかる。また、設計者の負担も増加することになる。
	市としての合意が十分に形成できていない。
	関係部署が多く、調整に困難を伴う。
	プロポーザル方式の契約自体が少ない。
	予算の制約。
	CASBEEの可能性について検討中。
区市	建築物について独自の環境配慮基準を定めている。
	プロポーザルの提案内容に、環境に関することも含まれているので、特別に制度化を検討していない。
	入札時の仕様書を環境に配慮した内容にしており、プロポーザル方式にする必要がない。
	プロポーザル実施は仕様書レベルで検討する必要があり、契約担当課として各担当課へ導入を促すことが難しい。
	期間及び経費が増す
	公示価格が上昇する懸念がある。建設費が増加する。
	人的余裕がない。担当者の負担増。
	入札契約方式の整備。入札制度の問題。
	現状では、環境配慮契約への対応が進んでいないため。
	現在のところ予定がない。現時点で取り組み未定。
町村	建築物について独自の環境配慮基準を定めている。
	環境配慮型の制度自体が分からない。
	人的余裕がない。
	専門的な知識を持った職員を確保することが困難。
	導入する予定がない。

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

問8 環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因が考えられますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

平成 21 年度において、環境配慮契約に取り組む上での阻害要因として挙げられたもので、数の多かった回答は、全体では「環境配慮契約に関する情報がない」46.6%、「組織としての環境配慮契約に対する意識が低い」41.1%、「人的余裕がない、担当者の負担増」40.4%、「財政的な余裕がない」35.6%、「担当者の環境配慮契約に対する意識が低い」30.5%等であり、回答の傾向は、平成 20 年度の調査結果とほぼ同様であった。

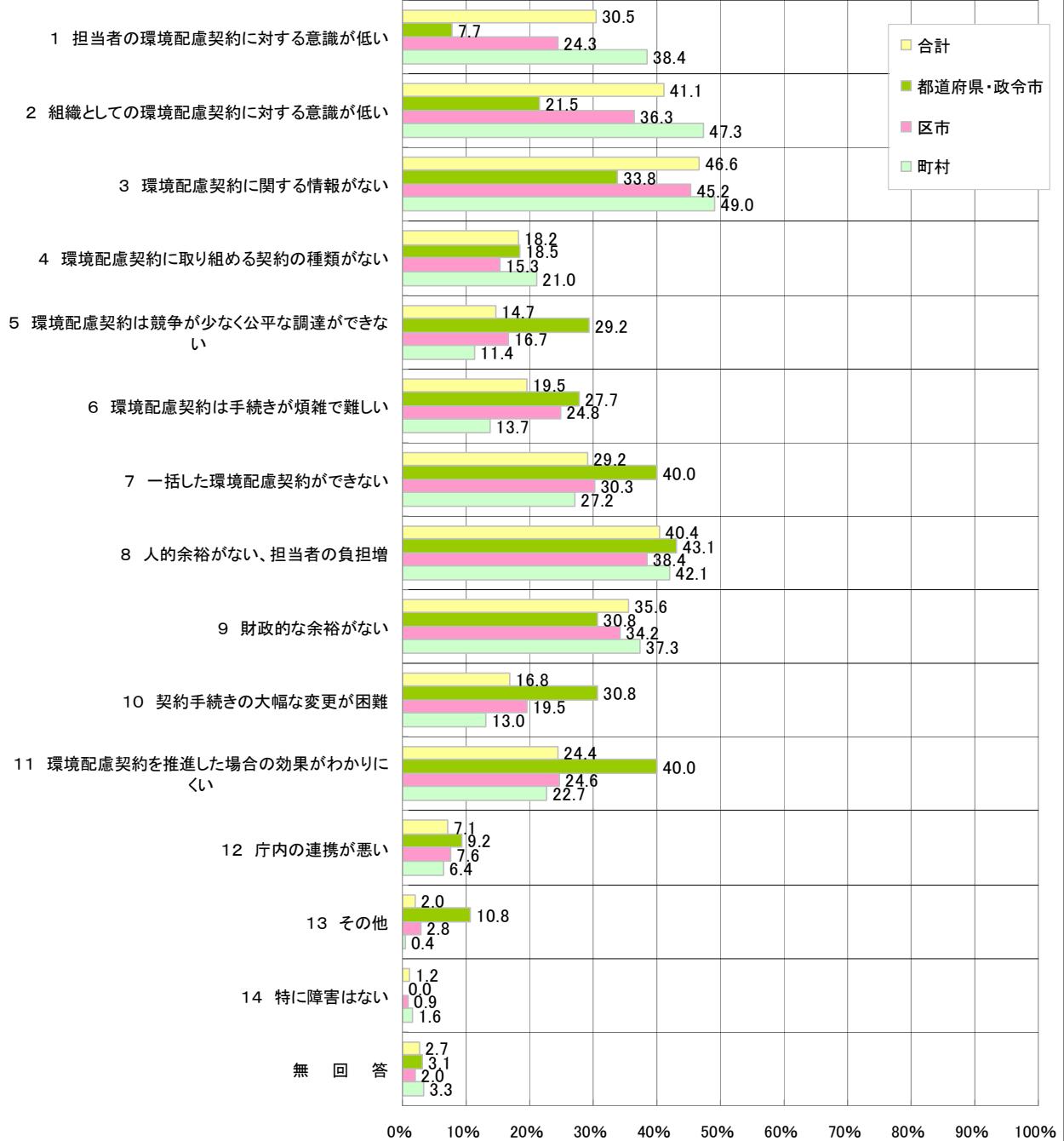
区市と町村では、「環境配慮契約に関する情報がない」という回答が多く、さらに町村では「組織として、担当者として、環境配慮契約に関する意識が低い」という回答が多い結果となった。

表 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

団体の分類	(件数)(%) (上段(件)、下段(%))	1 担当者の環境配慮契約に対する意識が低い	2 組織としての環境配慮契約に対する意識が低い	3 環境配慮契約に関する情報がない	4 環境配慮契約の種類がない	5 環境配慮契約は競争が公平な調達ができない	6 環境配慮契約は手続きが煩雑で難しい	7 一括した環境配慮契約ができない	8 人的余裕がない、担当者の負担増	9 財政的な余裕がない	10 契約手続きの大幅な変更が困難	11 環境配慮契約を推進した場合約効果をわかりにくい	12 庁内の連携が悪い	13 その他	14 特に障害はない	無回答
合計	1398 100.0	427 30.5	574 41.1	651 46.6	255 18.2	205 14.7	272 19.5	408 29.2	565 40.4	497 35.6	235 16.8	341 24.4	99 7.1	28 2.0	17 1.2	38 2.7
都道府県、政令市	65 100.0	5 7.7	14 21.5	22 33.8	12 18.5	19 29.2	18 27.7	26 40.0	28 43.1	20 30.8	20 30.8	26 40.0	6 9.2	7 10.8	- 0.0	2 3.1
区市	641 100.0	156 24.3	233 36.3	290 45.2	98 15.3	107 16.7	159 24.8	194 30.3	246 38.4	219 34.2	125 19.5	158 24.6	49 7.6	18 2.8	6 0.9	13 2.0
町村	692 100.0	266 38.4	327 47.3	339 49.0	145 21.0	79 11.4	95 13.7	188 27.2	291 42.1	258 37.3	90 13.0	157 22.7	44 6.4	3 0.4	11 1.6	23 3.3

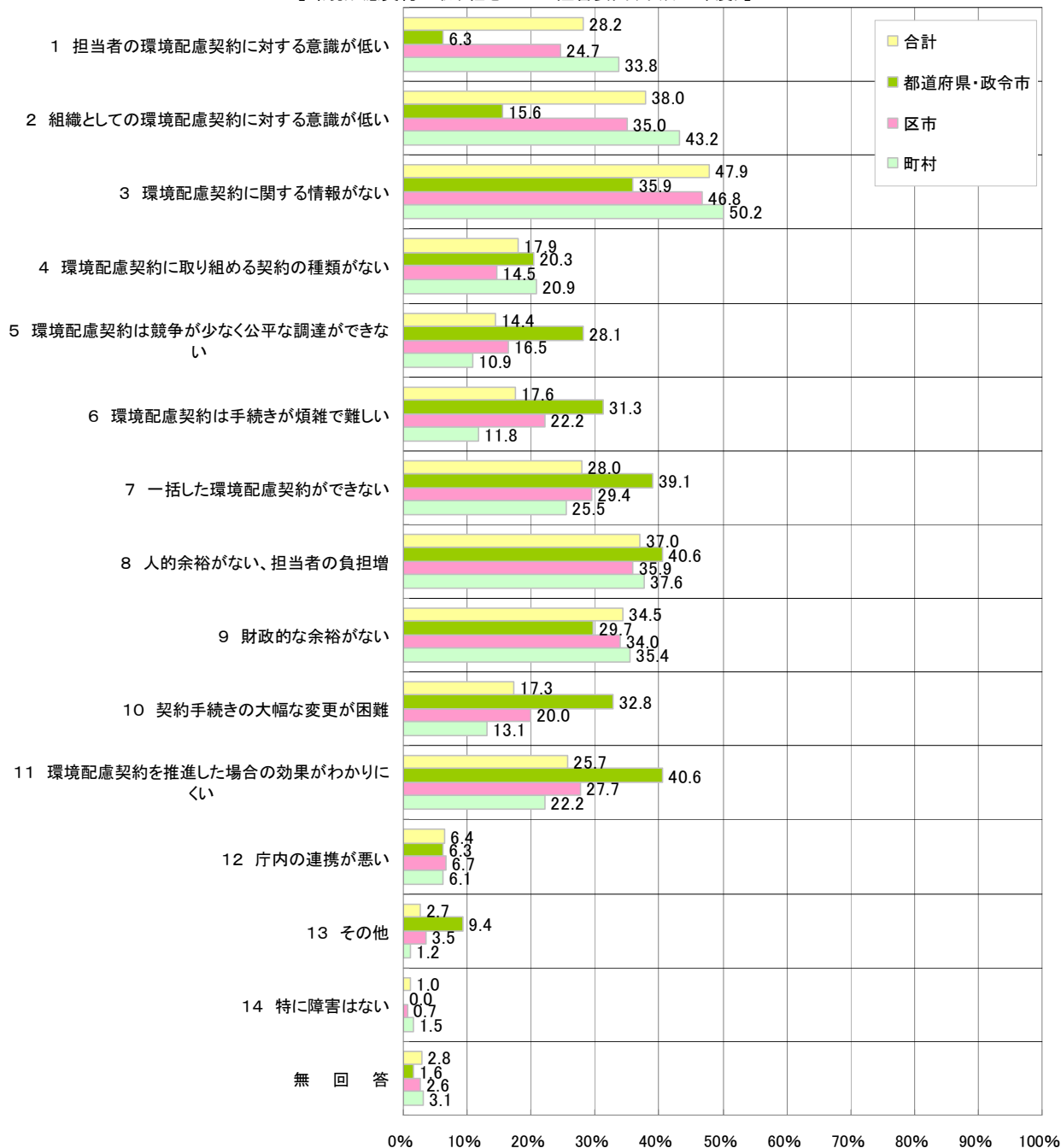
【環境配慮契約に取り組む上での阻害要因(平成21年度)】

21年度: N=1398



【環境配慮契約に取り組む上での阻害要因(平成20年度)】

20年度: N=1239



問8 その他の回答	
団体の分類	環境配慮契約に取り組む上での阻害要因（主なもの）
都道府県 政令市	関係部署が多く、調整に困難を伴う。
	別途、市が定める指針がある。
	一般競争入札を進め始めたところで導入が難しい。
	環境配慮をする一方で、厳しい財政状況を鑑みると、価格面を優先せざるを得ない。
	環境配慮によるコスト増と、そうでない場合のコスト増を比較する手法がない。
区市	環境に配慮した製品の指定を実施しており、方針策定による効果が把握しにくい。また、違反の認定などの処理が確立できない分野が多い。
	総合評価落札方式において、安価で簡易かつ継続的な学識経験者の意見聴取が難しい。
	地元中小企業への受注機会が減少してしまう。
	自主財源不足のため余裕がない。
	契約金額と環境配慮とのバランス決定。
	推進体制が決まっていない。
	目的・効果・手続き等、具体的な内容について把握できていない。
	基本方針策定方法についての情報が得られない。
現在のところ予定がない。	
町村	地元の業者で、対応できない業者が多いと思われる。

環境配慮契約の推進を主管する部署

問9-1 貴団体では、環境配慮契約の推進を主管する部署は決まっていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

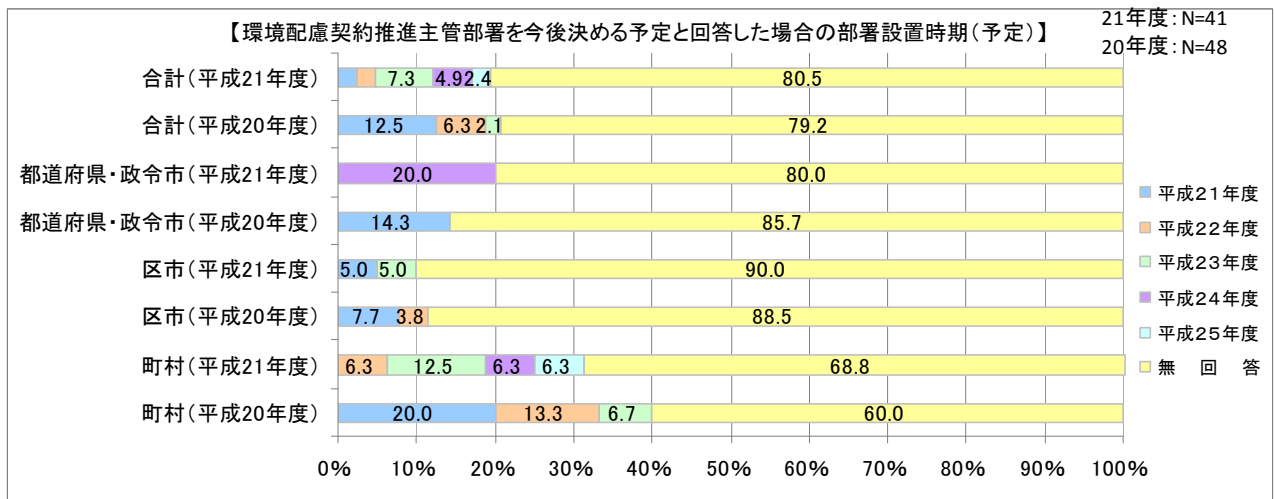
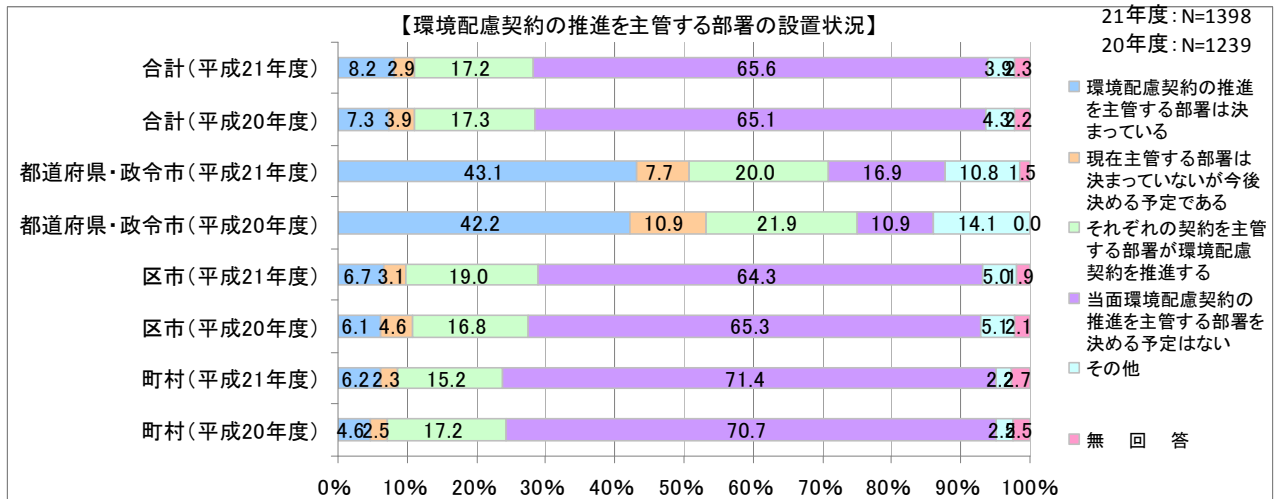
平成21年度において、「環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている」という回答は全体の8.2%であった。「当面環境配慮契約の推進を主管する部署を決める予定がない」という回答は全体の65.6%であった。

都道府県・政令市では、主管する部署が決まっているという回答が43.1%となった。

回答の傾向は、平成20年度の調査結果とほぼ同様であった。

表 環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況

団体の分類	(件数)(%) (上段) (件) (下段)	1 てを 主 管 す る 部 署 は 決 ま っ て い る	2 め ま る 予 定 で あ る	3 約 管 す る 部 署 が 環 境 配 慮 契 約 を 主 管 す る	4 め 推 進 を 主 管 す る 部 署 を 決 め る 予 定 は な い	5 そ の 他	無 回 答
合 計	1398 100.0	114 8.2	41 2.9	240 17.2	917 65.6	54 3.9	32 2.3
都道府県、政令市	65 100.0	28 43.1	5 7.7	13 20.0	11 16.9	7 10.8	1 1.5
区市	641 100.0	43 6.7	20 3.1	122 19.0	412 64.3	32 5.0	12 1.9
町村	692 100.0	43 6.2	16 2.3	105 15.2	494 71.4	15 2.2	19 2.7



問 9-1 その他の回答（主なもの）	
団体の分類	環境配慮契約の推進を主管する部署の設置状況
都道府県 政令市	特定部署が所管するか、契約類型ごとに所管部署を変えるかを含め現在検討中。
	環境配慮契約法に係わるとりまとは環境部門で行うが、具体的な方針や要綱等の作成については、契約類型ごとにそれぞれの契約を主管する部署が推進する。
	環境部門を担当窓口としながら、契約類型ごとにそれぞれの契約の所管部署が環境配慮契約を検討・推進する。
	検討中。
区市	現在、環境部環境課がグリーン購入推進指針に基づき推進している。
	環境部門と財政（契約）部門と会計の連携。
	実行計画見直し時に必要に応じて検討。
	主管部局の設定の要否も含め検討する予定。
	多部門にわたるため、主管は定めることが難しい。
	検討中
	検討中。
未定。	
市区町村	環境施策担当課と実際に物品購入を主管している課がある。
	未定

環境配慮契約の推進を主管する部署名等

<問9-1で「1主管部署は決まっている」と回答した地方公共団体への調査>

問9-2 環境配慮契約の推進を主管する部署はどの部門ですか。またそれはグリーン購入法に基づく調達も主管していますか。

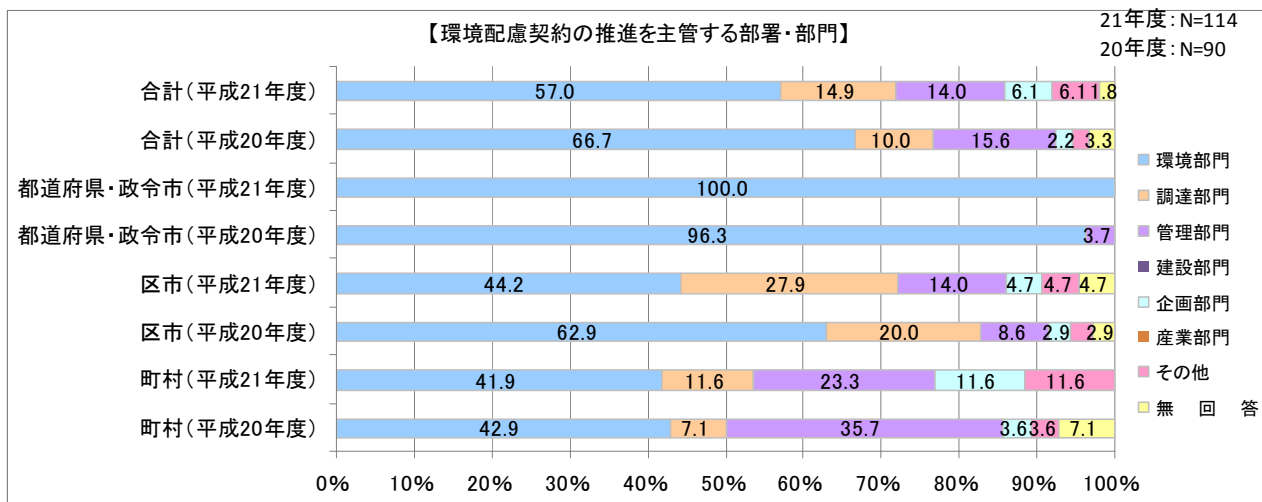
問9-2			
団体の分類	具体的な部署名の例		
都道府県 政令市	【部】 環境部、環境森林部、環境局、環境政策局、景観・環境局、農政環境部、環境農林水産部、環境創造部、環境保全部、環境都市推進部、生活環境部、県民部環境局、環境生活部、県民生活・環境部、生活環境文化部、文化環境部、総務部	【課】 環境政策課、環境企画課、環境森林課、環境都市推進課、地球温暖化対策課、地球環境対策課、地球環境課、	【室・G・係】 温暖化対策室、地球温暖化対策室、地球環境室、地球環境課、地球環境推進室、みどり・都市環境室、地球環境係、人材政策室、環境活動推進グループ、環境立県推進室
区市	【部】 環境部、総務部、市民福祉部、生活環境部、総務経済環境部、財政課	【課】 環境政策課、環境企画課、契約検査課、管財課、財政課、総務課、生活環境課、環境課、環境保全課、環境衛生課	【室・G・係】 契約検査室、管理係
町村	【部】 生活環境部、総務部、保健福祉部	【課】 総務課、総務企画課、まち振興課、産業政策課、企画財政課、生活環境課、環境課、福祉保健課、町民課	【室・G・係】 財政管財班、管理係

「環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっている」と答えた114団体のうち、当該部署は「環境部門」と回答したのは全体の57.0%であった。以下、「調達部門」14.9%、「管理部門」14.0%となった。

平成20年度と比較して、区市では当該部署として「環境部門」が減少し、「調達部門」と「管理部門」が増加した。町村では当該部署として「管理部門」が減少し、「調達部門」と「企画部門」が増加した。

表 環境配慮契約の推進を主管する部門

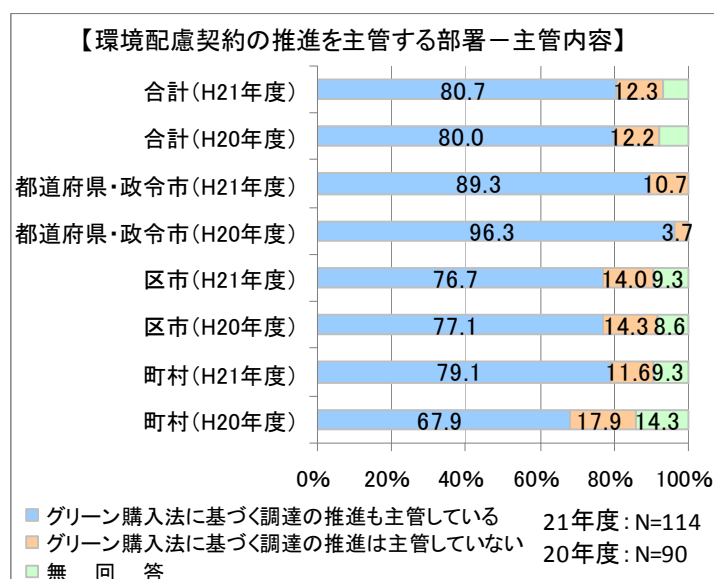
団体の分類	下 段 数 (% 上 段) (件) 、	1	2	3	4	5	6	7	無 回 答
		環 境 部 門	調 達 部 門	管 理 部 門	建 設 部 門	企 画 部 門	産 業 部 門	そ の 他	
合 計	114 100.0	65 57.0	17 14.9	16 14.0	-	7 6.1	-	7 6.1	2 1.8
都道府県、政令市	28 100.0	28 100.0	-	-	-	-	-	-	-
区市	43 100.0	19 44.2	12 27.9	6 14.0	-	2 4.7	-	2 4.7	2 4.7
町村	43 100.0	18 41.9	5 11.6	10 23.3	-	5 11.6	-	5 11.6	-



平成21年度において、環境配慮契約の推進を主管する部署が決まっていると答えた114団体のうち、当該部署がグリーン購入法に基づく調達の推進も主管していると回答した地方公共団体は80.7%であった。

**表 環境配慮契約の推進を主管する部門
グリーン購入法の推進も主管しているか**

団体の分類	（件数） （上段） （件） （下段）	てづ1 いく る調 達リ の 推 進 も 入 主 法 に 基	てづ2 いく な調 達リ の 推 進 は 入 主 法 に 基	無 回 答
合計	114	92	14	8
	100.0	80.7	12.3	7.0
都道府県、政令市	28	25	3	-
	100.0	89.3	10.7	-
区市	43	33	6	4
	100.0	76.7	14.0	9.3
町村	43	34	5	4
	100.0	79.1	11.6	9.3



環境配慮契約に際して参考にしているもの

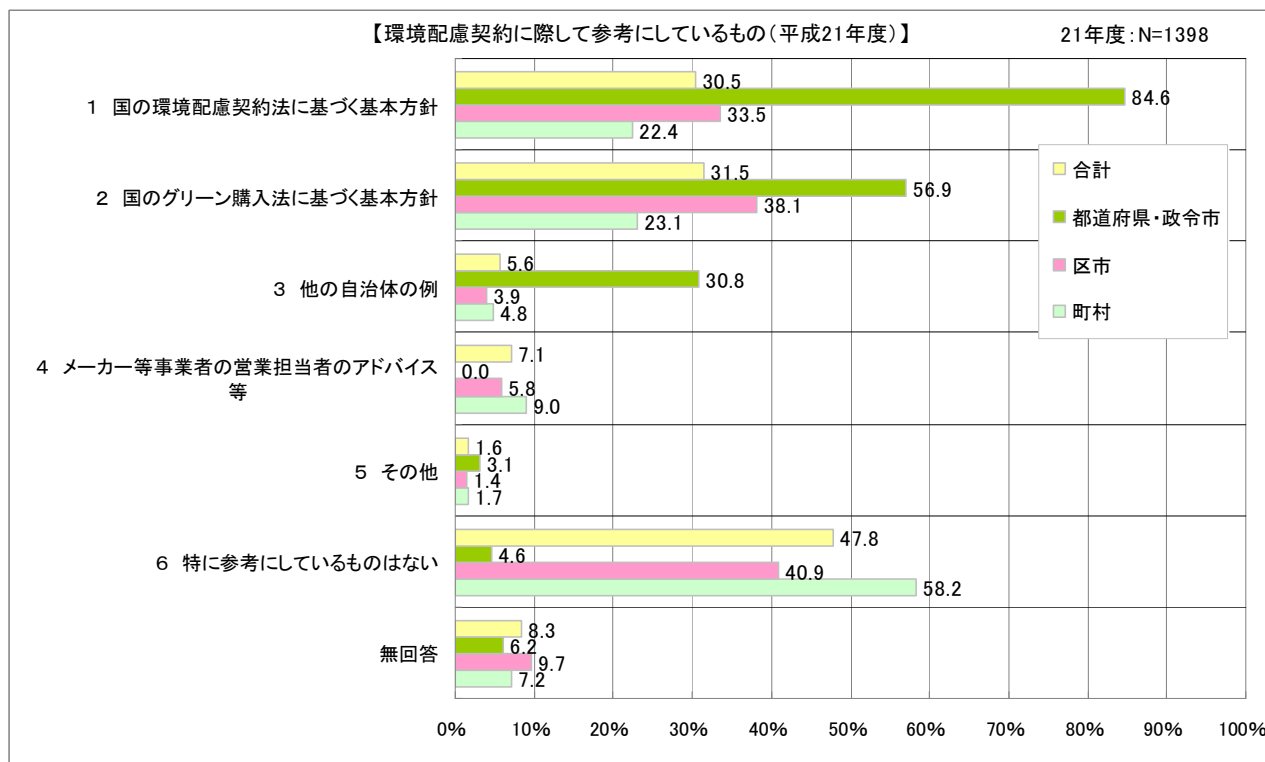
問 10 環境配慮契約に際して参考にされているもの全てに○をつけてください。

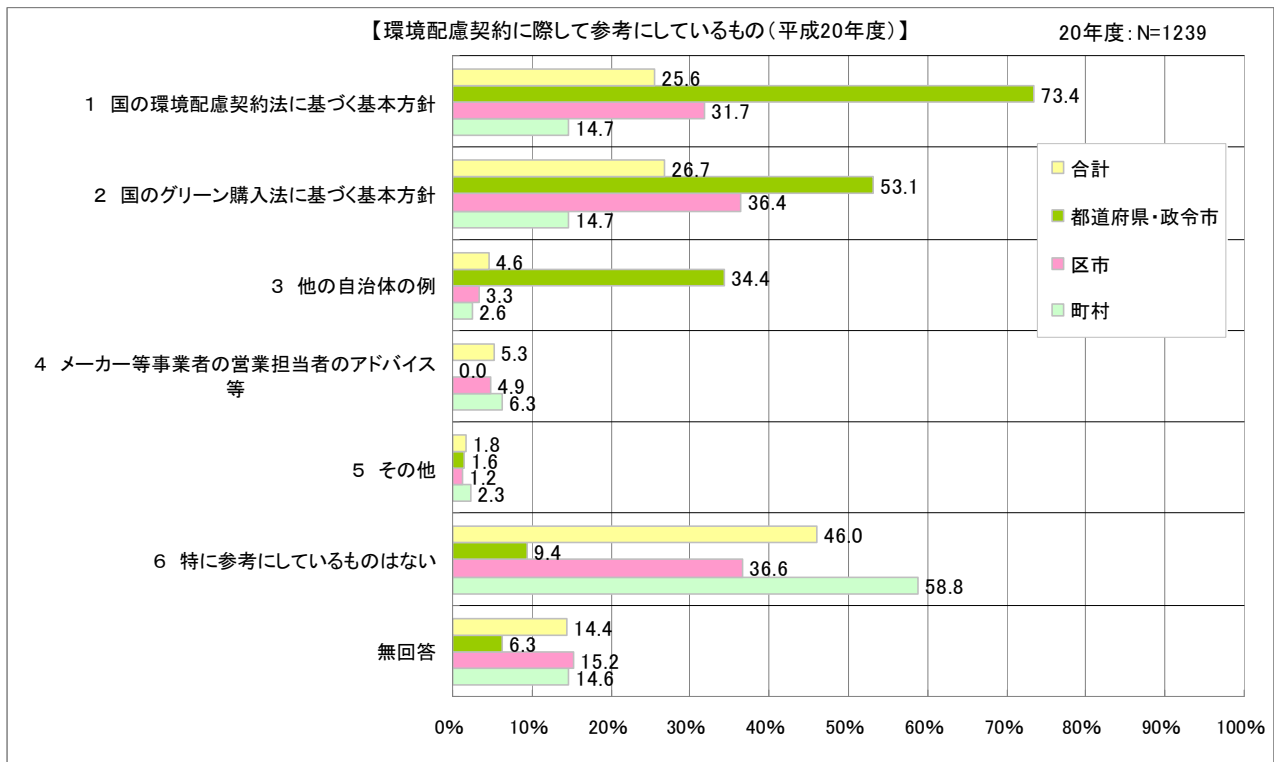
環境配慮契約に際して参考にしているものは、「国のグリーン購入法に基づく基本方針」が全体の31.5%、「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」が全体の30.5%となり、回答の傾向は平成20年度の調査結果とほぼ同様であった。

平成20年度と比較して、都道府県・政令市では「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」が11.2%増加し、町村では「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」が7.7%、「国のグリーン購入法に基づく基本方針」が8.4%増加した。

表 環境配慮契約に際して参考にしているもの

団体の分類	(件数) (%) (上段) (件) (下段)	1 に基 づく 国の 基本 環境 配慮 契約 法	2 に基 づく 国の 基本 グリー ン購 入法	3 他 の自 治体 の例	4 等 営 業 担 当 メ ー カ ー の ア ド バ イ ス の	5 そ の 他	6 も の は 特 に 参 考 に し て い る も の は な い	無 回 答
合 計	1398 100.0	426 30.5	441 31.5	78 5.6	99 7.1	23 1.6	668 47.8	116 8.3
都道府県、政令市	65 100.0	55 84.6	37 56.9	20 30.8	- -	2 3.1	3 4.6	4 6.2
区市	641 100.0	215 33.5	244 38.1	25 3.9	37 5.8	9 1.4	262 40.9	62 9.7
町村	692 100.0	155 22.4	160 23.1	33 4.8	62 9.0	12 1.7	403 58.2	50 7.2





問10 他の自治体の例	
団体の分類	環境配慮契約に際して参考になっているもの
都道府県 政令市	すでに環境配慮契約について基本方針がある自治体。
	東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、奈良県、横浜市、名古屋市他。
	関西地域の府県、政令市。
区市	先進市などの評価基準・要項等を参考にする予定。
	県、近隣市。
	大阪府、愛知県、東京都、三重県
町村	県
	近隣市町（播磨町、加古川市、高砂市、明石市）
	近隣自治体の実施動向。

問10 その他	
団体の分類	環境配慮契約に際して参考になっているもの
都道府県 政令市	環境省主催の環境配慮契約法基本方針説明会資料。
	近隣県との情報交換。
区市	GPNからの情報提供。
	メーカー発表の数値（燃費等）、業者の提案。
	建設リサイクル法。
	青森市グリーン購入手順書
町村	環境ラベル
	寒川町環境行政指針行政編

環境配慮契約の効果

問11 環境配慮契約によって、貴団体ではどのような効果が現れていますか。それぞれ、あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、回答分のうち、全体では、環境配慮契約の効果を実感する（よく実感する、少し実感する）という回答の上位3項目は回答率が高い順に、①職員の意識啓発効果、②企業の環境意識の向上、③環境配慮型製品・サービスの普及効果であった。

平成20年度と比較して、大きく変化したのは、都道府県・政令市においては「企業の環境意識の向上」であり、「少し実感する」という回答が11%増加した。区市においては「職員の意識啓発効果」が大きく変化し、少し実感するという回答が12.6%減少した一方で、「よく実感する」という回答が増加し、「あまり実感しない」という回答が減少している。町村では「環境配慮型製品・サービスの普及効果」と「トータルコストの縮減効果」という回答が増加した。

一方、平成21年度において、回答分のうち、全体では、環境配慮契約の効果を実感しない（あまり実感しない、ほとんど実感しない）という回答の上位3項目は回答率が高い順に、①トータルコストの縮減効果、②調達総量の削減効果、③温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果であった。

平成20年度と比較して、回答に占める割合が大きく変化したのは、都道府県・政令市では「トータルコストの縮減効果」「調達総量の削減効果」「環境配慮型製品・サービスの普及効果」であり、これらの回答は増加している。区市では「他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果」を、町村では「企業の環境意識の向上」を除くそれぞれ6つの設問全てにおいて、効果を実感しないという回答が減少した。

表 環境配慮契約の効果（全体）

全体	段（件 数）（ %）（上 ）（下段	るよ く 実 感 す	る少 し 実 感 す	いど ち え な ら と も	しあ ま い り 実 感	感ほ し と ん ど 実	無 回 答
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	1398 100.0	4 0.3	20 1.4	55 3.9	22 1.6	20 1.4	1277 91.3
調達総量の削減効果	1398 100.0	2 0.1	11 0.8	64 4.6	17 1.2	28 2.0	1276 91.3
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	1398 100.0	2 0.1	18 1.3	62 4.4	14 1.0	25 1.8	1277 91.3
職員の意識啓発効果	1398 100.0	8 0.6	34 2.4	50 3.6	13 0.9	19 1.4	1274 91.1
トータルコストの縮減効果	1398 100.0	1 0.1	17 1.2	56 4.0	23 1.6	25 1.8	1276 91.3
環境配慮型製品・サービスの普及効果	1398 100.0	2 0.1	26 1.9	55 3.9	17 1.2	22 1.6	1276 91.3
企業の環境意識の向上	1398 100.0	5 0.4	27 1.9	57 4.1	14 1.0	18 1.3	1277 91.3

表 環境配慮契約の効果（都道府県・政令市）

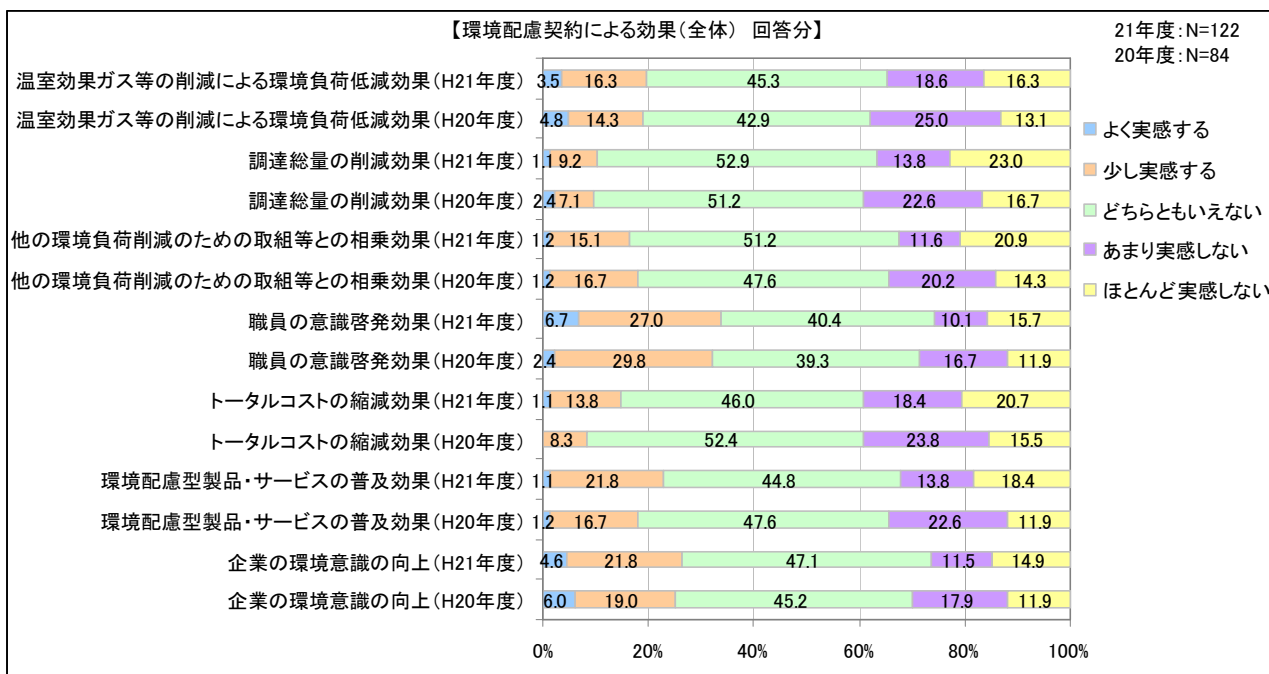
都道府県、政令市	段（件 数）（ %）（上 ）（下段	るよ く 実 感 す	る少 し 実 感 す	いど ち え な ら と も	しあ ま い り 実 感	感ほ し と ん ど 実	無 回 答
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	65 100.0	- -	5 7.7	10 15.4	3 4.6	- -	47 72.3
調達総量の削減効果	65 100.0	- -	1 1.5	11 16.9	3 4.6	3 4.6	47 72.3
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	65 100.0	1 1.5	4 6.2	8 12.3	2 3.1	3 4.6	47 72.3
職員の意識啓発効果	65 100.0	2 3.1	6 9.2	6 9.2	2 3.1	2 3.1	47 72.3
トータルコストの縮減効果	65 100.0	- -	- -	11 16.9	5 7.7	2 3.1	47 72.3
環境配慮型製品・サービスの普及効果	65 100.0	1 1.5	5 7.7	8 12.3	2 3.1	2 3.1	47 72.3
企業の環境意識の向上	65 100.0	3 4.6	6 9.2	7 10.8	1 1.5	- -	48 73.8

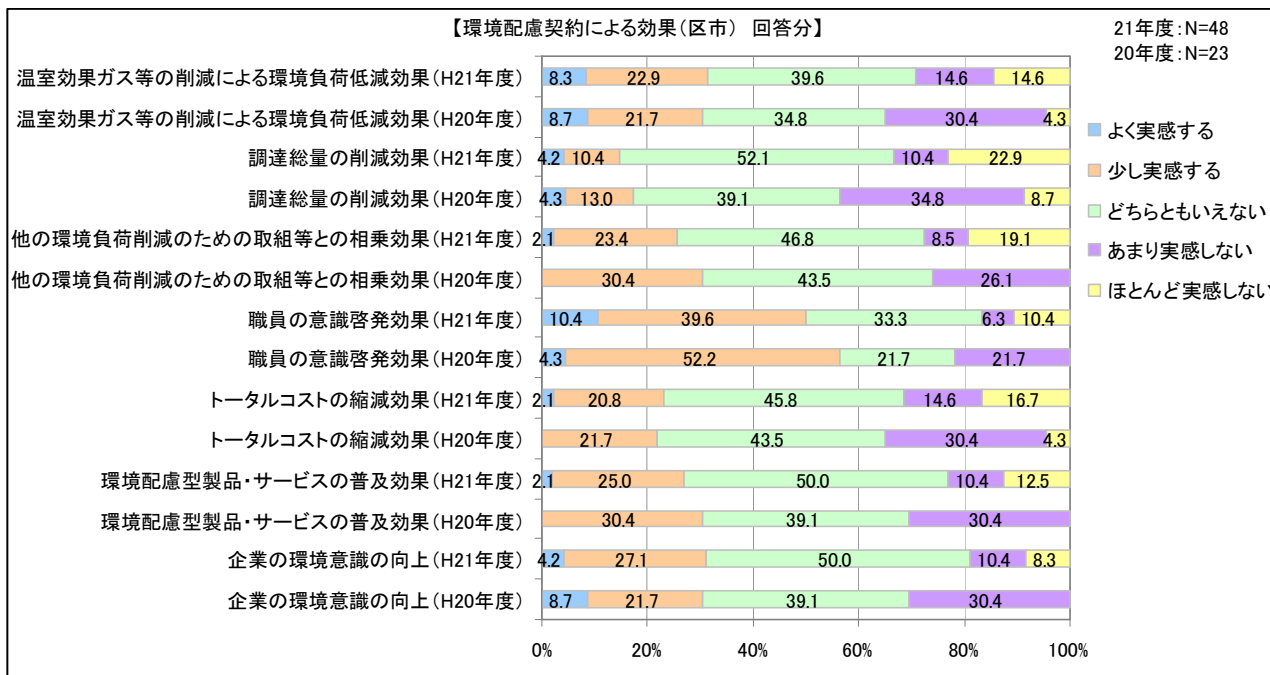
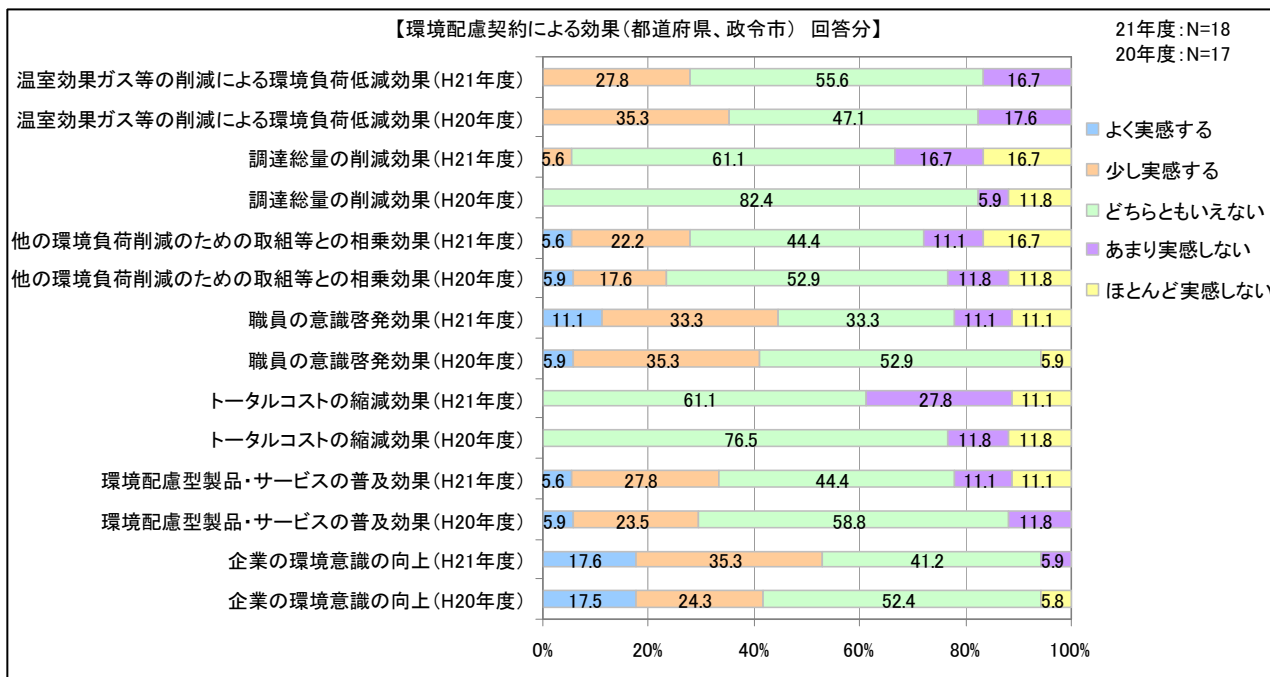
表 環境配慮契約の効果（区市）

区市	段（件 数）（ %）（上 ）（下段	るよ く 実 感 す	る少 し 実 感 す	いど ち え な ら と も	しあ ま い り 実 感	感ほ し と ん ど 実	無 回 答
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	641 100.0	4 0.6	11 1.7	19 3.0	7 1.1	7 1.1	593 92.5
調達総量の削減効果	641 100.0	2 0.3	5 0.8	25 3.9	5 0.8	11 1.7	593 92.5
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	641 100.0	1 0.2	11 1.7	22 3.4	4 0.6	9 1.4	594 92.7
職員の意識啓発効果	641 100.0	5 0.8	19 3.0	16 2.5	3 0.5	5 0.8	593 92.5
トータルコストの縮減効果	641 100.0	1 0.2	10 1.6	22 3.4	7 1.1	8 1.2	593 92.5
環境配慮型製品・サービスの普及効果	641 100.0	1 0.2	12 1.9	24 3.7	5 0.8	6 0.9	593 92.5
企業の環境意識の向上	641 100.0	2 0.3	13 2.0	24 3.7	5 0.8	4 0.6	593 92.5

表 環境配慮契約の効果（町村）

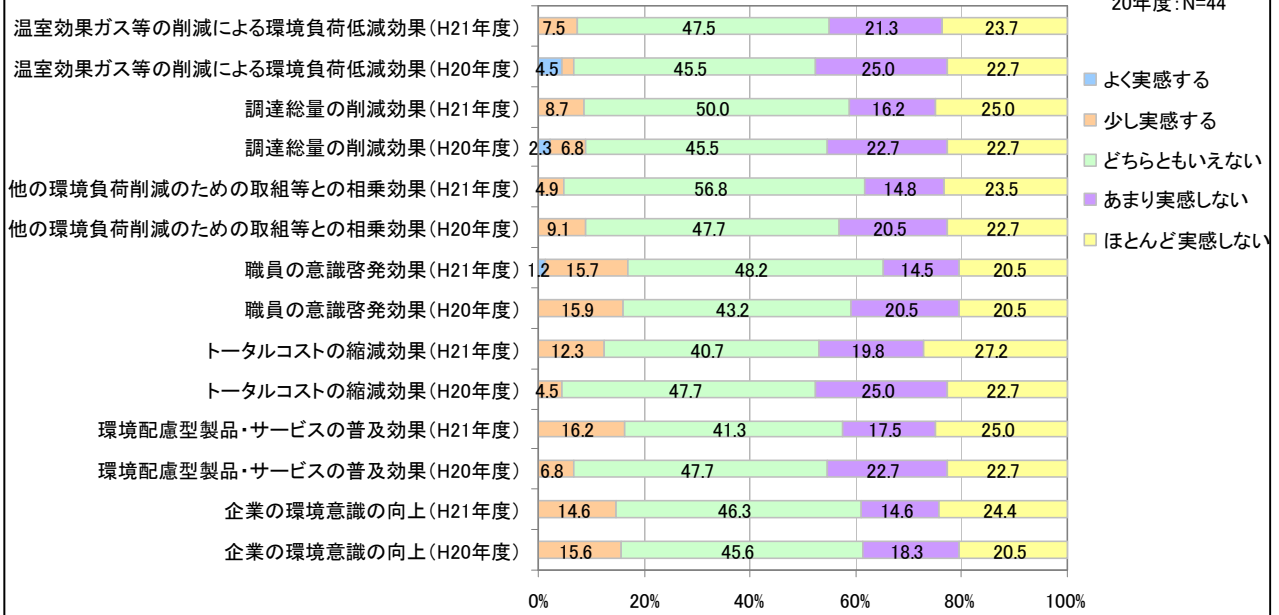
町村	段（件数）（％）（上）（下）	よく実感する	少し実感する	どちらともいえない	あまり実感しない	ほとんど実感しない	無回答
温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果	692 100.0	-	4 0.6	26 3.8	12 1.7	13 1.9	637 92.1
調達総量の削減効果	692 100.0	-	5 0.7	28 4.0	9 1.3	14 2.0	636 91.9
他の環境負荷削減のための取り組み等との相乗効果	692 100.0	-	3 0.4	32 4.6	8 1.2	13 1.9	636 91.9
職員の意識啓発効果	692 100.0	1 0.1	9 1.3	28 4.0	8 1.2	12 1.7	634 91.6
トータルコストの縮減効果	692 100.0	-	7 1.0	23 3.3	11 1.6	15 2.2	636 91.9
環境配慮型製品・サービスの普及効果	692 100.0	-	9 1.3	23 3.3	10 1.4	14 2.0	636 91.9
企業の環境意識の向上	692 100.0	-	8 1.2	26 3.8	8 1.2	14 2.0	636 91.9





【環境配慮契約による効果(町村) 回答分】

21年度: N=55
20年度: N=44



環境配慮契約の進展のために必要な取組

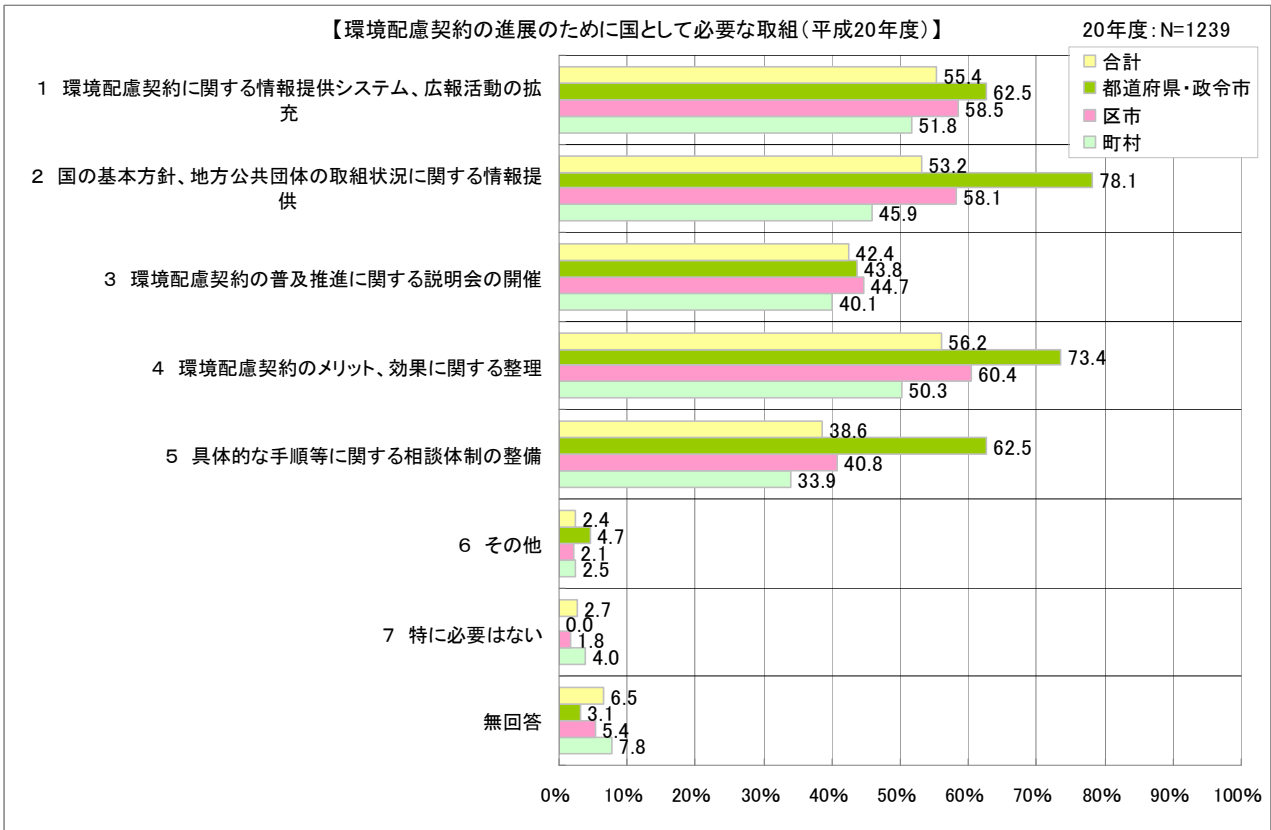
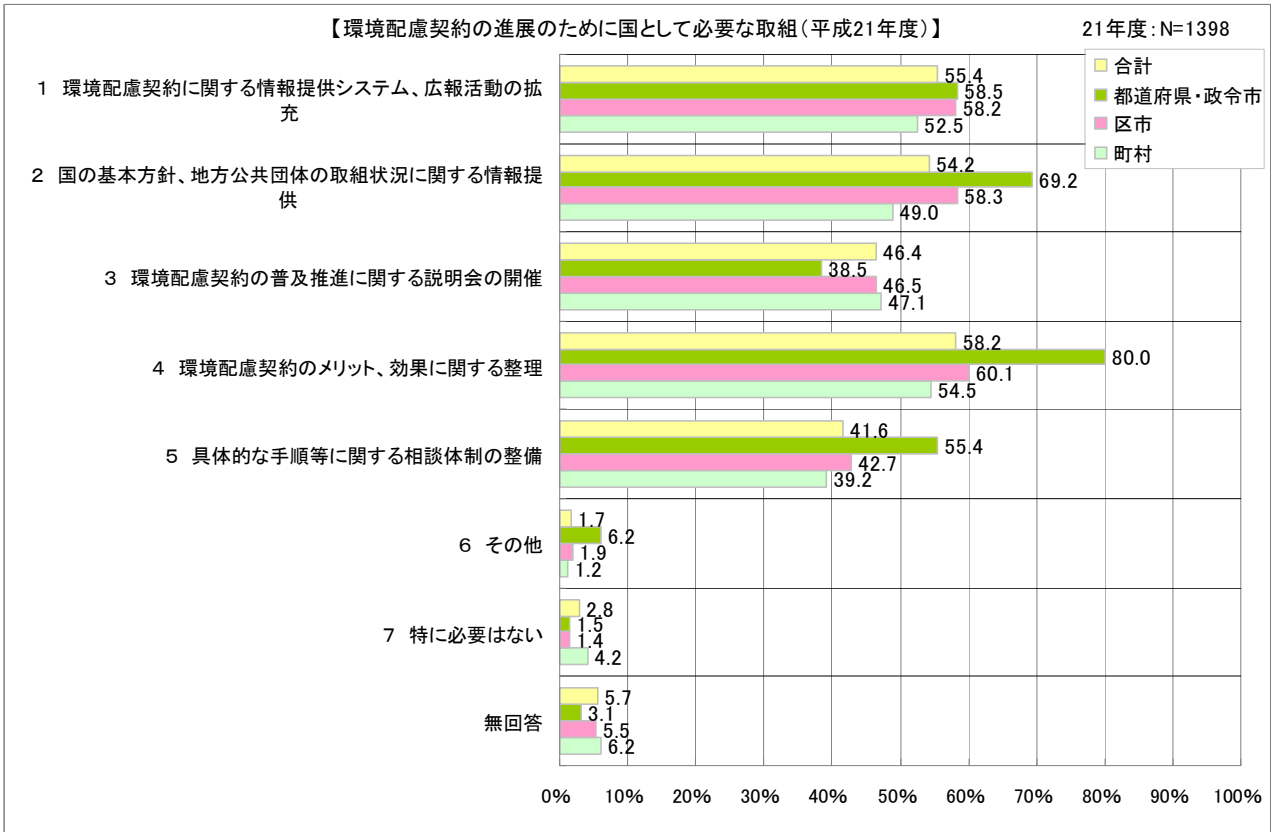
問 1 2 環境配慮契約の進展のために、国としてどのような取組を進めるべきと考えられますか。あてはまるものを全てに○をつけてください。

平成21年度において、環境配慮契約の進展のために国として進めてほしい取組として、全体では「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」、「環境配慮契約に関する情報提供システム、広報活動の拡充」「国の基本方針に関する情報提供、他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」の回答が過半数を占めた。

平成20年度と比較して変化が見られるのは、都道府県・政令市からの回答であり、平成21年度には「環境配慮契約のメリット、効果に関する整理」が最も多い回答となった。

表 環境配慮契約の進展のために国として必要な取組

団体の分類	(件数) (%数) (上段) (件) (下段)	1 情報提供の拡充 1 情報提供の拡充	2 公共団体の基本情報提供 2 公共団体の基本情報提供	3 推進に環境に関する説明会の普及 3 推進に環境に関する説明会の普及	4 リット環境配慮に関するメ 4 リット環境配慮に関するメ	5 具体的な手続等 5 具体的な手続等	6 その他	7 特に必要はない	無回答
合計	1398 100.0	774 55.4	758 54.2	649 46.4	814 58.2	581 41.6	24 1.7	39 2.8	80 5.7
都道府県、政令市	65 100.0	38 58.5	45 69.2	25 38.5	52 80.0	36 55.4	4 6.2	1 1.5	2 3.1
区市	641 100.0	373 58.2	374 58.3	298 46.5	385 60.1	274 42.7	12 1.9	9 1.4	35 5.5
町村	692 100.0	363 52.5	339 49.0	326 47.1	377 54.5	271 39.2	8 1.2	29 4.2	43 6.2



問12 その他の回答（主なもの）	
団体の分類	環境配慮契約の進展のために国として必要な取組
都道府県 政令市	環境配慮契約を行わなかった場合の影響に関する情報提供。
	契約制度や設備・営繕等を所管する部門への関係省庁からの働きかけ。
	小規模ESCO支援
	配点根拠の明確化。
区市	努力義務でなく法による義務化が必要。
	指導体制の充実、マニュアルの作成。
	他の制度（グリーン購入、EMS等）との整合性、関連性の整理。
	財政上の措置。財政援助。購入量に応じた財政的な補助等。
	地方公共団体における安価で簡易、かつ継続的な学識経験者の確保。
	コストの増減を明らかにして欲しい。
町村	様々な業界、業種への働きかけが必要。
	財政的な補助。地方交付税の増。特別交付税等による財政支援。
	エコカーなど環境推進の公用車を購入した時の補助金などの充実。

OA機器実態調査の準備

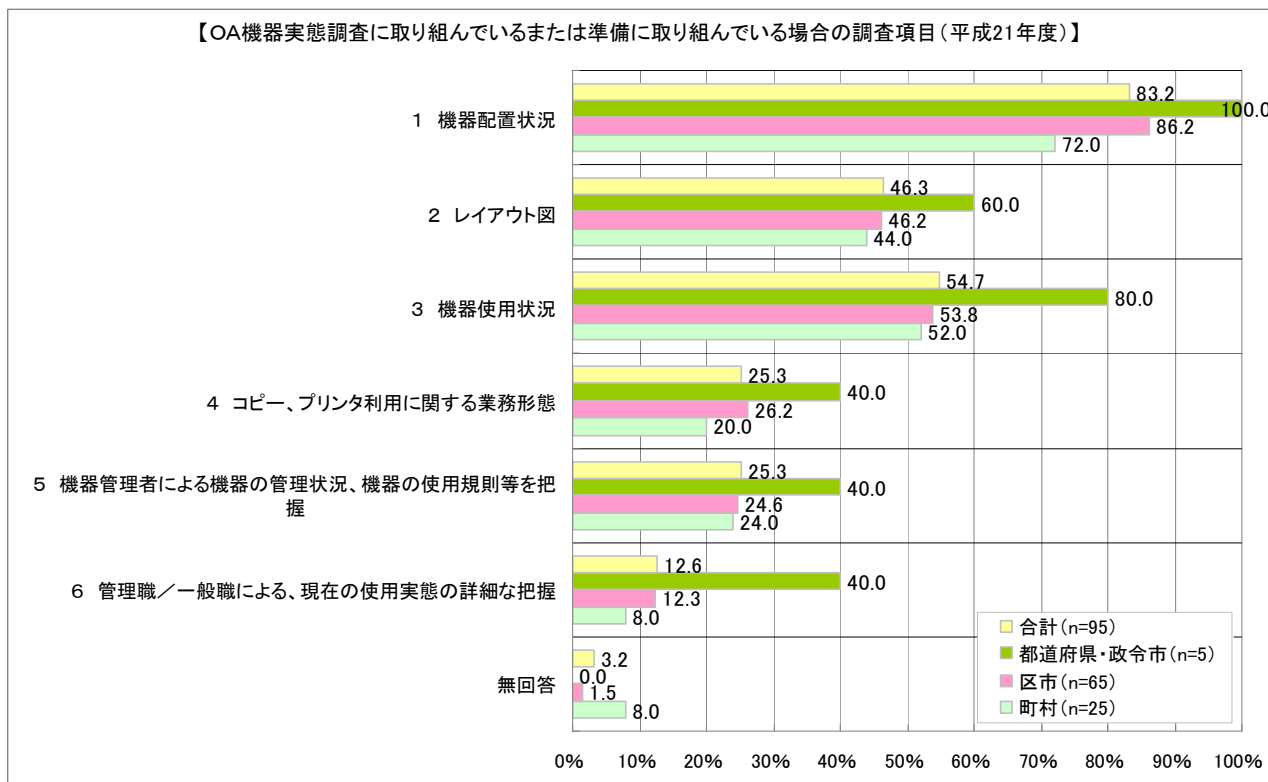
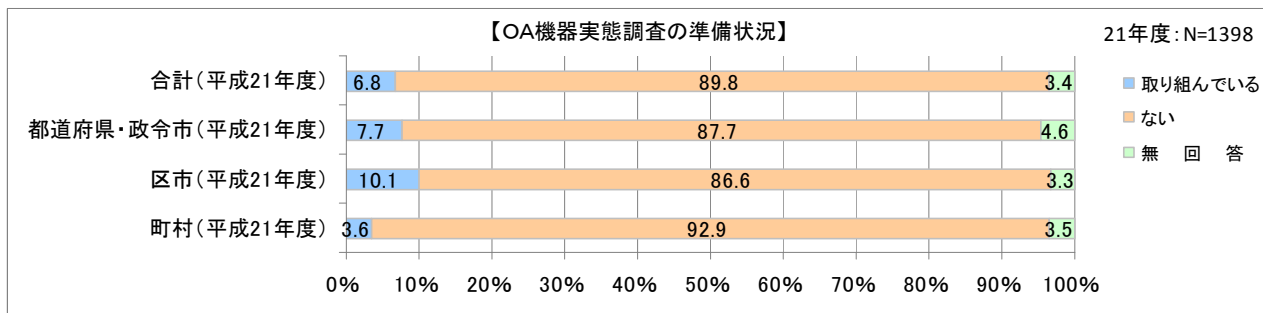
問13 OA機器実態調査に取り組んでいるまたは準備に取り組んでいますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。また、OA機器実態調査に取り組んでいるまたは準備に取り組んでいる場合は、その調査項目について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

平成21年度において、「OA機器実態調査の準備に取り組んでいる」という回答は全体の6.8%であった。このうち、OA機器実態調査の調査項目は「機器配置状況」、「機器使用状況」、「レイアウト図」の順に多かった。

特に、機器配置状況は、「OA機器実態調査の準備に取り組んでいる」と回答した地方公共団体のうち、全ての都道府県・政令市および86.2%の区市、72.0%の町村で、調査または準備に取り組んでいる状況であった。

表 OA機器実態調査の準備

団体の分類	(件数) (%) (上 下 段)	1 い る 取 り 組 ん で	2 な い	無 回 答
合 計	1398 100.0	95 6.8	1255 89.8	48 3.4
都道府県、政令市	65 100.0	5 7.7	57 87.7	3 4.6
区市	641 100.0	65 10.1	555 86.6	21 3.3
町村	692 100.0	25 3.6	643 92.9	24 3.5



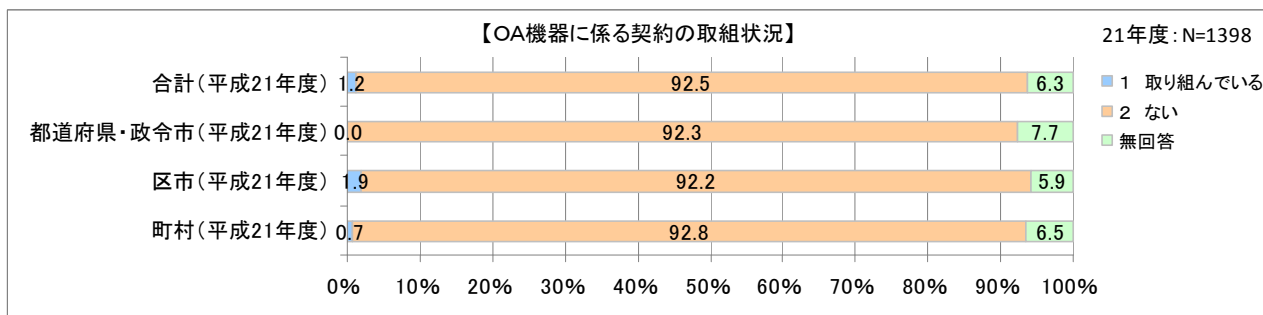
OA機器に係る契約の取組状況

問14 OA機器について、環境配慮契約に取り組んでいる契約はありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、「OA機器に係る契約に取り組んでいる」と回答した地方公共団体は全体の1.2%であったが、その内容は、グリーン購入法や国際エネルギー之星計画基準に基づく調達等のように、OA機器の環境配慮性能を踏まえたグリーン購入に係る内容がほとんどであった。

表 OA機器に係る契約の取組状況

団体の分類	(件数) (%) (上下段)	1 ある	2 ない	無 回 答
合 計	1398 100.0	17 1.2	1293 92.5	88 6.3
都道府県、政令市	65 100.0	- -	60 92.3	5 7.7
区市	641 100.0	12 1.9	591 92.2	38 5.9
町村	692 100.0	5 0.7	642 92.8	45 6.5



問14 OA機器について環境配慮契約に取り組んでいる内容	
団体の分類	具体的な内容(主なもの)
区市	コピー機の使用契約においては、できる限りグリーン購入法に該当する機種を選定している。
	国際エネルギー之星計画基準に基づく調達を行う。
	リサイクルトナー使用。
町村	環境配慮型の印刷機などを導入している。
	仕様書にエネルギー消費効率の値を設け、契約した事例がある。
	トナーは再生のものを、紙も古紙80%以上のものを利用している。

4つの分野以外の環境配慮契約

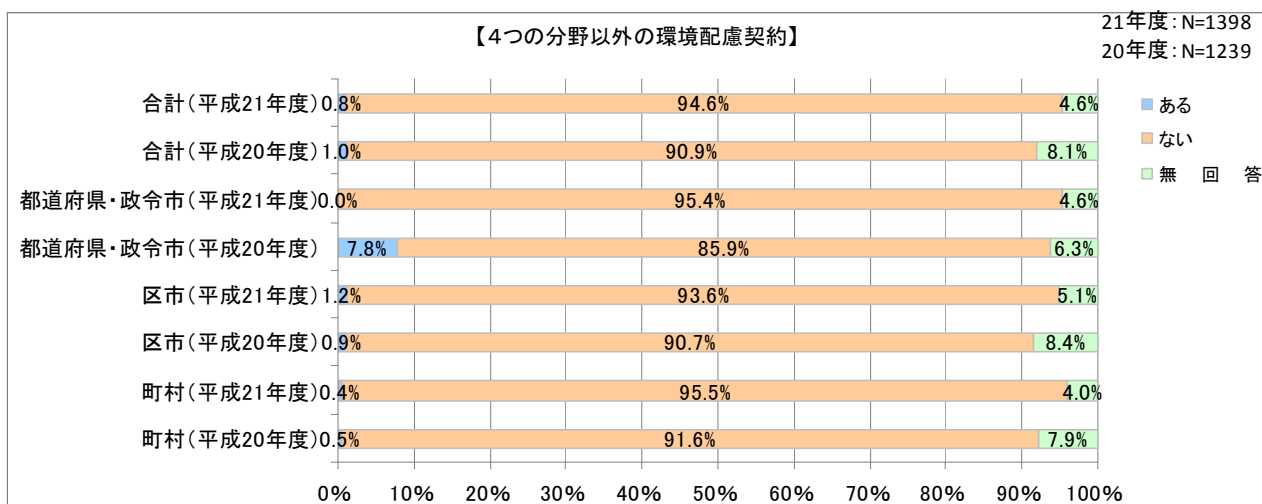
問15 電力の購入に係る契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、建築設計に係る契約、の4つの分野以外に環境配慮契約に取り組んでいる契約はありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

平成21年度において、電力の購入に係る契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、建築設計に係る契約の4つの分野以外に環境配慮契約に取り組んでいると回答した地方公共団体は全体の0.8%であった。

具体的な取組内容は、4つの分野とグリーン購入に係る内容が多かったが、「建設リサイクル法に係わる建設工事の契約」という取組が含まれていた。

表 4つの分野以外の環境配慮契約

団体の分類	(件数) (%) (上 下 段)	1 あ る	2 な い	無 回 答
合 計	1398 100.0	11 0.8	1323 94.6	64 4.6
都道府県、政令市	65 100.0	-	62 95.4	3 4.6
区市	641 100.0	8 1.2	600 93.6	33 5.1
町村	692 100.0	3 0.4	661 95.5	28 4.0



問15 4つの分野以外の環境配慮契約	
団体の分類	環境配慮契約の分野と内容（主なもの）
区市	件名：グリーン電力証書システムによる発電業務委託。 内容：本庁舎が使用する電力の一部を自然エネルギー利用の電力とする。平成18年度から導入しており、本庁舎で使用している電力年間300万kWhのうち、最大100万kWhまでの電力を自然エネルギーにより供給し、環境への負荷を低減する。
	物品（事務用品）の購入に係わる契約。
	建設リサイクル法に係わる建設工事の契約。
町村	仕様書に環境配慮に関する事項を記載。例）ディーゼル車規制適合車による配送の記載。観光バスの環境性能表示に関する記載。古紙配合率に関する記載。

国の基本方針の見直すべき点

問16 国の環境配慮契約法の『基本方針』及び『基本方針』の解説資料について、追加すべきまたは見直すべきと思われるご提案がございましたら可能な限り具体的にご記入ください。

問16 国の基本方針の見直すべき点		
団体の分類	分野	提案の内容
都道府県 政令市	電気	各要素の区分・配点の例について、配点の根拠、考え方を明記して欲しい。
	自動車	「基本方針の解説資料」32頁の最終行「燃料価格は、当該地域（都道府県別）の前年度平均価格を使用することを基本とする」とある。暫定税率が廃止されると、平均価格が大幅に異なってくる。暫定税率が廃止された場合、前年度平均価格から、暫定税率分を差し引いた価格を使用することを基本として頂きたい。
市区町村	全体	基本方針の解説資料に目次をつけてほしい。

環境配慮契約全般に関する意見、要望等

問17 環境省 HP で情報提供してほしいことなど、環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題等がございましたら自由にご記入ください。

問17 環境配慮契約全般に関する意見、要望等	
団体の分類	環境省 HP で情報提供してほしいことなど、環境配慮契約全般に関するご意見、ご要望、今後の課題（主なもの）
都道府県 政令市	太陽光電力買取（太陽光サーチャージ）制度が導入され、電力購入契約が複雑となる。 環境省のみの情報提供でなく、関係する省庁（経済産業省）と連携の上、情報提供してもらいたい。
	国の取組状況（仕様の内容、実績等）。 他の地方公共団体の取組状況（仕様の内容、実績等）。
区市	国土交通省・総務省との連携を望む。
	地方自治体における基本方針策定に向けたマニュアル、作成の方法等。
	環境配慮契約を実施する際の補助制度の創設。環境配慮契約導入のためのわかりやすい資料の提供。 契約するまでの流れなど、具体的な取り組み方法について。
町村	最近は何もしなくても、グリーン購入や環境に配慮した購入になってきています。
	啓蒙普及を推進する上で、簡単・簡素な情報提供に努め、万人が理解できるように願います。日常生活、経済活動の実態に根ざすレベルで進めて下さい。
	環境基本条例の制定や環境協議会の成立などにより、環境に対する関心が高まっている。今後は、環境配慮契約などにも、取り組む気運が広がってくると思われる。今回のアンケートでは、取り組む予定がないと回答した項目が多くなっているが、徐々に見直されていくと思う。ただし、小さな町のため、どの程度取り組むことが出来るか不安はありますし、研究が必要と感じました。契約担当課や総務課等との連携の必要性も感じました。
	環境に配慮した契約等の推進に努めていくことは、現在の環境に関する問題などから不可欠であると考えますが、現時点において、財政上の問題などからすぐには取り組むことが難しいことも事実です。今後、官民一体となった取組みを行いながら環境に関する問題について取り組んでいきたいと考えています。 前例として、効果のあった分野・事業における指針や方法を教えて頂ければと思います。